

令和 2 年度

自己点検・評価報告書

熊本学園大学

目 次

序 章	1
第 1 章 理念・目的	4
第 2 章 内部質保証	10
第 3 章 教育研究組織	23
第 4 章 教育課程・学習成果	31
第 5 章 学生の受け入れ	56
第 6 章 教員・教員組織	68
第 7 章 学生支援	78
第 8 章 教育研究等環境	94
第 9 章 社会連携・社会貢献	105
第 10 章 大学運営・財務	
第 1 節 大学運営	117
第 2 節 財務	130
終 章	133

序 章

熊本学園大学は、1942（昭和 17）年に創設された東洋語学専門学校（1945（昭和 20）年熊本語学専門学校に改称）を母体としている。その後、1950（昭和 25）年に熊本短期大学が、1954（昭和 29）年には熊本商科大学が設立され、学校法人熊本学園は大学・短期大学から成る大学教育体制を整えた。初代学長の高橋守雄は開学の辞の中で「学問は自由の中でこそ育つ、民主自立の学識と品性を研ぐところ、師弟一丸、一筋に自主独往の気魄をこめて大空にはばたく学園」を提唱した。

本学では、教師と学生が同じ人間として規範を一つにして学ぶ「師弟同行」、自由な雰囲気の中教育と勉学に勤しみ研究に励み明朗闊達で自由な創造的人間をめざす「自由闊達」、教育の城を護る教職員学生の一体的な努力を示す「全学一家」、これらが「建学の精神」として掲げられ、伝統的な気風として学園の歴史は刻まれてきた。「知的応用能力高く、教養深き人物を育成して世界文化の進運に寄与すること」を使命として、社会、地域に貢献する人材を育成するための教育研究活動を行っている。

大学教育体制については、熊本学園は学部、学科増設による整備・拡充を行ってきた。1961（昭和 36）年に熊本短期大学に保育科を、1966（昭和 41）年に教養科を増設した。そして 1967（昭和 42）年には、熊本商科大学に経済学部を増設した。1988（昭和 63）年に大学院商学研究科修士課程を、1992（平成 4）年に経済学研究科修士課程を設置した。また 1994（平成 6）年には、熊本商科大学を熊本学園大学に、熊本短期大学を熊本学園大学短期大学部に名称変更した。こうして、熊本学園大学は熊本短期大学社会科と教養科を改組しての第一部社会福祉学部、第二部社会福祉学部さらに外国語学部を設置するとともに、文系総合大学となった。

その後、大学院の新設や学部教育の充実化を行った。1998（平成 10）年に大学院社会福祉学研究科修士課程を、2001（平成 13）年に大学院国際文化研究科修士課程を設置した。また他方では、2002（平成 14）年に熊本学園大学短期大学部保育科を廃止し、その教育内容を第一部社会福祉学部を引き継いだ。大学院博士後期課程については、2003（平成 15）年社会福祉学研究科に、2005（平成 17）年商学研究科、経済学研究科、国際文化研究科にそれぞれ設置した。2009（平成 21）年には大学院会計専門職研究科を設置した。このように大学院の充実・拡大や高等専門教育の研究・教育を推進した結果、2021（令和 3）年現在では 5 つの学部と 4 つの大学院研究科、1 つの専門職大学院を有する文系総合大学に発展してきた。

学校法人熊本学園は、2016（平成 28）年に第 1 次中期経営計画（2016～2020）を策定した。そこでは、建学の精神に立ち返り、「使命」「理念」「目的」を明確にしつつ、持続的な発展に向けて地域での存在感そして信頼を高めることが提示された。2021（令和 3）年からスタートした第 2 次中期経営計画では、その内容を引き継ぎながら、新たに熊本学園が 2025（令和 7）年に達成すべき将来像を設定した。また、この将来像を達成するために、本学園及び教職員が経営や業務遂行にあたり取るべき姿勢を示した「行動指針」を策定した。第 2 次中期経営計画において熊本学園大学はその将来像で「学生の夢を実現し、社会の発展を支える知の拠点、そして地域の拠点となる」ことを目指している。こうした計画のもとで、熊本学園大学は現在、2042 年の熊本学園「創立 100 周年の礎の構築」という観点から、創立

100 周年に向けてのグランドデザインを提示している。

本学は、これまで 2008（平成 20）年に第 1 期、2015（平成 27）年に第 2 期の認証評価を受審し、いずれも大学基準協会より「適合」の認定を受けている。

ただ前回の認証評価では、4 つの基準（「教育内容・方法・成果」、「学生の受け入れ」、「管理運営・財務」、「内部質保証」）に関して、「努力課題」8 項目が付された。これら「努力課題」に対して、まず「教育内容・方法・成果」については大学院研究科委員会や FD 委員会の活用を通じて教育内容や制度の改善が図られた。また学部では教授会を通じて年間履修登録単位数の適正化が行われた。「学生の受け入れ」では、常任理事会の責任のもとで学長を中心として各学部が改善に向けた検討委員会を設置し対応を進めた。「管理運営・財務」では、2015（平成 27）年度に中期経営計画を策定し、基本戦略と戦略目標を明記した上でその行動計画を具体化した。教育活性化の取組みを中期経営計画の財務に関する数値目標に関連づけることで、財政確保の改善を行った。「内部質保証」に関しては、大学行動計画の検証と改善を大学の自己点検・評価と関連づけることで PDCA サイクルを整備した。そのもとで、自己点検・評価を 2017（平成 29）年度、2018（平成 30）年度、2019（令和元）年度に実施し、定期的な自己点検・評価を大学全体での評価・改善に結びつけてきた。こうした取組みを行い、2019（令和元）年 7 月に大学基準協会に改善報告書を提出した。2020（令和 2）年 3 月、大学基準協会から、引き続き改善努力が望まれるとされた事項はあったものの、今後の改善経過について再度報告を求める事項はなしとの結果を受けた。

第 3 期認証評価においては、全学的観点から包括的な評価が求められ、大学教育活動のさらなる展開に向けた改善・向上を推進できる内部質保証システムの構築が重要視されている。こうした状況を踏まえて、本学では教育研究の質を継続的に向上させるしくみを構築し、本学の教育研究に係る適切な水準を維持及びその充実に資することを目的として、2020（令和 2）年 4 月に「熊本学園大学内部質保証推進規程」を策定した。この目的を達成するために、熊本学園大学内部質保証推進委員会が設置され、内部質保証の基本方針を策定することとした。この内部質保証推進委員会の指示に基づいて、自己点検・評価委員会は自己点検・評価を実施し、自己点検・評価の報告を受けて、内部質保証推進委員会は必要な部局に改善指示を行う。そしてその改善の取組みを内部質保証推進委員会に報告することにより、自己点検・評価、改善・向上に至る PDCA サイクルを実質的に稼働させるという内部質保証のシステムを明示した。

内部質保証推進委員会と自己点検・評価委員会との役割分担を明確にするとともに、①大学、②学部・研究科・研究所・委員会・事務局、③構成員（教育職員・事務職員）といった 3 層構造の内部質保証とそれぞれを有機的に連関させることで内部質保証体制の整備を進めている。こうした内部質保証体制をさらに整備しながら、中期経営計画における教育研究活動を推進している。

学士課程における教育改革としては、2018（平成 30）年 11 月にカリキュラムマップ、カリキュラムツリーの整備が検討されるにともない、科目ナンバリングの実施が提案された。ここでは 3 つのポリシー（DP、CP、AP）のもと体系的な教育課程を編成し、科目間の有機的連携を確保することで教育の質の向上をはかることが目指された。翌 12 月には、これまでの授業評価を見直して、2019（令和元）年度から新しい授業評価アンケートの実施について提案が行われた。これは、学修改善のための PDCA サイクルと教育改善のための PDCA サイ

クルを結びつける形での学修・教育改善の PDCA サイクルの提示であった。2019（令和元）年 12 月には、学修成果の可視化についての検討が始まり、その活用や目標などについて提案が行われた。こうした改革に取り組みながら、教育にかかわる内部質保証の整備を進めてきた。ただ、現状では検討を進めている段階にある。

本学では、第 3 期認証評価に向けた本報告書は本学の現状を総括したものであり、今後の課題を明らかにする上で貴重な機会とみている。実際に、本報告書を作成するプロセスにおいて、多くの課題を発見するとともに、将来の改善に向けた意見交換も積極的に行われた。この認証評価の受審を、本学のさらなる発展に向けた重要な契機としたい。

第1章 理念・目的

【1】現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

1. 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

熊本学園大学は、創立以来脈々と受け継がれてきた建学の精神「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」、「大学の目的及び使命」、「大学の教育目標」から教育理念を明示し、地元熊本における私学の雄として真摯に教育に取り組んでいる。

《建学の精神》

“師弟同行” “自由闊達” “全学一家”

「師弟同行」「自由闊達」は、1942（昭和17）年に創立された東洋語学専門学校第1期生園田四郎氏が、第1回入学式で『師弟同行』『自由闊達』の学風を樹立せんことを期す」との宣誓文を朗読されたことに始まる。

i. 師弟同行

開学時、教師と学生が一緒になって校舎の土地を開墾・開拓したことに由来するもので、教師と学生は同じ人間として規範を一つにして学ぶことを意味する。

ii. 自由闊達

全構成員がのびやかで自由な雰囲気の中、教育と勉学に勤しみ、研究に励み、明朗闊達で自由な創造的人間を目指すものを意味する。

iii. 全学一家

熊本学園創立者高橋守雄が、熊本商科大学第1回入学式で「すべては『全学一家』と云う標語があらわす通りこの教育の城を護る教職員学生の一体的な努力であった」と唱えられたように、教職員学生一体の学風を意味する。

また、大学の目的及び使命を「熊本学園大学学則」（以下、「学則」）第1条において、「本学は、広く知識を授けるとともに、経済、商業、経営、外国語、社会福祉に関する専門学術の理論を深く教授研究することを目的とし、特に熊本県の海外発展国際的活動の伝統と私学特有の自由闊達の学風を堅持して、知的応用能力高く、教養深き人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命とする。」と定めている（資料 1-1【ウェブ】）。大学院においては、「熊本学園大学大学院学則」（以下、「大学院学則」）第2条に、「大学院は、本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、もって文化の進

展に寄与することを目的とする。」と定め（資料 1-2【ウェブ】）、会計専門職大学院においては、「熊本学園大学専門職大学院学則」（以下、「専門職大学院学則」）第 2 条に、「専門職大学院は、高度な専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」と定めている（資料 1-3【ウェブ】）。

このような大学及び大学院の目的を達成するために、「教育目標」として以下の 3 つを掲げている（資料 1-4【ウェブ】）。

- (1) 幅広い教養を身につけ、専門知識・技能を活用することにより地域社会を支える人物を育成すること
- (2) 自由闊達を尊重する学風のもとで知的関心を醸成しつつ、多様な人びとと協力しながら課題に取り組む人物を育成すること
- (3) 地域に根ざし世界につながる知的能力の高い国際人を育成すること

この教育目標を達成するために、各学部、学科及び研究科ごとに人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的を「学則」、「大学院学則」及び「専門職大学院学則」にそれぞれ定めている（資料 1-1【ウェブ】、資料 1-2【ウェブ】、資料 1-3【ウェブ】）。例えば「商学部」においては、「幅広い教養に裏付けられ、理論的かつ実践的な専門知識をもった人材の養成を目指すとともに、特に、流通・経営・会計の世界で創造性豊かな能力をもって、グローバルな視点から地域経済で活躍できる人材の養成を目的とする。」と定めている。これに基づき、商学部各学科の目的として、「学則」第 3 条の 3 に次のように定めている。商学科は、「流通・マーケティング、金融、簿記会計、情報処理及び民法・会社法等を系統的に学び、実践的な知識及び交渉力・分析力を習得するとともに、複雑化した現代社会の変化に敏感に即応し決断できる人材の養成を目的とする。」、ホスピタリティ・マネジメント学科は、「人的要素が重視される、観光・集客・接客ビジネス、フードビジネス、医療・福祉ビジネス及びコミュニティビジネス等のホスピタリティ産業において、指導者となるべき幅広い教養に裏付けられた専門知識及び総合的な判断力を有する人材の養成を目的とする。」（資料 1-1【ウェブ】）。

同様に、例えば大学院の商学研究科においては、「大学院学則」第 7 条第 2 項に「経済のグローバル化をはじめとして企業を取り巻く環境の高度化・複雑化に対応すべく、企業はもとより地方自治体や非営利組織において自らの能力を発揮し地域社会の活性化に貢献しうる高度専門職業人の養成、並びに流通・マーケティング、ファイナンス・会計、経営・情報の世界について高度な理論的・実践的知識を基に自立して創造的な研究活動に従事する研究者の養成を目的とする。」と定めている（資料 1-2【ウェブ】）。会計専門職研究科においては「専門職大学院学則」第 6 条に「会計専門職研究科は、21 世紀に相応しい高度な専門性と幅広い視野、そして社会的責任感と倫理観を備えた会計専門職業人の養成を目的とする。」と定めており（資料 1-3【ウェブ】）、それぞれの学部・研究科の人材育成その他の教育研究上の目的を適切に設定している。

2. 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

学部・研究科は、本学の教育理念のもと、前述のとおり学部・学科及び研究科ごとに専門性をふまえ人材養成の目的を適切に設定している。この目的を実現するために「卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポ

リシー)」「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」を定め、大学の理念・目的に基づく教育を実践している(資料1-5【ウェブ】)。

本学の教育理念は、本学が設置する学部・研究科すべてにおいてそれぞれの専門性に応じて反映されている。

点検・評価項目②:大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1:学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2:教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

1. 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

本学の教育理念を基礎とした、各学部・学科及び各研究科の人材育成その他の教育研究上の目的は、「学則」「大学院学則」「専門職大学院学則」に明示している(資料1-1【ウェブ】、資料1-2【ウェブ】、資料1-3【ウェブ】)。

2. 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

前述のとおり、建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」をもとに、「目的及び使命」及び「教育目標」を教育理念とすることを明確にし(資料1-4【ウェブ】)、各学部・学科及び各研究科の教育研究上の目的は「学則」「大学院学則」及び「専門職大学院学則」に明示し、大学ウェブサイトにて公表している(資料1-6【ウェブ】)。また教職員に対しては、毎年実施している一般職員研修会や後述の中期経営計画の説明会等で本学の教育理念である建学の精神、目的及び教育目標について周知、浸透を図っている。学生に対しては、「学生便覧」(資料1-7【ウェブ】)に教育理念である建学の精神及び大学の目的と使命を巻頭に掲載し周知している。

社会に対しても大学ウェブサイトの「大学紹介」の「大学概要」の項目の中で教育理念、教育研究上の目的、三つのポリシー等を明示しており(資料1-8【ウェブ】)、学部・研究科個別のウェブサイトでもわかりやすい形で公表を行っている。

点検・評価項目③:大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1:将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

①認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

1. 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

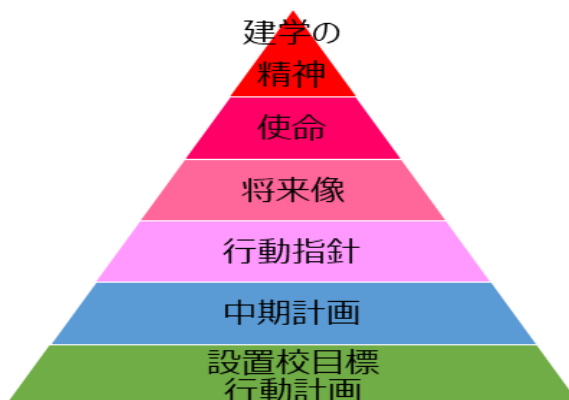
①認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

<熊本学園の中期経営計画の概要>

学校法人熊本学園は、2015（平成 27）年度に 2020（平成 31）年度までの 5 年間を対象期間として、初めての中期経営計画となる「熊本学園第 1 次中期経営計画（2016～2020）」（以下、「第 1 次計画」）を策定した（資料 1-9）。第 1 次計画終了後、2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度までの 5 年間を対象期間とした第 2 次中期経営計画（2021～2025）（以下、「第 2 次計画」）を運用している（資料 1-10）。なお、第 1 次計画においては、計画 3 年目であった 2018（平成 30）年度に、それまでの計画の達成状況等を踏まえて、計画の修正を行った（資料 1-11）。

本学園の中期経営計画は、建学の精神をもとに学園としての使命や将来像を設定した上で各設置学校及び法人部門で共有し、その達成に向けてそれぞれの目標を立て、行動計画を策定し運用している。なお、第 1 次計画策定の折に、建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」の再解釈を行っており、第 2 次計画の際にはそれを基盤に計画の検討を行い、第 1 次計画との理念の継続性を担保してきた。

第 1 次計画、第 2 次計画ともに、学園全体の基本的な方針であるマスタープランと各設置学校及び法人部門が実施するアクションプランを策定しているが、特に第 2 次計画においては、建学の精神を頂点とした計画の体系性をより明瞭になるよう構成している。（下図）「中期計画」をマスタープランに位置付け、「行動計画」をアクションプランに位置付けており、中期計画においては、「Ⅰ広報・募集」「Ⅱ教育」「Ⅲ就職・進路・留学・学生等支援」「Ⅳ研究」「Ⅴ学外連携」「Ⅵ人と組織」「Ⅶ財務・施設設備」の 7 分野において、戦略目標を設定している。それに基づいて各設置学校及び法人部門が行動計画を策定している。また、将来像の達成指標として重要目標達成指標（KGI）、中期計画に定める戦略目標の達成指標として重要業績評価指標（KPI）を定めている。行動計画においても各取組みの達成目標の多くを数値化して設定しており、計画の進捗状況、将来像や目標の達成状況を明確に示すことができるよう設計している（資料 1-10）。



図：第 2 次中期経営計画体系図

<大学行動計画の概要>

第 2 次計画においては、大学目標として「1. 学生第一主義に基づく教育を実践する大学、2. 社会の発展を支える知と地の拠点大学」を掲げ、その達成のために、5 か年を計画期間として、広報・学生募集、教育、学生支援、研究、学外連携の分野において 25 の施策と 45 の取組みを行動計画に定めている（資料 1-12）。

大学の教育の質及び研究力の向上とそれらの地域への還元を目指している。教育においては、文理融合プログラムや学部横断プログラムの検討と開発など、データサイエンス分野を取り込んだ教育組織の設置検討や、全学共通教育の充実化、地域中核人材育成プログラムの再編など社会のニーズに対応する教育改革に関する施策に加え、初年次教育の充実化や

授業における PBL（課題解決型学習）実施の促進など、学修者主体の学びを実現する施策を打ち出している。

研究においては、研究力向上の基盤強化を図ることを盛り込んでいる。研究力を示す主たる指標として科研費の申請数に主眼を置いており、本学の研究者の科研費申請支援体制の充実化を目指す。また、本学では研究活動における教員の主体性を重視する一方で、教員の研究情報等を大学として十分な把握ができていないため、大学としての研究力を効果的に学外に発信することが難しくなっていることを踏まえ、学内の研究情報の集約と情報発信に取り組むことなどを計画している。

学生支援分野においては、本学が伝統的に強みにしているしょうがい学生支援や国際交流の分野を中心に、中退予防、ピアサポート、キャリア教育の施策について示している。多様な学生がキャンパスで過ごす本学において、これらの施策により、様々な学生が快適に学び、活躍できる環境を実現することを目指している。

学外連携分野では、地域住民との交流の機会の一層の促進と、自治体や企業をはじめとした団体との連携事業の強化を目標にしている。本学の教育研究資源等について、地域住民や自治体や企業等にどのようなニーズがあるかを再検証し、本学の「知」が市民レベル、企業等レベルの双方に寄与することを通じて、地域振興への貢献を図る。

以上の各分野での施策を実施することで、教育の質と研究力の向上、学生支援の充実、学外連携の活性化を図っている。これらを広報・募集分野に係る施策において、積極的に学内外に発信することで、志願者数の向上と安定的確保、地域における存在感の向上へ繋げることを目標としている（資料 1-10）。

<計画の実施体制及び進捗管理体制>

大学行動計画では、施策・取組みごとに所管する委員会等及び事務局担当部署が設定されており、その実施と進捗管理を行っている（資料 1-13）。大学行動計画全体の進捗管理については、学長室企画会議にて確認・検証を行っている。また、取組みの確実な実施のために行動計画の各取組みにおいては予算との連動を図っている（資料 1-12）。

中期経営計画全体の進捗管理については、「学校法人の中期経営計画及び年度計画の着実な推進を図る」ことを目的として設置されている中期経営計画推進管理本部が担っている（資料 1-14）。毎年度、行動計画に設定されている施策・取組みについて達成状況の評価を行った上で、将来像や戦略目標の達成状況を踏まえて、中期経営計画全体の検証・評価を行うこととしている（資料 1-15）。

なお、2015（平成 27）年度に受審した認証評価にて指摘のあった事項については、第 1 次計画において対応して取り組んでおり、その実施結果を踏まえて、引き続き第 2 次計画においても盛り込んで策定している（資料 1-16）。

【2】長所・特色

学校法人熊本学園は、1942（昭和 17）年の創立以来脈々と受け継がれてきた建学の精神「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」を基調としながら、今後の予測困難な時代を生き抜いていくため、地域に根ざした教育機関として地域と世界をつなぎ、グローバル時代に求められる人材を養成し、創造的研究の推進によって社会の発展に貢献すること、また地域に存立

する教育機関として、進取の気性をもって地方創生を牽引し、持続可能な地域振興を推進することを使命としている。

そのため、第2次計画の中でも、行動指針として「地域への貢献」、地域のために、地域に寄り添い、地域を思い行動することを掲げている。基本戦略の中でも例えば、「地域における学びと課題解決の拠点としての学園の積極的なPRの展開」、「地域社会と連携した実践的な教育の推進と教育方法の改善」、「地域の産業や卒業生と連携したキャリア教育の実施」などを挙げ、地域と連携し地域とともに発展していくことを明確な目標としていることが本学の特色といえる。

【3】問題点

大学の使命及び目的、また各学部・研究科の目的を大学のウェブサイト等で公表し周知しているが、教育目標など本学の基本理念をパンフレット等に統一したものとして明確に掲載していないため、その点を対応することが課題である。

【4】全体のまとめ

熊本学園大学は、建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」に基づく「目的及び使命」及び「教育目標」を教育理念とし、文系総合大学として教育研究の展開及び運営を行ってきた。この教育理念を踏まえ、大学及び大学院の目的を定め、「学則」（資料1-1【ウェブ】）、「大学院学則」（資料1-2【ウェブ】）及び「専門職大学院学則」（資料1-3【ウェブ】）に定めている。また各学部・研究科では教育理念をもとに専門性を踏まえ教育研究上の目的と人材養成の目的を「学則」及び「大学院学則」に明示している。また社会に対しても大学ウェブサイト等で広く周知、公表を行っている。

2042（令和24）年に迎える創立100周年を通過点にとらえ、その後も永続的に発展を続ける学園となるため、高度な教育研究及び社会貢献活動を推進していく上での基礎となる、安定した経営基盤を確立し、第2次計画に基づき、大学としての将来像を達成することにより、持続的な発展を目指している。

以上のことから、本学は当該基準を充足していると考ええる。

第2章 内部質保証

【1】現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ①内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ②内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ③教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

1. 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

①内部質保証に関する大学の基本的な考え方

本学は「学則」第1条、「大学院学則」第2条、及び「専門職大学院学則」第2条にそれぞれ目的を定めており、その目的及び使命を達成するために、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを「学則」第2条、「大学院学則」第3条、「専門職大学院学則」第3条に定めている。この定めにより、本学では毎年度自己点検・評価を実施しており、その点検・評価結果を取りまとめた報告書を大学ウェブサイトにて公表している（資料2-1【ウェブ】）。大学の教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にあることから、大学としての質を保証し、自己点検・評価に基づく内部質保証の推進を図るため「熊本学園大学内部質保証のための全学的な方針」（資料2-2【ウェブ】）を定め、その中で本学の内部質保証に関する基本的な考え方を以下のように示し、公表している。

内部質保証に関する基本的な考え方

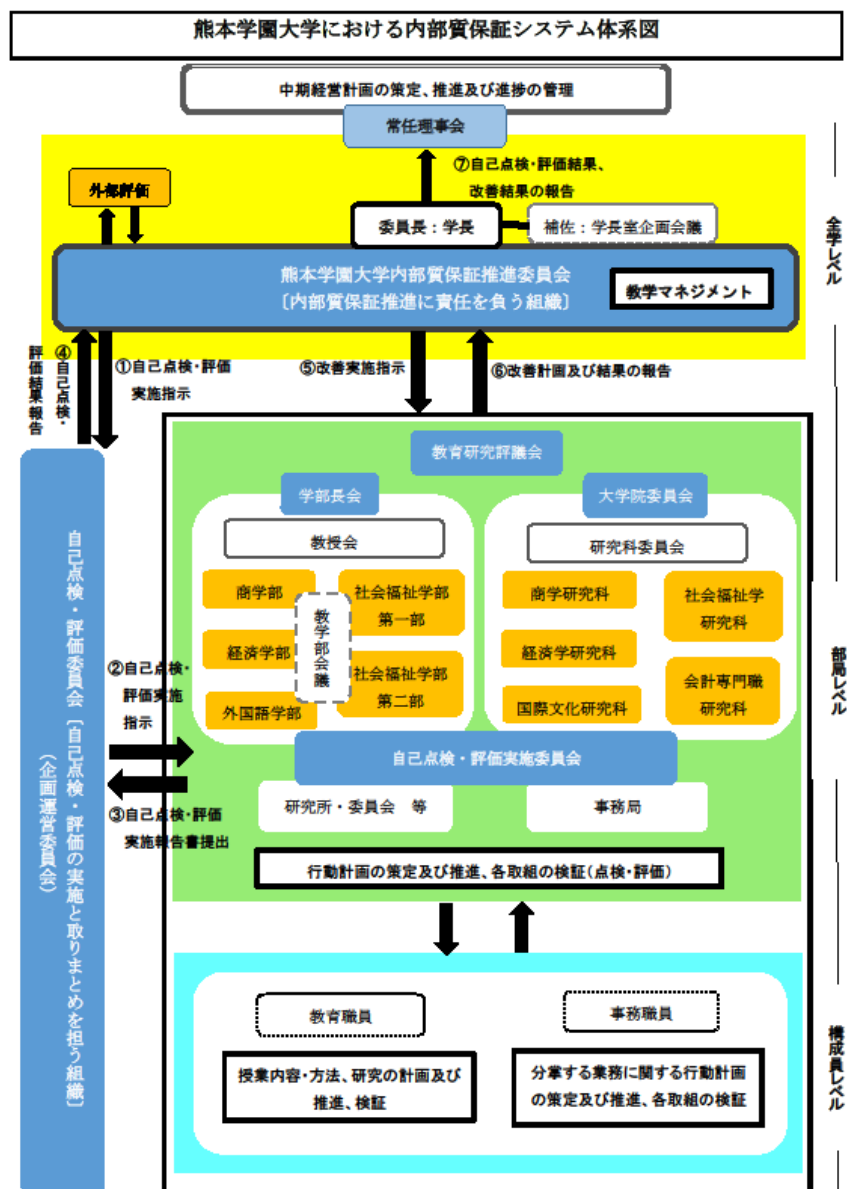
- ① 建学の精神、大学及び大学院の学則に定める目的及び使命に基づき、教育研究等をはじめとする諸活動について自ら点検・評価を行うことにより、教育研究等の改善・向上を継続的に行う。
- ② 「熊本学園大学内部質保証推進規程」（資料2-3【ウェブ】）に基づき、自己点検・評価を基盤とする内部質保証の推進を行い、本学の教育研究等の質を保証する。

この基本的な考え方をもとに、本学は恒常的かつ継続的に質の向上を図る体制を整備している。

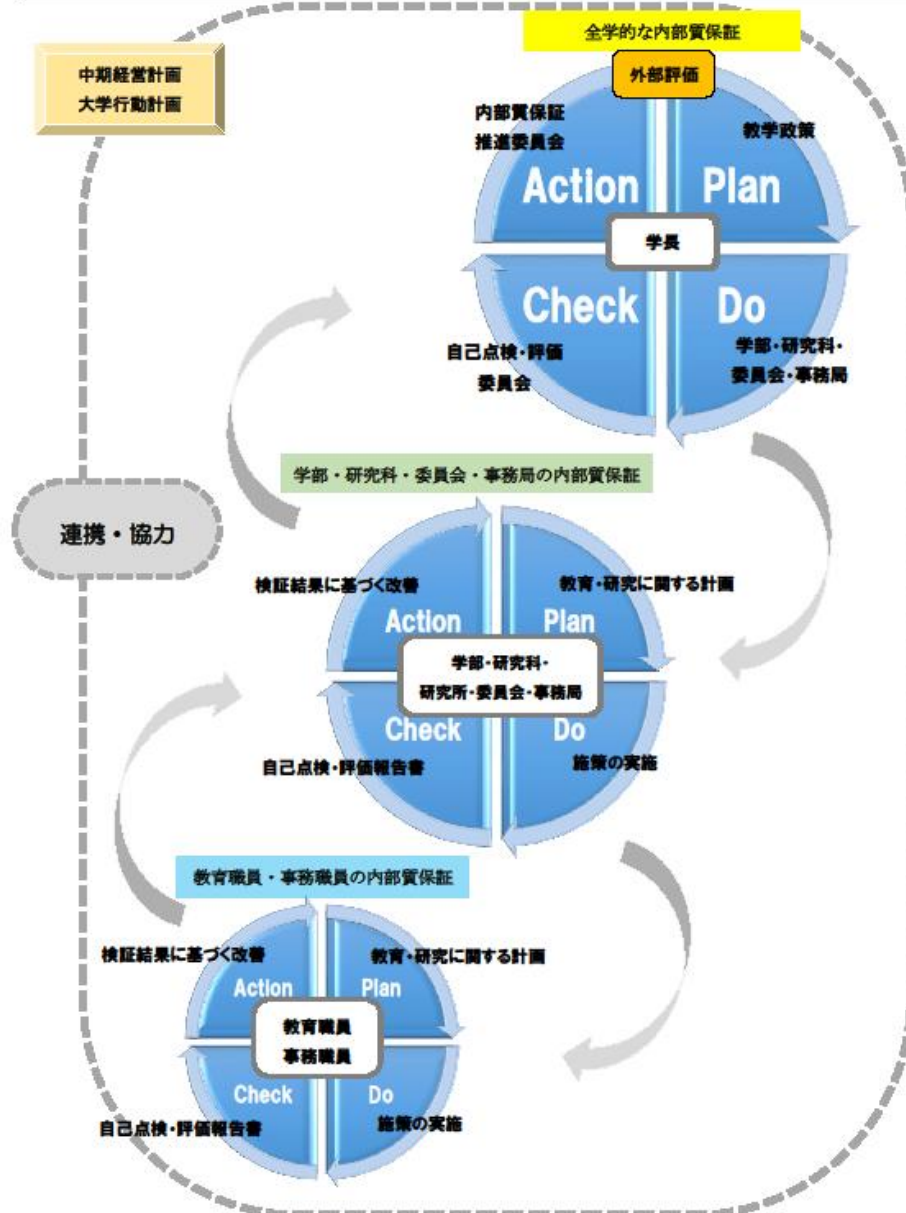
②内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

全学的な内部質保証の推進については、内部質保証推進委員会の委員長である学長が責任をもってあたることとしている。学長を中心としたガバナンス体制のもと、学部・研究科等の各部局との役割分担を明確にし、全学的に本学の内部質保証システムを有効に機能させ、推進していくしくみとなっている。本学では学部・研究科及び担当事務局など各部局に

自己点検・評価実施委員会を置き、実施委員会を中心に教育研究活動及び管理運営等の状況について毎年度自己点検・評価を実施し、各部局の実施委員会が自己点検・評価実施報告書を作成して自己点検・評価委員会に提出するしくみを整えている（資料 2-4）。しかし、前回の認証評価受審の際に受け取った「改善報告書の検討結果について〔19 大基評第 266 号 2020（令和 2）年 3 月 11 日〕」（資料 2-5）の〔1〕概評において、第三、内部質保証について「点検・評価の結果を十分に改善につなげているとはいえないため、さらなる努力が望まれる。」との指摘を受けたため、内部質保証体制の再構築に向けて検討を行った。自己点検・評価委員会は各部局から提出された自己点検・評価結果を全学的な観点から取りまとめるを行う役割を担うこととし、更には本学の教育研究の質を継続的に向上させるしくみのなかで、自己点検・評価報告書に基づいて検証を行い、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として内部質保証推進委員会を設置した。これにより、以前は自己点検・評価委員会の委員長を学長としていたが、自己点検・評価委員会と内部質保証推進委員会の役割と権限を明確にするため、自己点検・評価委員会の委員長を副学長に変更するなどして、本学の教育研究に係る適切な水準の維持及びその充実を図る体制を整備した。



熊本学園大学における内部質保証にかかる PDCA サイクル概念図



上記の「熊本学園大学における内部質保証システム体系図」(資料 2-6【ウェブ】)、「熊本学園大学における内部質保証にかかる PDCA サイクル概念図」(資料 2-7【ウェブ】)で示すように、本学の内部質保証は、全学レベル、学部・研究科を含む部局レベル、構成員レベルで PDCA サイクルを回すしくみとなっている。それぞれのレベルでの取組みを内部質保証推進委員会が全学的な観点から検証し、改善が必要な事項については該当部局に対して改善指示を行う(資料 2-8)。指示を受けた部局は改善報告書を提出し(資料 2-9)、内部質保証推進委員会においてその改善報告書の精査を行い、必要に応じて該当部局に再度指示をすることで恒常的な改善を促すしくみをとっている。

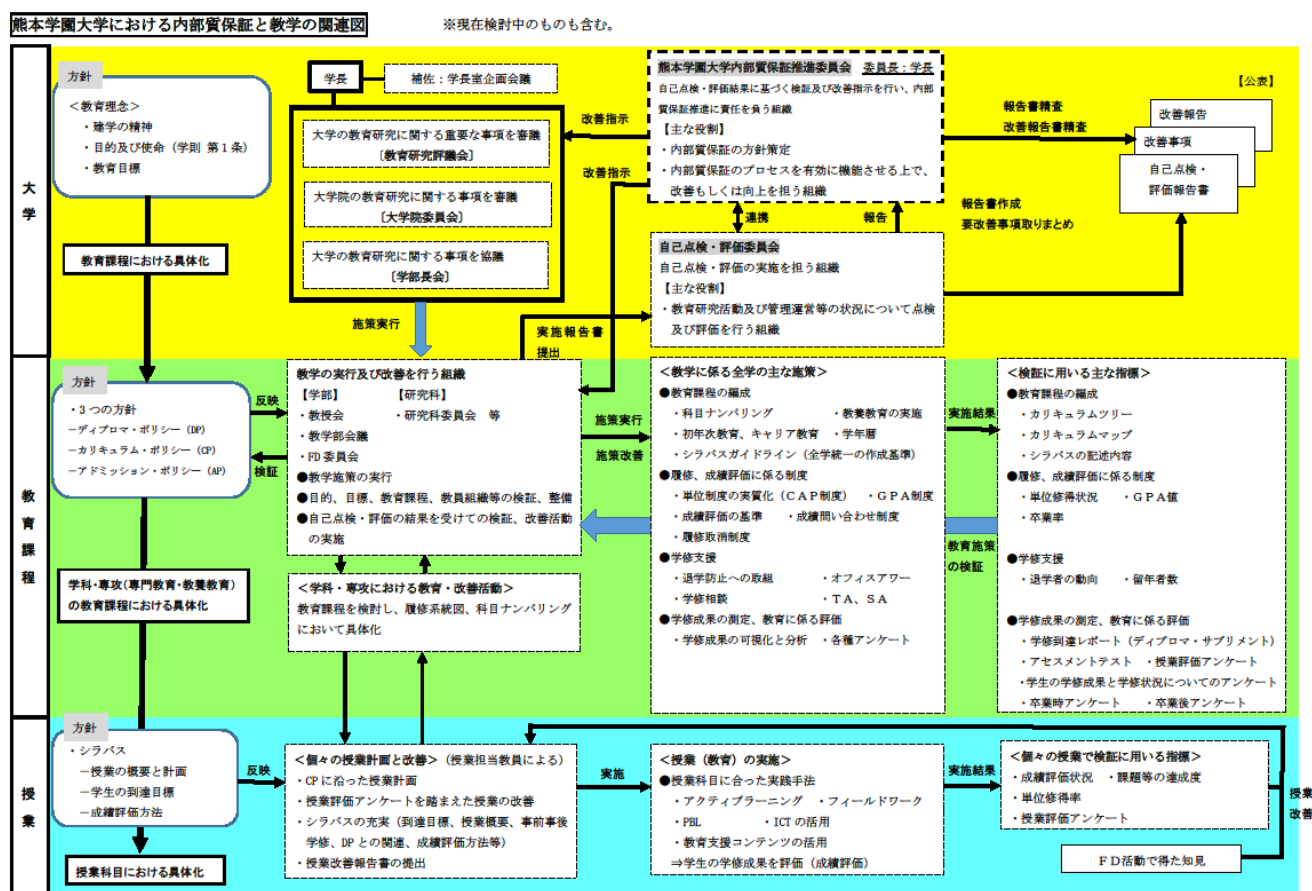
学内での内部質保証システムの浸透を図るために、各学部の教授会や事務局の部課長会において内部質保証システム体系図及び PDCA サイクル概念図などについて説明・周知を行い、また本学ウェブサイトにおいても周知・浸透を図り、日常業務の中で常に PDCA を意識しながら各取組みを行うことにより、全学的に質の向上に取り組む体制をとっている。

③教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学の教学に関する指針として、「内部質保証のための全学的な方針」（資料 2-2【ウェブ】）のなかで、以下のとおり定めている。

- ・ 学長のリーダーシップのもと卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP）に基づく大学教育を展開する。
- ・ 教学に係る施策について、恒常的に改善及び改革に取り組む。
- ・ 学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報等を的確に把握し、教育研究等の改善及び見直しに活用する。

この指針を具現化するために「熊本学園大学における内部質保証と教学の関連図」（資料 2-10【ウェブ】）を作成し、視覚的に図に表すことで教職員にわかりやすく明示している。



その中身として、授業レベル、教育課程レベル、大学レベルにおいて、それぞれのレベルの方針に基づいた取組みを行い、恒常的に実行・検証・改善、改革を行っていく PDCA サイクルを確立している。

教学運営においては、2020（令和 2）年度からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により通常とは異なる対策を講じることとなった。本学では「熊本学園大学危機管理規程」（資料 2-11）に基づく危機管理委員会が設置されており、有事の際には危機管理委員会の委員長である学長の指示により、所掌事項を円滑に対応するための対策本部及び班を設置することができることとなっている。これにより 2016（平成 28）年の熊本地震の際にも対策本部

を立ち上げ、教育・研究の継続及び速やかな授業再開に努め対応したことを教訓に、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対処するため 2020（令和 2）年 3 月に新型コロナウイルス対策本部を立ち上げ、安心・安全な教育環境の維持に努めている。対策本部のメンバーでもある学長、副学長を中心として、対面式授業を遠隔授業に切り替えたり、感染拡大状況により対面式授業と遠隔授業の割合を変えていくなど、常に学生の学修機会を担保するための最善の方法を模索しながら、適切なマネジメントが行われている。新型コロナウイルス感染症対応に関する大学独自の行動指針や授業実施のガイドラインなどを定め、大学ウェブサイトやポータルサイトを通じて学生に丁寧な周知を行うことにより、学生間で不利益が生じないよう各部局において最善の対応を行っている。内部質保証推進委員会においても各部局での対応内容や状況について確認を行っている。詳細については、「第 4 章」及び「第 7 章」で後述する。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

1. 全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

2. 全学内部質保証推進組織のメンバー構成

前回の認証評価受審の際に努力課題として挙げられていた内部質保証については、改善報告書の検討結果（〔19 大基評第 266 号 2020（令和 2）年 3 月 11 日付〕文書）においても点検・評価の結果を十分に改善につなげるしくみが整っていないとの指摘があったため、学長を中心に、本学における内部質保証体制の再構築に向けて検討を開始した。

検討の結果、2020（令和 2）年 4 月 1 日に学長、副学長及び事務局長を中心とする内部質保証推進委員会を新たに設置し、合わせて「熊本学園大学内部質保証推進規程」（資料 2-3【ウェブ】）を策定、そのほか図に表しわかりやすく示すため「熊本学園大学における内部質保証システム体系図」（資料 2-6【ウェブ】）、「熊本学園大学における内部質保証にかかる PDCA サイクル概念図」（資料 2-7【ウェブ】）、「熊本学園大学における内部質保証と教学の関連図」（資料 2-10【ウェブ】）を作成した。最終的には大学の教育研究に関する重要事項を審議する組織である教育研究評議会（資料 2-12）において審議され、承認された（資料 2-13）。また、本学では教育研究活動を行う上での指針となる各方針が明確でなかったため、2019（令和元）年度に学長より関連部局に対して方針策定の指示を行い、方針のもとに各取組みを実行する体制を整えた。さらに学内教職員へ各方針及び内部質保証システムについての周知・浸透を図るために、各学部の教授会及び事務局の部課長会において報告を行った（資料 2-14、資料 2-15）。また、大学ウェブサイトにも各方針の一覧及び内部質保証体制のしくみを明確にした概念図等を掲載し、広く周知している（資料 2-16【ウェブ】）。

本学は、2020（令和 2）年度から、新たな内部質保証体制がスタートした。内部質保証推進委員会の委員長である学長は、内部質保証推進に責任をもってあたり、内部質保証推進委員会は、自己点検・評価に係る基本方針を策定し、自己点検・評価委員会に対して自己点検・評価の実施を指示することとなっている。

内部質保証推進委員会の構成メンバーは、以下のとおりである。

- (1) 学長
- (2) 副学長（3名）
- (3) 事務局長
- (4) 学長室長
- (5) その他学長が必要と認めた者

また、「熊本学園大学内部質保証推進規程」第2条において、部局を以下のとおり定義している。

- ・学部
- ・大学院研究科
- ・図書館
- ・産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所
- ・e-キャンパスセンター
- ・体育施設センター
- ・高度学術研究支援センター
- ・教育センター
- ・インクルーシブ学生支援センター
- ・ボランティアセンター
- ・地域連携センター
- ・各種委員会
- ・事務局 等

各部局は、自己点検・評価委員会が示す方針に従い、当該年度の実施報告書を作成し、自己点検・評価委員会に提出する。自己点検・評価委員会は全学的な観点から取りまとめを行い自己点検・評価報告書を作成し、内部質保証推進委員会へ提出する。内部質保証推進委員会は、提出された自己点検・評価報告書に基づき、年度ごとの取組みの有効性を検証し、改善が必要な事項については、内部質保証推進委員会の委員長である学長より該当部局の長に改善の指示を行う。

内部質保証推進委員会は、該当部局から提出された改善報告書の確認を行いとりまとめ、最終的には自己点検・評価報告書とともに常任理事会へ報告を行うこととしている（資料2-17）。

2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書については、内部質保証推進委員会において検証が行われ、改善が必要な事項については各部局の長に対して改善指示が出された。しかしながら各部局において本学の内部質保証体制に対する認識が十分に浸透していないことが課題として認識された。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の

PDCA サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施

評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

1. 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

本学では、建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」を基調とし、全学としての学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針を「熊本学園大学の三つのポリシー」として、以下のとおり定めている（資料 1-5【ウェブ】）。

1) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

熊本学園大学は、建学の精神「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」を基本理念とし、知的応用能力が高く、幅広い教養を身につけた人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命としています。この使命にもとづき、(1) 幅広い教養を身につけ、専門知識・技能を活用することにより地域社会を支える人物、(2) 自由闊達を尊重する学風のもとで知的関心を醸成しつつ、多様な人びとと協力しながら課題に取り組む人物、(3) 地域に根ざし世界につながる知的能力の高い国際人、を育成することを教育目標とします。このような使命と教育目標の実現を目指し、以下の能力を身につけた者に学位を授与します。

- (1) 知識・理解
- (2) コミュニケーションスキル
- (3) 数量的スキル
- (4) 情報リテラシー
- (5) 論理的思考力と問題解決力
- (6) 自主・自律、チームワーク、リーダーシップ
- (7) 倫理観、社会的責任
- (8) 生涯学習力
- (9) 総合的学習力

2) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

学位授与の方針に掲げる能力を身につけることができるよう、教養を学ぶ科目、専門分野の科目、健康・スポーツ科目およびキャリア教育のための科目を、講義・演習・実習・実技をとおして適切に配置するとともに、基礎・発展・応用と段階的に配置し、体系的に編成します。それぞれの学位プログラムは、科目間の連関と構造がわかるよう各学部において明示します。大学全般の教育の内容、方法、評価について以下に示します。

- (1) 大学での学修の意義を理解し、大学生として必要な基礎的能力を身につけるとともに

将来に向けた学びの計画を準備する初年次教育ならびにキャリア教育のための科目を配置します。

- (2) 幅広い教養を身につけ基本となる学習能力を獲得するため、人文学、社会科学、自然科学に関する科目ならびに健康・スポーツ科目を適切に配置します。
- (3) 語学能力を高めてコミュニケーション力の練達をはかるため、外国語科目を配置します。英語については習熟度にもとづくクラス編成を実施し、学生の学習進度に応じた教育を行います。
- (4) 専門教育においては、専門分野の体系性にもとづき、基礎・発展・応用に配分した講義・演習・実習・実技等の科目設置を行います。
- (5) 演習は各学部・学科に配置し、一人ひとりの学生に配慮できる少人数教育を行います。
- (6) 国内外の現況に触れてその課題と取り組みの方法を学ぶ学外体験学習を実施します。
- (7) アクティブラーニングやPBL（課題解決型学習）を取り入れた教育方法を実施します。
- (8) 教育の改善が恒常的に実施できるよう教育の成果を可視化し、学位授与の方針に掲げる能力の修得状況を適切に評価します。
- (9) 卒業時には、身につけた知識・技能を統合し集大成した総合力を適切に評価します。

3) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

熊本学園大学は、高等学校等における学修をととして身につけた基礎学力として「学力の3要素」を重視し、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等ならびに主体的に学ぶ態度を身につけた以下の項目に掲げる人物を求めます。そしてこのような入学者を適正に選抜するため、多様な選抜方法を実施します。

- (1) 熊本学園大学の卒業認定・学位授与の方針に掲げる諸能力と専門性を身につけ、新たな知の創造に取り組むことに関心と意欲がある人
- (2) 幅広い教養を身につけ、専門知識・技能を活用することにより地域社会を支える人物になることを目指す人
- (3) 多様な文化が共存する中で自由闊達に思考し、多様な人びとと協力しながら課題解決に取り組むことを目指す人
- (4) 地域に根ざし世界につながる知的能力の高い国際人を目指す人

全学としての三つのポリシーについては学部長会において協議を重ね（資料 2-18）、2017（平成 29）年 4 月の定例教授会において承認され、公表した。各学部・研究科の三つのポリシーについても全学としての三つのポリシーと並行して検討が進められ、各学部・研究科の教授会及び研究科委員会において審議、承認の後公表している。

2. 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
3. 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み
4. 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
5. 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施

「熊本学園大学内部質保証のための全学的な方針」において、教学に関する重要な指針として以下を定めている（資料 2-2【ウェブ】）。

- ・ 学長のリーダーシップのもとで卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP）に基づく大学教育を展開する。
- ・ 教学に係る施策について、恒常的に改善及び改革に取り組む。
- ・ 学生の学修成果に関する情報や大学全体の教育成果に関する情報等を的確に把握し、教育研究等の改善及び見直しに活用する。

本学の自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が示した方針に基づき毎年行うこととしており、その過程において各部局で課題や改善が必要な事項についての確認が行われる。課題等を含む教育課程の取組みの実行については、各学部の教授会や大学院の研究科委員会及び関連する委員会等において議論され、学部長会及び大学院委員会において協議、審議が行われる。最終的には、教育研究に関する重要事項を審議し、学長の意思決定を補佐する組織である教育研究評議会において意見が聞かれ、学長が決定する。このプロセスにより改善・向上に向けた取組みが実行される体制となっている。

また、教学に係る施策の改革を進めるため、2020（令和 2）年度から学長より新たに「教育改革会議」が提唱された。その中で本学の教学における 7 つの重点課題が示され、その課題について検討することを目的として 3 つのワーキンググループを設置し、全学的に議論がなされている（資料 2-19）。ワーキンググループの活動については、学長により進捗状況の確認がなされ、課題の改善に向けた取組みが進んでいる。

そうした活動の中、内部質保証推進委員会の委員長である学長より、内部質保証活動に対する取組方針について「内部質保証推進委員会提言」が出された（資料 2-20）。これに基づき、内部質保証推進委員会において、2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書の検証を行い、必要に応じて改善指示を行った。改善指示の一つの例として、卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針及び入学者受入れの方針について、各学部長に対して再検討の指示を行った（資料 2-21）。改善指示では、2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書の「課題・改善点」にある、三つのポリシーの定期的、恒常的な検証の取組みや方法について、また、卒業認定・学位授与の方針（DP）と教育課程の編成・実施の方針（CP）との整合性について検証するよう指示を行い、各学部・研究科における取組みや実施方法に対しての明確化を促した。しかしながら、現段階では教育課程の編成・実施の方針と卒業認定・学位授与の方針との適切な関連性を定期的に検証するしくみの構築には至っていないため、内部質保証システムの中で適切な検証ができるよう引き続き検討しているところである。その他、教育課程及び学修成果に関しては、卒業認定・学位授与の方針に明示した学生の学修成果を適切に把握できているかを検証し、アンケート調査やアセスメントテスト等の結果を活用して、社会からの人材要請に照らした教育内容や学生支援へ結びつけるよう改善を促した。また、教育研究組織、学生の受け入れ、教員・教員組織、学生支援、教育研究等環境、社会連携・社会貢献に関する取組みに対しても該当部局へ必要に応じて改善指示を行い、改善報告書の提出を求めた。内部質保証推進委員会において、提出された改善報告書について確認・検証を行い、必要に応じて該当部局に再度指示を行う、このサイクルを継続的に行っていくこととしている。「内部質保証推進委員会提言」（資料 2-20）にもあるとおり、各部局の内部質保証活動の強化を実践し、エビデンスに基づく検証活動を通じて新たな気

づきや課題の発見、関連組織間の共通課題の設定などを推し進めていくことで、本学の教育の質を担保していくこととする。

6. 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

2015（平成 27）年度の第 2 期認証評価受審の際に努力課題として挙げられた 8 つの項目については、学長の指示のもと改善に向けて対応がなされ、2019（令和元）年度に改善報告書を提出し、2020（令和 2）年 3 月に「改善報告書の検討結果〔19 大基評第 266 号 2020（令和 2）年 3 月 11 日〕」が届いた（資料 2-5）。今後の改善経過についての再度報告を求める事項はなかったものの、概評において改善が不十分な事項として 3 点（1 年間に履修登録できる単位数の上限設定、学生受け入れ、内部質保証）が挙げられ、この 3 点については更なる対応が求められることとなり、学長のリーダーシップのもと学内の関係部局において改善に向けた検討が続けられている。1 点目の 1 年間に履修登録できる単位数の上限設定については、該当の社会福祉学部の教授会において検討がなされている（資料 2-22）。2 点目の学生受け入れについても、該当学部及び研究科において検討が続いている（資料 2-23、資料 2-24）。3 点目の内部質保証についても、前述したとおり点検・評価の結果を十分に改善につなげているとはいえないとの指摘があったため、学長の指示により内部質保証推進規程の策定及び内部質保証推進委員会の設置等を行い、学内において内部質保証に対する認識を浸透するための周知にも力を入れ、現在に至っている。

また、本学の会計専門職研究科は、2018（平成 30）年度に国際会計教育協会会計大学院評価機構の分野別認証評価を受審し、適合の認定を受けている（資料 2-25【ウェブ】）。

7. 点検・評価における客観性、妥当性の確保

自己点検・評価の客観性と妥当性を高めるために、「熊本学園大学内部質保証推進規程」第 11 条に学外者による評価を受けるものとし、学長はその外部評価の結果を尊重し、内部質保証の推進に努めるものとする、と定めている。外部評価については、別に定めることとしており、2021（令和 3）年度中に整備する予定である。

外部評価の取り組みとして、本学ではこれまで外部の識者（産業界及び高等学校関係者から 1 名ずつ）が参画し、三つのポリシーを踏まえた本学の教育に関する取組みについて自己点検・評価報告書を確認しながら懇談会という形で本学の教育、入学者選抜、企業との連携と卒業後の進路等について意見を聞き、教育研究活動に反映させることを行っている（資料 2-26）。今後はこの懇談会を発展させ、本学の内部質保証の有効性についても検証してもらうこととしている。これにより、本学の内部質保証システムが適切に運用され有効に機能しているかを検証するしくみの充実を図りたい。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

1. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
2. 公表する情報の正確性、信頼性
3. 公表する情報の適切な更新

本学は学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規程に規定されている教育研究活動や、その他の諸活動の状況についての情報を、大学ウェブサイトに適切に公表している（基礎要件確認シート 5）。

また本学では毎年自己点検・評価を実施し、その自己点検・評価結果や認証評価結果についても大学ウェブサイトに公表しており、財務情報についても適切に公表している（資料 2-27【ウェブ】）。

学生に対して実施している授業評価アンケート（資料 2-28【ウェブ】）や学修成果アンケート及び卒業時アンケート、卒業後アンケート、就職先アンケートの結果についても公表している（資料 2-29【ウェブ】）。

その他、日ごろ行われている学生及び教員の教育研究活動等についても、本学ウェブサイトの「ニュース」として積極的に公表し、社会に対して本学の教育活動への理解が深まるよう努めている。

ウェブサイトで公表している情報については、正確性、信頼性を担保するため、広報室主導のもと毎年、掲載情報の確認及び更新を全学的に実施している。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
2. 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
3. 点検・評価結果に基づく改善・向上

前述のとおり、2020（令和 2）年度より全学的な内部質保証の推進を担う内部質保証推進委員会を設置し、本学の内部質保証システムが適切に機能するように体制を整えた。年間スケジュールを立て、各部局による自己点検・評価の結果を自己点検・評価委員会が全学的な観点からとりまとめ、その内容を内部質保証推進委員会にて検証し、検証結果を各部局にフィードバックすることで改善・向上につなげることとしている。2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書に対して、初めて内部質保証推進委員会より改善が必要な事項について改善指示を行った。指示のあった当該部局は改善に向けた取り組みを含めた改善報告書を作成し、内部質保証推進委員会に提出し取組みを実行する、翌年度の自己点検・評価の際にその取組みについて確認し検証する、このように各部局で改善できるものは継続して取り組む PDCA サイクルとなっている。

また学修成果に関する部分においては、学修成果と学修状況についてのアンケートや授業評価アンケートなど各種アンケートを実施はしているが、この結果を検証し、得た情報を教育研究活動の改善に繋げる IR 活動がうまく機能していないなどの課題があるため、学長

のリーダーシップのもとこの課題の解決に向けて検討を続けている。

本学における内部質保証システムは再構築した体制でスタートしたばかりであるため、今後も内部質保証推進委員会が教育研究活動における PDCA サイクルが有効に機能しているかについて点検・評価し、その結果を検証したうえで、継続的に改善、向上を図ることとしている。

また、前述のとおり、内部質保証システムの適切性、有効性を担保するために外部評価を受けることにより、本学の内部質保証システムが有効に機能しているかを点検・評価することとしている。現時点では実施に至っていないが、今後本学の内部質保証の妥当性を担保することができるよう、内部質保証推進に関する外部評価については 2021（令和 3）年度中に整備する予定である。

【2】長所・特色

本学は自己点検・評価を基盤とする内部質保証体制となっており、以前からあった自己点検・評価委員会とは別に、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として新たに内部質保証推進委員会を設置することで、それぞれの委員会の役割と権限を明確にした。また本学における内部質保証システムをわかりやすく示すために 3 つの図（熊本学園大学における内部質保証システム体系図、熊本学園大学における内部質保証にかかる PDCA サイクル概念図、熊本学園大学における内部質保証と教学の関連図）を作成し、学内教職員に周知している。

【3】問題点

本学の内部質保証システムは、改善の指摘を受け、より充実を図るために、学長を中心に学内組織体制、規程の整備等検討を重ね、2020（令和 2）年度より内部質保証推進委員会を中心とした新たな体制でスタートしたばかりである。そのため、システムが有効に機能しているかが検証できる段階には至っていない。2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書に基づき、内部質保証推進委員会より改善が必要な事項に対し該当部局に改善指示を出し改善報告書の提出を求めたが、この改善報告書の検証及び改善へのフィードバックについてはまだ不十分である。

【4】全体のまとめ

本学は、「学則」第 1 条、「大学院学則」第 2 条、「専門職大学院学則」第 2 条に定める目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動及び管理運営等について自己点検・評価を毎年実施している。この自己点検・評価結果を検証して改善に結び付けることにより、本学の教育研究等の質を継続的に向上させるしくみを構築している。内部質保証に責任を負う組織として、学長を委員長とする内部質保証推進委員会を設置し、全学的な内部質保証体制を整備し、教育研究等の改善・向上に努めている。

教学マネジメントにおいても、学長より教育改革会議が提唱され、2020（令和 2）年度より 7 つの課題を検討することを目的として 3 つのワーキンググループが立ち上げられ、改善に向けて検討が進められている。教育研究に関する取組みについては、学長の意思決定を補佐する組織であり、大学の教育研究に関する重要な事項を審議する教育研究評議会にお

いて審議され、学長が最終決定することにより教学運営が行われる体制となっている。

本学は内部質保証体制を構築し、教育研究の改善・向上に向けたサイクルを確立しているが、再構築した体制がスタートしたばかりであり、内部質保証システムがより有効に機能するための検証を引き続き行い、外部評価も受けるなどしてさらなる向上を目指していく。

以上のことから、本学は当該基準を充足していると考ええる。

第3章 教育研究組織

【1】現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

1. 大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

本学は熊本県の海外発展国際的活動の伝統と私学特有の自由闊達の学風を堅持して、知的応用能力高く、教養深き人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命としている（資料1-1【ウェブ】）。また、地域に根ざし、世界に飛躍する人材の育成を目指し、本学の教育理念に基づいた教育研究活動を行っている。

この使命及び目的を達成するために、本学は以下のとおり、5学部11学科、4研究科5専攻及び専門職大学院としての会計専門職研究科を擁する文系総合大学として、教育研究活動を実施する組織を適切に設置している（資料3-1【ウェブ】）。

それぞれの学部・研究科の教育研究上の目的は、「学則」第3条の2及び第3条の3、「大学院学則」第2条及び第7条、「専門職大学院学則」第2条及び第6条に定めている（資料1-1【ウェブ】、資料1-2【ウェブ】、資料1-3【ウェブ】）。

1-1 学士課程

地域に根ざした大学として、社会の変化を敏感に捉え、時代に即した学部・学科及び研究科の設置・改組を行ってきており、現在は商学部（商学科、ホスピタリティ・マネジメント学科）、経済学部（経済学科、リーガルエコノミクス学科）、外国語学部（英米学科、東アジア学科）、社会福祉学部第一部（社会福祉学科、福祉環境学科、子ども家庭福祉学科、ライフ・ウェルネス学科）、社会福祉学部第二部（社会福祉学科）の5学部11学科を擁している。

1-2 修士課程・博士後期課程

学部教育で得た基礎的知識や技術とそれらの経験に十分に裏打ちされた専門的素養の基礎の上に、さらに理論と実践に関する学術分野の総合的な研究・教育を行うことで、高い研究能力と教育的指導力を具えた実践力豊かな人材を養成することを目的として、商学研究科商学専攻（修士課程・博士後期課程）、経済学研究科経済学専攻（修士課程・博士後期課程）、国際文化研究科国際文化専攻（修士課程・博士後期課程）、社会福祉学研究科社会福祉学専攻（修士課程・博士後期課程）、社会福祉学研究科福祉環境学専攻（修士課程）の4研究科5専攻を擁している。

1-3 専門職学位課程

21 世紀にふさわしい高度な専門性と幅広い視野、そして社会的責任感と倫理観を備えた会計専門職業人の養成を目的として、会計専門職研究科アカウンティング専攻（専門職学位課程）を擁している。

2. 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

本学の理念・目的に沿って、教育研究を支援する付属の研究所として、産業経営研究所（資料 3-2）、海外事情研究所（資料 3-3）、社会福祉研究所（資料 3-4）を設置しており、高度学術研究支援センター（資料 3-5）の事業を行うプロジェクトの一環として水俣学研究センター（資料 3-6）を設置している。研究所及びセンターの理念・目的は、各々の規程に目的を謳い、その目的達成のための事業を具体的に挙げている。

2-1 産業経営研究所

産業経営研究所は、経済、産業及びこれに関連ある諸事項の調査研究を行い、地域の産業経営の発展向上に資することを目的とし、1959（昭和 34）年に本学最初の付属研究所として設立された。この目的を達するため、所員により学術研究活動、それを支援するための調査研究費の助成、刊行物の出版、研究・調査資料収集、シンポジウムならびに研究会の開催、経済団体などとの業務委託などを通じた地域貢献を行っている（資料 3-7【ウェブ】）。

所員は 58 名（2021（令和 3）年 5 月現在）で構成されており、研究上の必要に応じて、客員研究員を受け入れている。研究所の運営は、所長 1 名と常任委員 4 名及び担当事務職員 1 名で行っている。

研究活動としては、個人研究と共同研究があり、刊行物をもって公開されるほか、例年、熊本の産業・経済、あるいはその背後にある文化や歴史をテーマにしたシンポジウムや所員の研究成果に基づいた研究会の開催などを実施していたが、2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、研究会やシンポジウムの開催ができなかった。海外事情研究所と合同で毎年行っている韓国・全南大学校、中国・深圳大学との学術交流会（資料 3-8、資料 3-9）も、2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で開催ができなかった。しかし、2018（平成 30）年度から続いている熊本県からの委託事業「熊本イノベーションスクール次代舎」については、2020（令和 2）年度も引き続き行い、20 回の講義が行われた（資料 3-10【ウェブ】）。

2020（令和 2）年度の刊行物は、以下のとおりである。

『産業経営研究』第 40 号（「所報」研究所紀要年 1 回定期発行）（資料 3-11）

『研究叢書』第 58 号（単行本による発行）（資料 3-12）

2-2 海外事情研究所

海外事情研究所は、1961（昭和 36）年 4 月、学校法人熊本学園の母体である熊本海外協会の伝統を継承して、広く海外諸国の政治・経済・社会・教育・言語・文化等を調査することを目的として中南米事情研究所が設立され、その後、研究対象拡大の必要性、研究者の充実などにより、1972（昭和 47）年に海外事情研究所となった（資料 3-13【ウェブ】）。2021（令和 3）年で設立してから 60 周年を迎えるため、シンポジウムを企画している。

所員は 64 名（2021（令和 3）年 5 月現在）で構成されており、研究所の運営は、所長 1 名と常任委員 5 名、担当事務職員 1 名で行われている。

研究活動としては、例年、研究費助成による海外調査を行い、成果として所報に発表していたが、2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、海外での現地調査が行えなかった。また、例年、国内外の研究者を招聘し、研究会、シンポジウムを行っており、2020（令和 2）年度はオンラインによる研究会を 2 回開催した（資料 3-14）。他にも国内の大学・研究機関との学術交流による文献・資料の収集に努める一方、あらゆるテーマを網羅する方向で希少価値のある海外の文献・資料収集も行っている。1987（昭和 62）年 6 月、中国・深圳大学中国経済特区研究センター及びオーストリア・ウィーン大学日本学研究所と、1993（平成 5）年 7 月、韓国・全南大学校経営研究所と協定を締結し、研究資料の交換・学術調査訪問など学術交流を中心に親睦を深めている。

2020（令和 2）年度の刊行物は、以下のとおりである。

『海外事情研究』第 48 巻（通巻 93 号）（「所報」年 1 回定期発行）（資料 3-15）

『研究叢書』第 32 号（単行本による発行）（資料 3-16）

2-3 社会福祉研究所

社会福祉研究所は、1966（昭和 41）年 5 月に、社会福祉に関する研究調査を行い、地域への貢献を目的として設立され（資料 3-17【ウェブ】）、同年、子ども家庭をめぐる悩みや問題の解決に貢献したいとの考えから研究所設立とともに「家庭児童相談室」を設置した（資料 3-18）。

所員は、研究員 41 名、嘱託研究員 25 名の計 66 名（2021（令和 3）年 5 月現在）で構成されており、所長 1 名と常任委員 4 名、事務職員 1 名で運営を行っている。

研究活動としては、調査研究や出版助成、研究会（年 4 回）や研究所報発行を柱としている。研究会については学術と実践の両面から貢献する地域貢献事業を特徴とし、研究会内容を録画・編集し、映像記録として保存している。地域貢献事業は、2019（令和元）年度より開始した社会福祉関連の経営者団体や社会福祉士会等の職能団体と連携について検討し、福祉関連施設等に従事する卒業生と連携をとりながら取り組む新たな事業である。2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、研究会は、地域貢献事業のみ 2 回をオンライン形式で開催した（資料 3-19）。今後、映像記録の具体的な運用も検討していく。

また、本研究所の研究所報『社会福祉研究所報』は、査読制であることで、若手研究者・大学院生の研究活動を支援する体制を整えている。このほか福祉情報誌の発行、社会福祉ならびに関連する諸分野の資料の収集・整備などがある。福祉情報誌は点字版も作成している。

2020（令和 2）年度の刊行物は、以下のとおりである。

『社会福祉研究所報』（研究所紀要、年 1 回定期発行）（資料 3-20）

『社会福祉叢書』第 29 号、第 30 号（単行本による発行）（資料 3-21、資料 3-22）

『くまもとわたしたちの福祉』第 77 号、第 78 号（年 2 回発行）（資料 3-23）

3 研究所ともに、研究所の運営は、所長と常任委員により組織する常任委員会にて審議・決定し行っている。さらに、研究所総会を年 1 回行い、前年度の事業報告及び決算報告、当

該年度の事業計画及び予算案についての確認を行っている。

また、3 研究所の所報については、2013（平成 25）年から「熊本学園大学機関リポジトリ」（資料 3-24【ウェブ】）への掲載など電子化によって広く情報提供を行っている。

2-4 水俣学研究センター

高度学術研究支援センターの事業を行う水俣学研究センターは、故原田正純教授の提唱のもと開始された水俣学プロジェクトを起点に、2005（平成 17）年 4 月 1 日水俣学研究センター（熊本市）、同年 8 月に水俣学現地研究センター（水俣市）を設置した。2005（平成 17）～2009（平成 21）年度に「オープン・リサーチ・センター事業」に、2010（平成 22）年～2014（平成 26）年、2015（平成 27）年～2019（令和元）年に「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」に採択されている。また、科学研究費助成事業（以下、「科研費」）や各種財団などのさまざまな競争的研究費を獲得して、調査研究を進めている。これは、地域において教育研究拠点として地元の課題に応え、地域に貢献するものと考えており、かつ教育研究活動の高度化に寄与するものである（資料 3-25【ウェブ】）。

水俣学研究センターには、学内研究員 16 名（学部との兼任）、客員研究員（学外の研究者）65 名（2021（令和 3）年 5 月現在）をおき、センター長 1 名、現地センター長 1 名、事務局長 1 名含む運営委員 7 名で通常の運営を行っている。毎週月曜日に運営委員会を開催し、6 月に定期総会を開催している。事務局の支援体制としては、嘱託職員 2 名、臨時職員 1 名が所属しており、科研費や財団などの研究助成による雇用で長期アルバイト（短時間雇用）10 名前後が配置されている。

研究活動としては、3 つの研究プロジェクトを編成し（第 1 班「水俣病被害の多面性に着目した問題解決のための包括的研究」、第 2 班「環境負債を克服し新たな地域再構築にむけた評価及び民主主義的合意形成をめざす社会的実証研究」、第 3 班「水俣学アーカイブスとおした知の集積と国際的情報発信拠点の形成」）、各研究員はその活動を担っている。活動内容はニュースレター『水俣学通信』（資料 3-26【ウェブ】）や水俣学研究センターウェブサイト（資料 3-25【ウェブ】）を通して学内外に発信している。

2020（令和 2）年度の刊行物は、以下のとおりである。

『水俣学通信』第 60 号～第 63 号（年 4 回発行）（資料 3-26【ウェブ】）

『水俣学研究』第 10 号（資料 3-27）

『平成 27 年～31 年度私立大学戦略的研究基盤形成支援事業成果報告書』（資料 3-28）

『水俣に生きた労働者 チッソと新日窒労組の 59 年』（2021 年）（資料 3-29）

2-5 各センター等

また、本学の教育研究を支援・推進するために、各センター等を設置している。これらの組織には運営委員会を設置しており、取組みについてはそれぞれの運営委員会で審議・協議のうえ行われている。各組織の目的は、以下のとおりである。

① 付属図書館

教育・研究、学習に必要な図書・資料及びその他学術情報を収集、整理、保管し提供するとともに、利用環境の整備、利用案内、広報等の諸活動を行い、学習支援・研究支援

を積極的に展開している。また“開かれた図書館”として地域に開放し、知的財産の共有を図る（資料 3-30）。

② 体育施設センター

正課授業、課外活動及びレクリエーション活動のために利用する（資料 3-31）。

③ e-キャンパスセンター

本学における情報通信技術を活用し、教育研究の発展に寄与する（資料 3-32）。

④ 教育センター

本学の教育理念に沿って、本学学生に対する学習支援（入学予定者を含む。）及び学習相談、並びに教員に対する教育活動の支援を行い、学部と連携して大学教育の充実に寄与する（資料 3-33）。

⑤ インクルーシブ学生支援センター

全学的視点から学生相談、しょうがいのある学生支援、学生の保健管理に関する専門的業務を行い、学生支援体制の充実を図る（資料 3-34）。

⑥ ボランティアセンター

ボランティア活動を大学の地域貢献の一つと位置付け、ボランティア活動を通じた人材育成に寄与するため、学生及び教職員によるボランティア活動の推進及びその支援を行う（資料 3-35）。

3. 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学の教育研究組織は、社会環境の変化等に対応する形で整備を行ってきた。直近の具体的な事例について、以下に記述する。

3-1 学士課程

学士課程においては、社会環境の変化、とりわけ地方私立大学を取り巻く環境の変化や地域社会のニーズに応えるため、理事長・学長の連名で「熊本学園大学グランドデザイン」（資料 3-36）が 2016（平成 28）年度に提示され、教育研究組織の見直しに関する方針が示された。この方針を受けて、商学部、経済学部、外国語学部では入学定員及び収容定員の変更を行うとともに、商学部、経済学部ではカリキュラムの変更もあわせて実施した。社会福祉学部では現在再編に取り組んでいるところである。以下、各学部の内容について記述する。

商学部では、大きく変容する社会環境に対応できる人材を育成するとともに、学生の主体的、能動的学修を実践するための適正な規模を確保するため、2018（平成 30）年度より経営学科を募集停止した。

その理由として、近年情報化が高度に進展し、また「地方創生」のもとで地域の活性化が強く求められるなど企業を取り巻く環境も急激に変化し、複雑化・多様化しているなかで、このような社会の変化に対応するためには、商学と経営学を幅広く、理論的かつ実践的に学

ぶ必要があると考え、経営学科の募集を停止し、商学科をより時代のニーズに対応した学びのできる学科へと強化した。商学科に商学専攻と経営学専攻の2専攻を設け、学生の希望や特性に合わせて選択できるようにした。カリキュラムについては商学科の現行の科目に加え、高度情報化社会の進展や地域経済の活性化への期待等に対応するため、情報関連科目及び地域創造関連科目を開設することで商学科の教育課程の充実を行った（資料3-37）。

経済学部では、2020（令和2）年度より、今後の18歳人口の動態予測や大学進学者の県外流出の動態予測を踏まえて収容定員の適正化を図った。経済学部経済学科には現代経済専攻、国際経済専攻、地域経済専攻を置き、リーガルエコノミクス学科と併せて4つの教育課程を設けている。収容定員の適正化に合わせ、教育課程においても経済学科及びリーガルエコノミクス学科両学科の設置の目的に定める専門性と育成する人材像を意識して、多様な知識の効果的な修得を主眼に見直しを行った（資料3-38）。

外国語学部英米学科においても同様に今後の18歳人口の動態予測を踏まえ収容定員の適正化を図った。英米学科の教育課程の変更は行わなかったが、定員が少なくなることにより英語4技能をはじめ、多くの科目で一クラス当たりの履修者数が少なくなるため、より充実した学修を提供できるようにした（資料3-39）。

社会福祉学部では、第2期認証評価受審の際に指摘を受けた福祉環境学科及び第二部社会福祉学科の収容定員に対する在籍学生数比率及び入学定員に対する入学者数比率の平均が低いことに対応することが喫緊の課題である。これについては学部再編に向け学内で検討が続けられている中、2020（令和2）年8月に就任した新学長のもと、中央教育審議会答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の中にある「多様で柔軟な教育プログラム」も踏まえた形で検討することとなり、現在も検討を継続中である。社会福祉学部では少子高齢化、人口減少といった現代社会をめぐる環境の変化のなかで、社会福祉、生活環境、子ども子育て及び健康に関するニーズが多様化、複雑化していることを重要視しており、本学の社会福祉学部が地域社会からの要請に応える役割は大きいと考える。

3-2 修士課程・博士後期課程

修士課程では、学部と同様に、第2期認証評価受審の際に指摘を受けた収容定員に対する在籍学生数比率が低いことへの対応及び大学院への進学率の減少を踏まえ、定員管理の適正化に対応するため、2021（令和3）年度に収容定員変更（20名から10名へ）を実施した（資料3-40）。

3-3 専門職学位課程

会計専門職研究科では、2019（令和元）年度からの専門職大学院設置基準の改正に伴い、同年度より、産業界等との連携により、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施することを目的として、アドバイザリー・ボードを設置した（資料3-41）。本アドバイザリー・ボードからの指摘に基づき、2021（令和3）年度のカリキュラムについて、「統計学」及び「経営科学」については科目名称及び講義内容の刷新を図るため廃止し、「ビジネス統計」及び「ICTと会計・税務」を新設して、教育内容を現代のニーズに合わせて、実務に直結する実践的な授業内容に変更し、カリキュラムの充実を図っている（資料3-42【ウェブ】）。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

教育研究組織の定期的な点検・評価については、毎年実施している担当各部局による自己点検・評価報告書をもとに内部質保証推進委員会にて取組みの検証を行い、必要に応じて改善指示を出している。該当部局は改善指示のあった取組みについて改善報告書を提出し、改善・向上に向けて取り組むというしくみを整えている。

2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書に対する内部質保証推進委員会からの改善指示の一例として、海外事情研究所に対して行われた内容を取り上げる。課題・改善点として「研究会参加者数が少ないこともあり、参加者増につながる取組みが必要である。」と挙げられていたため、この点についての具体的な改善報告を求めた（資料3-43）。これに対する改善に向けた取組みとしては、コロナ禍で対面式の研究会が開催できない状況であったため、初めての取組みとしてオンラインでの研究会を取り入れた。オンラインでの研究会開催に向けては、海外事情研究所の常任委員会で検討し、Zoomの導入・契約を行い、2020（令和2）年度に2回開催することができた。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

前回の第2期認証評価受審の際に指摘を受けた、大学院において収容定員に対する在籍学生数比率が低いことに対しては、大学院委員会にて検討を重ね、適切な定員管理を実現するため、2021（令和3）年度に修士課程の収容定員変更（20名から10名へ）を実施した。また、学長からの「大学院の改革について」の提言に基づき（資料3-44）、学修者の視点から魅力ある大学院教育を目指し、さらなる改革に向けて検討を開始している。

【2】長所・特色

本学は、創立以来脈々と受け継がれてきた建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」を基調としながら、今後の予測困難な時代を生き抜いていくため、地域に根ざした教育機関として地域と世界をつなぎ、グローバル時代に求められる人材を育成し、創造的研究の推進によって社会の発展に貢献することを目指している。その中で地域社会に貢献する教育機関であることを重要視し、地域のニーズを意識しながら教育研究組織を整備してきている。

【3】問題点

第2期認証評価受審の際に指摘を受けた、学部及び大学院の収容定員に対する在籍学生数比率が低いことに対する対応が継続中であるため、改革案を早急にまとめ実行に移す必要がある。

また、教育研究組織の適切性について、定期的な点検・評価を実施するための学内体制や、

検証内容を改善へと結び付けるしくみは構築されているが、その結果に基づいた改善・向上に向けた取組みについては課題があることを認識している。

【4】全体のまとめ

本学は、「広く知識を授けるとともに、経済、商業、経営、外国語、社会福祉に関する専門学術の理論を深く教授研究することを目的とし、特に熊本県の海外発展国際的活動の伝統と私学特有の自由闊達の学風を堅持して、知的応用力高く、教養深き人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命」と定め、創立以来教育研究組織を拡充させてきている。現在では5学部11学科、4研究科5専攻及び専門職大学院としての会計専門職研究科を擁するとともに、附属研究所として産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所に水俣学研究センターを加え、九州でも屈指の文系総合大学へと発展した。

教育研究組織の適切性の点検・評価に関しては、自己点検・評価に基づく検証を行う内部質保証体制を整備している。検証結果を受けて具体的な改善にはまだ繋がっていない面もあるが、全学的な体制のもと、定期的・継続的な検証を行うとともに、常に社会の変化や地域社会等のニーズをふまえ自己点検・評価を繰り返すことで、教育研究組織の適切性を保証することとしている。

以上のことから、本学は当該基準を充足していると考ええる。

第4章 教育課程・学習成果

【1】現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

1. 全学的な状況

本学では、大学全体及び学部、学科、研究科（専攻）単位で「卒業（修了）認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定めており、学位の授与に際して必要となる知識、技能、態度等を示している。また、その内容はすべて本学ウェブサイトにおいて公表（資料1-5【ウェブ】）しており、広く学内外へ周知を図るとともに、本学の三つのポリシーに対する理解浸透を促している。

ディプロマ・ポリシーは、「教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」と合わせた三つのポリシーとして、本学の教育理念と全学的な整合性・一貫性が必要となる。なかでも、ディプロマ・ポリシーは三つのポリシーの起点となる重要なポリシーであり、本学ではこの認識に基づき、ディプロマ・ポリシーについて検討を行い現在の形となっている。以下ではその検討過程について概略を述べる。

2016（平成28）年3月31日、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、2017（平成29）年4月1日より全ての大学等において三つのポリシーを策定・公表することが義務づけられた。また、この改正に合わせて、中央教育審議会大学分科会大学教育部会より、各大学が三つのポリシーを策定・公表する際の参考指針として「「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン」（資料4-1）が示された。これを受けて、本学では既存の三つのポリシーをガイドラインに対応したものへ再整備するべく、検討を開始した。具体的には、教育改革担当副学長を中心に、学部長会において全学的な三つのポリシーに関する検討を行い、その検討結果に沿って学部、学科での検討が進められた（資料4-2）。

学部長会での協議を基に見直しが完了した三つのポリシーは、2017（平成29）年4月の定例教授会において審議し承認されている（資料4-3）。また、各学部の三つのポリシーについては、それに先立ち、2016（平成28）年度内の各学部教授会において審議し承認されている（資料4-4）。大学院においても同様に各研究科委員会において見直しを実施した（資料4-5）。

以上のようなプロセスを経て、大学全体のディプロマ・ポリシーを定めるとともに、学部、学科、研究科（専攻）においても、大学全体のディプロマ・ポリシーをふまえながら、それぞれの教育理念・目的に沿って、授与する学位ごとにより具体的なディプロマ・ポリシーを定めている（資料4-6【ウェブ】、資料4-7【ウェブ】、資料4-8【ウェブ】、資料4-9【ウェブ】）。

2. 学士課程/修士課程/博士後期課程/専門職学位課程ごとの状況

2-1 学士課程

学士課程における大学全体のディプロマ・ポリシーでは、建学の精神を基本理念とし、知的応用能力が高く、幅広い教養を身につけた人物を育成して世界文化の進運に寄与するという大学の使命に基づいた教育目標の実現を目指して、以下のとおり学生が修得すべき能力・資質を定めている。

ディプロマ・ポリシー（学士課程／大学全体）

熊本学園大学は、建学の精神「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」を基本理念とし、知的応用能力が高く、幅広い教養を身につけた人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命としています。この使命にもとづき、(1)幅広い教養を身につけ、専門知識・技能を活用することにより地域社会を支える人物、(2)自由闊達を尊重する学風のもとで知的関心を醸成しつつ、多様な人びとと協力しながら課題に取り組む人物、(3)地域に根ざし世界につながる知的能力の高い国際人、を育成することを教育目標とします。このような使命と教育目標の実現を目指し、以下の能力を身につけた者に学位を授与します。

- (1) 知識・理解
- (2) コミュニケーションスキル
- (3) 数量的スキル
- (4) 情報リテラシー
- (5) 論理的思考力と問題解決力
- (6) 自主・自律、チームワーク、リーダーシップ
- (7) 倫理観、社会的責任
- (8) 生涯学習力
- (9) 総合的学習力

各学部・学科では、大学全体のディプロマ・ポリシーをふまえ、授与する学位ごとに学部・学科単位でのディプロマ・ポリシーを検討し、その内容を各学部ウェブサイトにおいて公表している（資料4-6【ウェブ】、資料4-7【ウェブ】、資料4-8【ウェブ】、資料4-9【ウェブ】）。

以下、学士課程の例として経済学部経済学科のディプロマ・ポリシーを示す。

ディプロマ・ポリシー

【経済学部経済学科】

経済学科では、豊かな教養を背景に、経済学的な思考力に基づき、直面する現代社会の諸課題を整理できる人、それらの問題の解決に向けて主体的・論理的に議論を展開できる人、そして、幅広い知識と見識に裏付けられた総合力を修得し、下記のような能力・資質を備えた人に対して学位を授与します。

1. 経済学の基本的な考え方を体系的に理解するとともに、その体系の意味を地域や社会の歴史・社会・自然に関連付けて理解、それに加えて異文化や多文化を理解する

ことができる人

2. 経済社会の仕組みについての情報を多角的、論理的に整理し、客観的な数量データを活用して問題を分析・整理し解決できる人
3. 社会の一員としての意識をもち、他者と協調・協同し、社会の発展に貢献できる人
4. 修得した知識・技能等を総合的に活用し、様々な問題にそれを適用し問題解決できる総合的思考力を身につけることができた人

経済学部では、他学部同様に大学全体のディプロマ・ポリシーで示された全学コンピテンシーを受けて、それに沿った内容となるよう工夫され、また、経済学部及び経済学科の教育理念・目標に基づいて、学部・学科単位のディプロマ・ポリシーを策定した。

経済学科のディプロマ・ポリシー「1」は、大学全体のディプロマ・ポリシーの(1)知識・理解に相当する。ディプロマ・ポリシー「2」は、大学全体のディプロマ・ポリシーの(2)コミュニケーションスキル、(3)数量的スキル、(4)情報リテラシー、(5)論理的思考力に相当する。ディプロマ・ポリシー「3」は、大学全体のディプロマ・ポリシーの(6)自主・自律、チームワーク、リーダーシップ、(7)倫理観、社会的責任に相当する。ディプロマ・ポリシー「4」は、大学全体のディプロマ・ポリシーの(5)問題解決力、(8)生涯学習力、(9)総合的学習力に相当する。

2-2 修士課程/博士後期課程/専門職学位課程

修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程においては、研究科・専攻・課程ごとに、修了に際して修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示したディプロマ・ポリシーを設定し、大学院ウェブサイト（資料 4-10【ウェブ】）、「大学院案内」（資料 1-19【ウェブ】）、「大学院学生便覧」、「会計専門職研究科学生便覧」（資料 4-11【ウェブ】）に掲載し、広く公表している。

大学院設置基準改正に伴い、三つのポリシーの策定・公表が 2020（令和 2）年 4 月 1 日から義務化されるのに合わせ、既に策定・公表している三つのポリシーを 2019（令和元）年度の FD 研究会において検証した（資料 4-12）。また、2021（令和 3）年度については、三つのポリシーの検証時期について決定し（資料 4-13）、2022（令和 4）年 1 月にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの検証を行った。

以下、修士課程、博士後期課程、専門職学位課程それぞれの例として、国際文化研究科（修士課程）、経済学研究科（博士後期課程）、会計専門職研究科（専門職学位課程）のディプロマ・ポリシーを示す。

ディプロマ・ポリシー

【国際文化研究科 修士課程】

本学大学院国際文化研究科修士課程においては、2 年以上在学し、本学学則に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した者に対して、以下の能力（学修成果）を身につけているものと判断して、修士（文学）の学位が授与されます。

1. 日本文化・東アジア文化・欧米文化いずれかについての幅広い知識を有している。

2. 専門とする文化圏での言語・文学・文化等の分野で社会貢献ができる専門知識と語学力を有している。
3. 自身の研究内容を、該当分野及び近隣分野の諸研究・諸理論の中で位置づけることができ、適切な研究方法を用いて説得力のある論文として構築できる。

【経済学研究科 博士後期課程】

本学大学院経済学研究科博士後期課程においては、3年以上在学し、本学学則に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文を提出して、その審査並びに最終試験に合格した者に対して、以下の能力を身につけているものと判断して、博士（経済学）の学位を授与します。

1. 経済学全般について深い学識を有する。
2. 経済学の理論・歴史の専門分野において複雑な経済現象に対する理論・実証分析や史資料分析、文献考察に基づいた高度な研究活動を行い、かつ、独創的な論文を作成できる。
3. 経済学の地域・開発政策の専門分野において高度な専門知識に基づいて複雑な経済現象に対する実証分析を行って課題を解決することができ、かつ、独創的な論文を作成できる。

【会計専門職研究科 専門職学位課程】

本学大学院会計専門職研究科専門職学位課程においては、2年以上在学し、授業科目履修規程に定める単位を修得した者について、以下の能力を身につけているものと判断して、会計修士（専門職）の学位を授与します。なお、「論文指導」を履修して学位を取得する場合は、必要な研究指導を受け、学位論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければ、修了することができません。

1. 会計専門職として必要な、会計・監査・税法等に関する専門知識とスキルを修得し、論理的な判断力を身につけている。
2. 会計専門職として必要な、社会的責任感と倫理観を身につけ、職業倫理に基づく適切な判断力を身につけている。
3. 学位論文を作成する者については、自身の研究内容を会計学や税法学の理論や方法論の中で位置づけることができ、研究テーマに応じて説得力のある論文として構築できる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

①教育課程の体系、教育内容

②教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

1. 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

①教育課程の体系、教育内容

②教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

1. 全学的な状況

大学全体のカリキュラム・ポリシーは、前述のディプロマ・ポリシーと同様に検討がなされ、大学全体のポリシーを踏まえながら学部、学科、研究科（専攻）がそれぞれ授与する学位ごとに、より具体的なカリキュラム・ポリシーを定めている（資料1-5【ウェブ】）。

2. 学士課程/修士課程/博士後期課程/専門職学位課程ごとの状況

2-1 学士課程

カリキュラム・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーで示している知識や技術等を身につけるため、当該学位を取得するにふさわしい授業科目が開設され、教育課程を体系的に編成しているかどうか重要となる。このような観点から、学士課程においては科目の関連性や体系性を示す履修系統図としてカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを整備し、関連性や体系性を把握するとともに、学生に対してカリキュラムを分かりやすく示している。なお、カリキュラムツリー、カリキュラムマップは、履修要項に記載し、学生に示している（資料4-14）。

以下、学士課程の例として経済学部リーガルエコノミクス学科のカリキュラム・ポリシーを示す。

カリキュラム・ポリシー

【経済学部リーガルエコノミクス学科】

リーガルエコノミクス学科では、ディプロマ・ポリシーに掲げる知識・技能などを修得させるために、教養科目、専門科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせした授業を開講します。初年次教育では、導入演習、語学教育を含む教養の基礎科目と学科共通の基本科目を設置します。カリキュラムの体系、科目間の関連性を示すために「履修系統図」を作成、カリキュラムの構造をわかりやすく明示します。コミュニケーション力、幅広い知識、豊かな感受性と創造力、論理的な思考力、総合的判断力の養成を図るため、段階的な積み上げによる学修を経て、個人の興味に応じた学修問題の設定を可能にするプログラムを提供します。教育内容、教育方法、成績評価については以下のように定めます。

1. 教育内容・方法

- (1) 初年次教育、語学教育、情報教育を通じて、コミュニケーション力の形成を図り、さまざまな教養科目を学ぶことで幅広い知識を身につけます。
- (2) 1年次に経済学入門、基本憲法、基本民法などの導入科目を学びます。
- (3) 2年次春学期に民法、行政法、法と経済学などの基本科目を修得し、2年次秋学期より法学、経済学両分野にわたる専門科目を学びます。専門科目は行政・公共政策分野と市民・ビジネス法分野の二つの履修分野で構成され、各人の関心に応じてより深い学修を行います。

- (4)行政・公共政策分野は、行政法、公共政策、自治体経営論、地方財政論、地方自治法などを履修することによって、政府・自治体などの行政組織のルール、マネージメント、そして政策について学び、行政的政策立案能力を高めます。
- (5)市民・ビジネス法分野では、市民生活におよびビジネス人として必要な法的・経済的素養を修得するとともに会社法、民事訴訟法、産業組織論、経済法など専門知識の修得を目指します。
- (6)「研修」、「フィールドワーク」、「インターンシップ」などのアクティブラーニングの科目から、地域社会、国内外の実社会の正しい理解のための調査・経験・問題解決力を養成します。
- (7)専門教育においては、担当教員の下、学生自ら調査し、レポート等の作成、報告、討論することで専門性を深めて行く、少人数による専門ゼミ（演習）は2年次からスタートします。
- (8)4年次には専門ゼミ（演習）担当教員の指導の下、卒業論文を作成し、学業の集大成を行うなかで独自性のある思考力、総合力、表現力を身につけます。

2. 成績評価

単位の修得は、学則で定めた時間の学修と60点以上の成績をもって所定の単位が与えられます。成績評価の方法は、講義の形態により異なりますが、評価の基準は、①試験、②課題の提出、③授業・研修の参加度、④口頭報告などを数値化して（S, A, B, C, D）の評価をします。科目ごとの評価方法は、シラバスに明記します。

2-2 修士課程/博士後期課程/専門職学位課程

大学院においても、研究科・専攻・課程ごとに教育課程の体系、教育内容、授業科目区分等について、カリキュラム・ポリシーを定め、大学院ウェブサイト（資料 4-10【ウェブ】）、「大学院案内」（資料 1-19【ウェブ】）、「大学院学生便覧」、「会計専門職研究科学生便覧」（資料 4-11【ウェブ】）に掲載し、広く公表している。

大学院設置基準改正により、三つのポリシーについて、策定・公表が2020（令和2）年4月1日から義務化されるのに合わせ、既に策定・公表しているポリシーを2019（令和元）年度のFD研究会において検証した（資料 4-12）。また、2021（令和3）年度には、三つのポリシーの検証時期を検討し、2021（令和3）年12月にカリキュラム・ポリシーの適切性について検証を行った（資料 4-15）。

以下、修士課程、博士後期課程、専門職学位課程それぞれの例として、商学研究科（修士課程）、社会福祉学研究科（博士後期課程）、会計専門職研究科（専門職学位課程）のカリキュラム・ポリシーを示す。

カリキュラム・ポリシー

【商学研究科 修士課程】

本学大学院商学研究科修士課程においては、学位授与の方針に定めた能力、及び商学や経営学に関する理論と研究方法を修得するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施しています。

1. 商学や経営学に関する幅広い知識を身につけるとともに、専門分野についての専門知

識を涵養するため、科目を「流通・マーケティング」「ファイナンス・会計」「経営・情報」に分類し、体系的な科目の配置を行っています。

2. 企業などで即戦力として活躍するための知識や技術を涵養するため、「ビジネススキル科目」やビジネス特講科目を用意しています。
3. 商学や経営学の基礎が不十分な他学部出身者や社会人を対象とした「フォローアップ科目」を用意しています。
4. 商学や経営学と関連の深い法律関係の科目を「関連学科目」として用意しています。
5. 修士論文、及びリサーチペーパーの指導は、指導教員を中心に複数の教員が集団で指導する体制を構築します。これにより、研究課題に対して多角的にアプローチすることができるようになり、修士として必要な研究能力を涵養します。さらに経過報告（中間発表）を実施し、指導教員からの的確な助言・指導を受けて修士論文の完成を目指します。

【社会福祉学研究科 博士後期課程】

本学大学院社会福祉学研究科博士後期課程においては、学位授与の方針に定めた能力、及び社会福祉学に関する高度で専門的な理論と研究方法を修得するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施しています。

1. 地球規模と地域コミュニティを貫通するエコロジカルな視点を共有しつつ、生活環境への実証的研究とウェルビーイングに基づく社会環境に関する調査・政策領域を、水俣学研究センターを介して配置します。
2. 社会福祉学における理論・政策のより高度で専門的な調査方法・技法を修得・練磨し、オムニバス方式での複数教員による今日の地域社会における社会福祉学的課題の解決に貢献しうる講義を配しています。
3. 博士論文作成への指導に関しては、主査・副査による指導体制に基づき、院生主体による定例の「研究例会」を開催しつつ、報告・討議を介する共同性を基に実践的・自主的な研究過程を整備しています。

【会計専門職研究科 専門職学位課程】

本学大学院会計専門職研究科専門職学位課程においては、学位授与の方針に定めた能力、および会計・監査・税法等に関する高度な専門知識を修得するため、以下のとおり教育課程を編成し、実施しています。

1. 会計・監査・税法等に関する幅広い知識を身につけるため、科目を「財務会計分野」「管理会計分野」「監査分野」「企業法分野」「租税法分野」「経済・経営分野」「統計・IT分野」「実践分野」に分類し、体系的な科目の配置を行うとともに、重要な科目を必修科目・選択必修科目とすることで、必要なスキルを確実に身につけることができますようにしています。
2. 上記の各分野において基礎科目、発展科目、応用・実践科目を配置し、基礎科目では会計専門職教育の導入部分を、発展科目では会計専門職としての基礎的な実務対応能力の習得を、応用・実践科目では会計専門職としての実践的な実務適応能力の習得を、無理なく段階的に身につけることができますようにしています。

3. 会計学の初学者に対して「入門簿記」「入門財務会計」を用意し、会計専門職として重要な簿記・財務会計について最低限身につけておく知識の確実な定着をはかります。
4. 会計専門職として必要となるリサーチ能力や文書作成能力を高めるとともに、ディベート、プレゼンテーション、コミュニケーションの各能力を涵養するための科目を設け、学習到達度や進路に応じて必要な科目を履修するよう指導します。
5. 論文の作成を希望する方には、指導教員を中心とした指導体制と、年に複数回実施する発表会を通じて、必要な研究能力を涵養します。

例えば、商学研究科修士課程では、主要科目を「流通・マーケティング系」、「ファイナンス・会計系」、「経営・情報系」に区分し、商学に関する学びを体系的に配置し、「ビジネススキル科目」、「フォローアップ科目」及び「関連学科目」により、実践的な学びや関連の深い科目を配置している。

2. 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針と適切な連関性

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーが掲げる能力について、卒業までに身につけることができるよう、教育課程の編成や実施について定めるものであることから、両者は一体性・整合性が強く求められ、適切に関連しあっているかの点検が重要となる。本学ではカリキュラムマップ、カリキュラムツリーの点検・評価を実施することで、両者の適切な連関性を確認する取組みを行っている（資料 4-16）。

本学では、学生に対してどのような知識、技能、態度を修得させようとしているか、また、個々の授業科目がどのように連携し関連し合うかを明示するツールとして 2017（平成 29）年度にカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを整備し、2018（平成 30）年度より履修要項を使って学生に対し公表している（資料 4-14）。

カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの定期的な点検・評価を実施することで、大学がどのような教育目標を掲げて教育活動を行い、その結果、学生は何を身に付けることができたのか、教育目標は達成できたのかが検証される。そのため、2021（令和 3）年度は、①学位授与方針と科目の関連性や科目間のつながりが、学生の理解しやすい形で示されているか、②シラバスに明記されている学位授与方針との関与度のバランスは適切なものとなっているか、③学位授与方針と教育課程編成・実施方針の関連性に齟齬はないか、という 3 つの視点からの検証に取り組んでいる（資料 4-16）。

大学院においても研究科・専攻・課程ごとにカリキュラムマップを作成し（資料 4-17）、各研究科の FD 研究会にて、開設科目と学位授与方針に示されている教育目標との関連性や体系性を確認することにより、教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性について検証し、整備している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ①教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ②教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

- ③単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ④個々の授業科目の内容及び方法
- ⑤授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ⑥各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ⑦初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ⑧教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ⑨コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ⑩理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）
- ⑪教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

1. 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

①教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

②教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

本学は、カリキュラム・ポリシーに基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成している。

教育課程の編成に際しては、教学部会議、学部長会、教育研究評議会での検討・審議を経て、学長より当該年度のカリキュラム編成について方針が示され（資料 4-18）、方針に基づいて教育課程の編成を行う。順次性や体系性については、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーの検証を通じて配慮がなされている。

大学院では、カリキュラム・ポリシーに基づき、研究科委員会において教育課程の編成を行っており、カリキュラムマップの検証を通じて順次性及び体系性への配慮を行っている。

③単位制度の趣旨に沿った単位の設定

本学では「学則」第 15 条において「1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」とすることを定めるとともに、講義、演習、実技、実習の授業時間についても同じく「学則」第 15 条に明記している。このことは大学設置基準第 21 条（資料 4-19）に準拠したものであり、単位制度の趣旨に沿ったものである。

また、単位制度を実質的なものとするため、シラバスにおいて事前事後学修を指示し、必要な時間数を示している（資料 4-20）。

④個々の授業科目の内容及び方法

個々の授業科目の内容及び方法はシラバスに明記されている（資料 4-20）。

なお、シラバスについては第三者（教務部長と各学科長）が記載内容をチェックしており、記載内容の適切性について確認がなされる体制となっている（資料 4-21）。

大学院においても、個々の授業科目の内容及び方法はシラバスに明記している。また、シラバスの内容及び方法については学部のシラバスのガイドラインに準じて作成されており、各研究科の研究科長及び運営委員が記載内容について確認する体制をとっている。

⑤授業科目の位置づけ（必修、選択等）

授業科目の位置づけ（必修、選択等）については、授与する学位の学問的体系性を考慮し、その重要度に応じた位置づけを行い、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーと整合した形となっている。

⑥各学位課程にふさわしい教育内容の設定

本学では、すべての科目が、シラバスにおいてディプロマ・ポリシーとどのように関連するか、その関連度を示すことにより、学生は当該科目が取得する学位においてどのような位置づけにあるのかを分かりやすく把握することができている。学部においては、カリキュラムマップ、カリキュラムツリーによって、体系性や順次性を履修要項等で確認できるようにしており、大学院においてもカリキュラムマップに基づき、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの適切な関連性について検証し、それぞれの学位課程にふさわしい教育内容を提供している。

⑦初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）

初年次教育については、学部・学科ごとに、基礎演習や入門セミナー、導入演習などの科目を開設して、新生が大学で必要となる基礎的知識やスキル及び望ましい学修態度を身につけることができるように取り組んでいる。

また、推薦入試など総合型、学校推薦型の専願制入試で合格した学生に対しては、入学前に取り組むべき課題を提供し、基礎学力の補完と学習習慣を維持することを目的とした入学前準備講座（資料4-22）を実施して、高大接続への配慮を行っている。

⑧教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）

本学のカリキュラムは、教養教育としての全学教育科目、専門教育としての専門科目、すべての科目の中から自由に取得できる自由選択科目から卒業要件が構成されている。各学科における、それぞれの必要単位数は以下のとおりである。

各学科における全学教育科目、専門科目、自由選択科目の必要単位数

学部	学科	全学教育科目の 必要単位数	専門科目の 必要単位数	自由選択科目 の必要単位数
商	商	30	84	10
	ホスピタリティ・ マネジメント	22	84	18
経済	経済	36	88	／
	リーガルエコノミクス	36	88	／
外国語	英米	26	70	28
	東アジア	22	70	32
社会福祉 第一部	社会福祉	26	60	38
	福祉環境	24	69	31
	子ども家庭福祉	26	84	14

	ライフ・ウェルネス	26	63	35
社会福祉 第二部	社会福祉	26	53	45

このように、本学では、学位の取得に際し必要となる単位数が、全学教育科目、専門科目で偏ることなく配置されている。

⑨コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）

修士課程・博士後期課程においては、コースワーク（授業）とリサーチワーク（研究指導）を組み合わせたバランスの取れたカリキュラム体系を整えており（資料 4-11【ウェブ】）、カリキュラム・ポリシーに基づいた適切なものとなっている。

⑩理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】）

専門職学位課程である会計専門職研究科においては、研究者教員による「理論に関する科目」と実務家教員による「最先端の実務に関する科目」を適切に配置しており（資料 4-11【ウェブ】）、高度な専門的知識を教授できる体系となっている。

⑪教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

各年度の教育課程の編成については、内部質保証推進委員会の委員長である学長から毎年7月下旬に次年度の教育課程の編成についての方針が提示され（資料 4-18）、その方針に基づき各学部・学科において検討が行われる。教育課程を変更する場合は各学部教授会において審議され、最終的には大学の教育研究に関する重要な事項を審議する教育研究評議会にて審議され、学長が決定することとなっている。

2. 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育として、1年次対象の「キャリアデザイン論Ⅰ」、2年次対象の「キャリアデザイン論Ⅱ」、3年次以上が対象となる「キャリアデザイン論Ⅲ」をすべての学科で開設している。学生は段階的に自身のキャリア形成や職業的自立について学ぶことができる（資料 4-23）。

なお、本学ではキャリア教育と就職支援体制を融合した取組みを実施しており、学部教育を基礎としつつ、学生が自分に合った仕事を見つけ社会を生きていく力を養うよう、支援体制を整備している（資料 4-24）。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

①各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又はは学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

②シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及

- び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ③学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ④適切な履修指導の実施
- ⑤授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ⑥研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ⑦実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】）
- ⑧各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

1. 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

①各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

大学設置基準による単位制度の趣旨に基づき、本学「学則」第15条は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義については15時間の授業をもって1単位、演習については15時間の授業をもって1単位（ただし、外国語修得にかかわるもの及び社会福祉学部の演習（卒業演習を除く）については30時間の授業をもって1単位）、実技については30時間の授業をもって1単位、実験・実習については45時間の授業をもって1単位（ただし、教育実習、情報に関する実習並びに保育実習に関する事前及び事後指導については30時間の授業をもって1単位）とすることを定めている（資料1-1【ウェブ】）。

このような単位制度の趣旨を踏まえ、学生の学びを活性化し主体的な学修を促すべく、本学では、(1)シラバスに事前・事後学修（具体的な内容及びそれに必要な時間）の時間を明記、(2)アンケートによる学修時間の確認と集計結果の検証、(3)年間履修単位の上限設定、を行っている。

(1)事前・事後学修のシラバスへの記載

シラバスの項目に「事前事後学修(具体的な内容及び必要な時間)」を設け、事前事後学修として必要な時間数を明記するため、すべての科目担当者に具体的な時間数を記載することを求めている（資料4-20、資料4-25）。これにより、学生はどの程度の事前・事後学修が必要かを把握することができ、単位制度の実質化が図られている。

(2)アンケートによる学修時間の確認と集計結果の検証

授業時間外の学修時間に関しては、2014（平成26）年度から、学生自身の学修成果等をはかる目的で「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」を実施している（資料4-26）。アンケートはWeb形式で実施しており、大学や自宅等での学修時間について確認を行っている。アンケートの集計結果は学部長会、教育研究評議会を経て教授会に報告される（資料4-27）。なお、今後は単なる集計結果だけではなく、アンケート結果の分析を行い、

具体的な教育内容の見直しへ活用する取組みをさらに進めていく必要がある。

(3) 年間履修単位の上限設定

各学科の履修規程（資料 4-14）において、1 年間の履修登録単位数の上限を以下のとおり設定し、また学期ごとの上限を 30 単位としており、単位制度の実質化をはかる措置としている。

	2015（平成 27）年度以前 入学生	2016（平成 28）年度以降 入学生
商学部、経済学部、 外国語学部	50 単位	48 単位
社会福祉学部	50 単位	49 単位

なお、本件に関しては前回の第 2 期認証評価受審の際に努力課題として指摘され、改善報告書を提出したが、その「改善報告書検討結果」として「社会福祉学部では、社会福祉士、精神保健福祉士及び介護福祉士の養成課程科目のうち、卒業要件に含まれる科目であるソーシャルワーク演習・実習指導及び実技系の科目を上限から除外しており、これらの科目を含めると上限を超えて多くの単位を履修することができるため、改善が望まれる」との指摘がなされている（資料 2-5）。

本学では、この指摘を受けて、現在履修規程改正に向けた取組みを行っている。具体的には、社会福祉士、精神保健福祉士及びスクールソーシャルワーカー養成課程科目についても、1 年間に履修できる単位数の上限に含める形で改正する予定である（資料 2-22）。

②シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

本学のシラバスは、授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準を明示しているだけでなく、修得できる知識・能力（DP）・関与度、事前事後学修時間、試験や課題に対するフィードバック方法、アクティブ・ラーニングを含む授業内容の有無、について明示している。

アクティブ・ラーニングを含む授業内容の有無については、2021（令和 3）年度よりシラバスに項目として明記しており（資料 4-20、資料 4-25）、学生に対してアクティブ・ラーニングを用いた授業科目であることが分かりやすく示されている。参考までに、2021（令和 3）年度におけるアクティブ・ラーニングを用いた授業の割合を以下に示す。

授業総数	2,417
アクティブ・ラーニングを用いた授業数	475
アクティブ・ラーニングを用いた授業の割合	19.7%

シラバスの執筆は科目担当者が行うが、執筆に際しては「シラバス作成のためのガイドライン」(資料 4-25) を定めており、このガイドラインに沿った記述を全教員に求めている。なお、ガイドラインは教学部会議での検討を経て、教授会で報告される(資料 4-28)。

③学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法について、本学では課題解決型学習(PBL)やアクティブ・ラーニングの推進に積極的に取り組んでいる。このことは「学校法人熊本学園 第2次中期経営計画(2021年～2025年)」(資料 1-10)にも明記しており、全学的な対応として今後もさらに充実させていく方針である。

以下、商学部で実施されている課題解決型学習(PBL)やアクティブ・ラーニングを取り入れた授業について紹介する。

【具体的事例】商学部の取組み

商学部商学科では、2019(令和元)年度から地域や企業と連携した実践的な学習・体験を通して企業の経営戦略や課題を知り、ビジネスパーソンとしての素養を養っていく「くまもと未来創造科目」(資料 4-29【ウェブ】)を開設している。「くまもと未来創造科目」は、「商学」の視点からビジネスに直結した学びを得られる授業として開設されたもので、地域企業や熊本県のプロスポーツチームをゲストに迎えた講義や企業体験(フィールドワーク)、企業の課題解決を考える課題解決型学習(PBL)などに力を入れている。なかでも、「地域と流通」という科目では、地域における流通の現状や役割、まちづくりとの関わり方を学び、地域に根ざした小売の業態と最新事情を学ぶことを目的として、地元百貨店によるゲスト講義を4回にわたり実施。百貨店、流通業、ファッション産業の変遷や、桜町・熊本駅再開発と熊本市中心部商店街の展望などについて講義を実施している(資料 4-30)。

商学部ホスピタリティ・マネジメント学科は、体験的な学びを重視しており、3ヶ月間の長期インターンシップを導入している(資料 4-31【ウェブ】)。また、アクティブ・ラーニングによる主体的な学びとして「TGC(東京ガールズコレクション)熊本 2019」や「くまもと復興映画祭 2021」において、熊本の飲食店と共同開発したフィンガーフードを出演者に提供するなど(資料 4-32)、地域や企業と連携したアクティブ・ラーニングを積極的に採用している。

なお、学生の主体的参加を促す授業においては対面による教育活動が重要となるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本学でも2020(令和2)年度から2021(令和3)年度にかけて遠隔授業を実施した。以下では、本学における遠隔授業の導入について概略を述べる。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、本学では2020(令和2)年度の授業開始日を当初の4月8日から4月20日に変更するとともに、4月20日から5月6日の期間を学校保健安全法第20条に基づく臨時休校とした。5月7日からは授業を開始したが、すべての授業を遠隔授業で実施することとし、学修機会の確保と安心・安全な授業の実施を両立させた(資料 4-33)。

なお、本学では「熊本学園大学危機管理規程」（資料 2-11）に基づき学長を本部長とする新型コロナウイルス対策本部を設け、有事としての対応を行い、対策本部会議での決定に基づく授業実施方針を示し、各教員へは主にメールを使用して周知を行った。また、学生に対する連絡はポータルシステムを利用した（資料 4-34）。

本学の教室環境とソーシャルディスタンスを確保する観点から、履修者数が 60 名を超える科目では遠隔授業を、60 名以下の科目、演習（ゼミ）、実習、実技の科目については対面式授業を実施することを基本とし、遠隔授業と対面式授業を併用する形で授業を行い、対面式授業と遠隔授業の割合は、概ね対面授業が 7 割、遠隔授業が 3 割の状況となっている（2021（令和 3）年 10 月現在）（資料 4-35）。

遠隔授業においては、本学が従前より導入していた学習支援システム「manaba（マナバ）」を全学的に利用した。利用方法については e-キャンパスセンターが支援を行うとともに、ウェブサイトや非常勤講師向けのガイドブックでの解説を充実させた（資料 4-36）。また、一方通行の授業とならないよう教員への周知をはかるとともに（資料 4-37）、学生に対しては「熊本学園大学「遠隔授業」受講に関するガイドライン」（資料 4-38）を策定し、遠隔授業のルールと受講に際しての注意点について周知を図り、学生が主体的に授業へ参加できるよう工夫を行った。また、インターネット環境が脆弱な学生へは、無線 LAN が使える教室やエリアを開放したり、ノートパソコンやモバイルルータの貸与を実施した。

④適切な履修指導の実施

新年度オリエンテーション時に、全学部の新入生を対象とした履修相談会を実施している（資料 4-39）。履修相談会では、各学部の学科長が中心となって、高等学校での学びからスムーズに大学での学びに移行できるよう、丁寧な履修相談・履修指導を実施している。2 年次以上の学生については、年間を通して教務課窓口にて職員が履修に関する相談に応じている。教育センター（資料 3-33）においても随時、履修に関する相談等を受け付けている。

また、授業科目等に関する学生からの質問・相談に応じるための時間として、1993（平成 5）年度からオフィス・アワーを設けている（資料 4-40）。オフィス・アワーは、授業科目等に関する学生の質問・相談に応じるための時間として、教員があらかじめ示す特定の時間帯であり、その時間帯であれば、学生は事前のアポイントを取ることなく研究室を訪問することができる。授業内容がわからない、ついていけないなど、教科に関連した質問や相談を通じて授業について一層の理解を深めることができる体制となっている。2021（令和 3）年度からは、学生への周知方法を従来の掲示板からポータルシステムに変更し、学外からでも日時を確認することができるようにした（資料 4-41）。

⑤授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数【学士】

本学では、講義、演習、実技、実習といった授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数について特段の定めはないが、演習（ゼミ）においては 20 名程度になるよう配当される。また、英語の授業に関しては能力別クラス編成を行っており（資料 4-42）、1 つのクラスが 40 名前後となるような配当が行われている。

なお、前述のとおり、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から履修者数の多い講義

系の科目は専ら遠隔授業による対応となっており、本学における教室の収容人数等の状況から、履修者が60人以上の科目は原則として遠隔授業、59名以下の科目については対面式授業での実施とする方針としている（資料4-37）。

⑥研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）

修士課程・博士後期課程では、「大学院学生便覧」（資料4-11【ウェブ】）に入学から学位授与までのプロセスを掲載するとともに、シラバス（資料4-43）において研究指導の内容及び方法について明示している。また、年度初めに研究科長や研究指導教員による履修指導が行われ、学位授与までの年間スケジュール等について説明している。

⑦実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】）

専門職学位課程である会計専門職研究科においては、体系とプロセスを重視した教育を確保するため、財務会計分野、管理会計分野、監査分野、企業法分野、租税法分野、経済・経営分野、統計・IT分野、実践分野に科目を分類し、各分野に基礎科目群、発展科目群、応用・実践科目群を設置している。基礎科目群では、会計専門職業人に必要不可欠な基礎的知識を修得し、発展科目群では、理論学習を発展させ、より高度な知識を学び、応用・実践科目群では、最先端の会計理論を修得し、高度な会計専門知識を実務に応用する能力を養成している。ほかにも、経済・経営分野及び統計・IT分野の科目は、選択科目として配置し、自己の思考を論理的に説明する能力を育成するためのワークショップ形式の科目を用意している。

また、身につけたいスキル別に履修モデルを作成し、入試説明会時と新入生ガイダンスの際に、税理士・公認会計士等の会計専門職職業人に必要不可欠な具体的な学修例を明示している（資料4-44）。

⑧各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では毎年行っている自己点検・評価をもとに、内部質保証推進委員会において取組みについて検証が行われ、必要に応じ部局に対して改善指示が出される体制となっている。2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書に対する内部質保証推進委員会からの教務部長への改善指示の一例を取り上げる。

「卒業段階でどれだけの力を身に付けたのかを客観的に評価するしくみや、その成果により目に見える形で社会に提示するための効果的な手法等の開発を行う。」という取組みについて、学生第一主義の考え方からすでに取組みを始めている経済学部以外の学部において、学修成果の可視化をいつまでにどのように取り組むことができるか明確に示すよう指示を行った。これに対して、学修成果の可視化については、学長によりワーキンググループが招集され数回の意見交換を行い、経済学部の実績を踏まえ、経済学部のモデルを全学部で実施できる案を模索中である、との改善報告書が上がっていた。その後学修成果を可視化する取組みについては、学修ポートフォリオシステムの導入に向けて試行している（資料4-45）。

また、内部質保証推進委員会において「本学における内部質保証と教学の関連図」（資料2-10【ウェブ】）を作成しており、これに沿った形での教学マネジメントを授業レベル、教

育課程レベル、大学レベルで実施している。学部・研究科における各施策については、必要に応じて各学部・研究科の教授会及び研究科委員会等で協議され、最終的には大学の教育研究に関する重要な事項を審議する教育研究評議会にて審議され、学長が決定する体制となっている。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ①単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ②既修得単位等の適切な認定
- ③成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ④卒業・修了要件の明示
- ⑤成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部
質保証推進組織等の関わり

評価の視点2：学位授与を適切に行うための措置

- ①学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ②学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ③学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ④適切な学位授与
- ⑤学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組
織等の関わり

1. 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

①単位制度の趣旨に基づく単位認定

前述のとおり、本学では1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義については15時間の授業をもって1単位、演習については15時間の授業をもって1単位（ただし、外国語修得にかかわるもの及び社会福祉学部の演習（卒業演習を除く）については30時間の授業をもって1単位、実技については30時間の授業をもって1単位、実験・実習については45時間の授業をもって1単位（ただし、教育実習、情報に関する実習並びに保育実習に関する事前及び事後指導については30時間の授業をもって1単位）とすることが「学則」において定められている（資料1-1【ウェブ】）。この内容は大学設置基準第21条第2項に定める内容に準拠しており、単位制度の趣旨に基づく単位認定となっている。

なお、単位の認定に際しては「試験及び成績評定に関する細則」（資料4-46）第17条に定められているとおり、成績評定の結果を、S（100点～90点）・A（89点～80点）・B（79点～70点）・C（69点～60点）・D（59点以下）に分け、S・A・B・Cを合格とし、所定の単位を与えるものとしている。このことは「学生便覧」（資料1-7【ウェブ】）にて学生に周知している。

②既修得単位等の適切な認定

既修得単位の認定は、学則の定めにより、教育上有益と認める場合に60単位を超えない

範囲で認められる。

単位の認定に際しては、提出された既修得単位の証明書やシラバス等により、その内容や到達目標が本学の授業内容と合致するものか教学部会議において検討され、教授会の議を経て学長が認定することとなっており（資料 4-47）、適切に実施されている。なお、単位認定に関する基準（単位換算認定基準）は「学生便覧」（資料 1-7【ウェブ】）において学生に周知されている。

③成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価の客観性、厳格性は、(1)シラバスへの成績評価方法・割合の明記、(2)定期試験の厳格な実施、(3)成績問い合わせ制度、によって担保されている。

(1)シラバスへの成績評価方法・割合の明記

シラバスにおいて「到達目標」及び「成績評価方法・割合」等の項目を明記し、「成績評価方法・割合」では、定期試験やレポート等の評価項目だけでなく、各項目が成績評価全体に占める割合が明示され、どのような形で成績評価が行われるか示している（資料 4-20）。

(2)定期試験の厳格な実施

定期試験は「試験及び成績評価に関する細則」（資料 4-46）及び「定期試験の受験心得」（資料 1-7【ウェブ】P231）に則り実施される。また、定期試験の監督を行う教員には「定期試験監督者要領」（資料 4-48）を配付し、試験が公平かつ厳正に行われるようにしている。

なお、定期試験に関しては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、2020（令和 2）年度から「定期試験における具体的運用について」を示し、学生の安心・安全な環境を確保できる形で実施している（資料 4-49）。

(3)成績問い合わせ制度

成績評価の信頼性及び成績評価に関する説明責任を果たすべく、本学では学生からの「成績問い合わせ制度」を設けている。学生自身が成績評価に疑義がある場合には、教務課を通して科目担当者に対し、成績評価に関する説明を求めることができる（資料 4-50）。

④卒業・修了要件の明示

卒業・修了の要件は「学則」第 17 条に「卒業に必要な単位数は、各学部・学科とも 124 単位以上」と定めており、その内訳を明記している。また、学生に対しては、学科単位で作成する履修要項（資料 4-14）を配付し、より詳細で分かりやすい形で卒業要件を示している。

⑤成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

「内部質保証のための全学的な方針」（資料 2-2【ウェブ】）の中で「教学に関する指針」を明示しており、内部質保証推進委員会の委員長である学長の責任のもと教学運営が行われている。

2. 学位授与を適切に行うための措置

①学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程では、修了要件、学位論文審査基準及び審査方法等を定め、「熊本学園大学大学院研究科規則」（資料 4-51【ウェブ】）及び「大学院学生便覧」（資料 4-11【ウェブ】）において公表している。

②学位審査及び修了認定の客観性及び厳格化を確保するための措置

学士課程における学位審査（卒業判定）は、教務課が卒業判定資料を作成し、各学部教授会の運営委員会を経て教授会で審議される体制となっており（資料 4-52）、客観性と厳格性が確保されている。

修士課程、博士後期課程及び専門職学位課程では、指導教員を中心に複数の教員が集団で学位論文に関する指導を行う体制を構築しており、複数回の公開研究発表会を実施することにより客観性及び厳格性を確保している。また、学位論文審査では、学位論文審査委員会が学位論文審査報告書を各研究科委員会に提出し、審議することにより、客観性及び厳格性を確保している（資料 4-53）。

③学位授与に係る責任体制及び手続の明示

④適切な学位授与

本学で授与する学位に関しては「熊本学園大学学位規則」（資料 4-54）に定めており、学士の学位は当該学部の教授会にて卒業の判定を行い、学部長が学長に審議結果を報告し、学長が学位記を授与するとしている。同様に、修士の学位、博士の学位、専門職の学位は当該研究科委員会において学位授与判定の審議を行い、研究科長が学長に審議結果を報告し、学長が学位記を授与すると定めており、学位授与に係る責任体制を明示している。なお、「熊本学園大学学位規則」は学生便覧にて学生に対して公表している。

修士課程及び博士後期課程においては、大学院学生便覧において「学位授与までのプロセス」を示し、学位授与までの手続きを明示し、複数の教員による論文指導体制を構築し、適切な学位授与を行っている。とりわけ博士の学位授与に関しては、その重要性や社会的意義に鑑み、「博士学位の申請について」や「博士学位申請論文体裁及びデータの提出方法」についても学生便覧に詳述している。また、博士の学位授与に際しては研究科委員会において審議がなされるが、審議では学位論文審査報告書に基づく厳格な審議が実施されている（資料 4-53）。

⑤学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

「内部質保証のための全学的な方針」の中にある教学に関する指針（資料 2-2【ウェブ】）で、学長のリーダーシップのもと卒業認定・学位授与の方針（DP）、教育課程編成・実施の方針（CP）、入学者受入れの方針（AP）に基づく大学教育を展開するとしており、「熊本学園大学における内部質保証と教学の関連図」（資料 2-10【ウェブ】）により、学位授与に至るまでの教学の関連図を示している。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

1. 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

学修成果を適切に測定するための指標には、直接評価としてアセスメントテストのような外部試験や、間接評価としてアンケート等の学生調査が考えられる。本学では、学生による授業評価アンケートや学修成果に関するアンケート等を実施するとともに、アセスメントテストの導入や学修成果レポートによる学修成果の可視化（経済学部において実施）など、学修成果を測定するための指標を適切に設定している。

また、大学院でも研究科の課程ごとに授業評価アンケートを実施しており、会計専門職研究科においては学期ごとにアンケートを実施し、それらの集計結果を公表している（資料2-25【ウェブ】）。

2. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

ディプロマ・ポリシーに明示した学生の学修成果を適切に把握し評価するため、本学では、以下のとおり5つの方法を導入している。

- ①「授業評価アンケート」の実施
- ②「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」の実施
- ③「卒業時アンケート」「卒業後アンケート」の実施
- ④アセスメントテストの実施
- ⑤ 学修成果レポートによる学修成果の可視化（経済学部）

①「授業評価アンケート」の実施

本学では、2004（平成16）年度より「授業評価アンケート」を実施している。授業評価アンケートは、授業に対する学生の評価・意見を聞き、今後の授業改善および教育方法の改善に資するための基礎資料とすることを目的として実施しており、2019（令和元）年度からはWebによるアンケートを実施している（資料4-55）。

「授業評価アンケート」に関しては、授業評価制度委員会において実施方針等の確認が行われ、アンケート結果の集計はICT統括室が行う。集計結果はウェブサイトで公表しており（資料2-28【ウェブ】）、2020（令和2）年度の集計結果については、本学広報誌『銀杏並木』にも掲載した（資料4-56）。また、「授業評価アンケート」は、これまで担当者レベル、科目レベルでの実施であった授業改善の取り組みを、学部レベル、全学レベルで検討するためにFD（ファカルティ・ディベロップメント）において「学生による授業評価アンケートからみえ

るもの」を開催し、当該アンケートの結果を、大学全体として検討・分析する取組みを行った（資料 4-57）。

②「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」の実施

本学では、2014（平成 26）年度より学生自身の学修成果や週当たりの活動時間を調査項目とした「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」を実施している。2019（令和元）年度からは、本学が目指す教育の方向性との整合性をはかるため、大学全体の学位授与方針に対応した質問項目を設定するとともに、単位制度の趣旨に沿った事前・事後学修といった学修時間、学修行動を確認するため、週当たりの活動時間について確認を行っている。

なお、「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」の調査実施結果については教育研究評議会において審議がなされ（資料 4-27）、教育活動の見直し等の検討資料として活用することとし、集計結果についてウェブサイトで公表している（資料 4-58【ウェブ】）。今後は単なる集計だけではなく、アンケート結果を分析し、具体的な改善への取組みへと結び付けていくことが課題である。

③「卒業時アンケート」「卒業後アンケート」の実施

本学では、大学での学修や生活を通じてどのような力を身に付けたと実感しているのかを調査し、本学の教育の質向上、教育内容の改善や教育目標の見直しのための参考資料等に活用することを目的に、2018（平成 30）年度より「卒業時アンケート」を実施している（資料 4-59）。

また、本学を卒業した学生が在学中に身に付けた能力等の実社会における有用度の確認を行い、卒業生の声を教育的視点から有効活用することによって、社会からの人材要請に照らした本学の教育内容や学生支援等の改善をはかることを目的に、2017（平成 29）年度より「卒業後アンケート」を実施している（資料 4-60）。

「卒業時アンケート」「卒業後アンケート」は、いずれも集計結果をウェブサイトで公表しており（資料 4-61【ウェブ】、資料 4-62【ウェブ】）、教育活動の見直し等の検討資料として活用することになっている。「卒業後アンケート」は卒業から 3 年が経過した卒業生を対象に実施している。社会人としての経験を経て、大学での学びがどのように役立ったと感じているか等、「卒業時アンケート」との比較を含めた分析を行い、具体的な改善への取組みへと結び付けていくことが課題である。

④アセスメントテストの実施

本学では、アセスメントテストを導入し（資料 4-63）、社会において必要とされる資質や能力を「思考力」「姿勢・態度」「経験」という 3 つの観点から客観的に測定する取組みを行っている。

2018（平成 30）年度より、商学部と経済学部において先行して導入し、その後段階的に導入学部や対象学年を増やし、2021（令和 3）年度からは全学部について、1 年次と 3 年次の学生を対象にアセスメントテストを実施している（資料 4-64）。

2021（令和 3）年度に全学部で入学時と 3 年次の受検が行われたことから、2 つの結果を比較して大学での学びを通じた「思考力」「姿勢・態度」「経験」といった汎用的能力の伸長

を学生自身に把握させるとともに、本学の教育効果を可視化する取組みが行われ、その内容については学部長会に報告された（資料 4-65）。現在、各学部・学科において内容についての検討・分析が行われている。このような取組みを今後も継続的に実施していくことが重要となる。

⑤学修成果レポートによる学修成果の可視化（経済学部）

経済学部では、学生が大学の学びで身につけた成果をチャート等で明確に示す「学修成果の可視化」を 2019（令和元）年度より導入し、「学修成果レポート」を希望者に発行している（資料 4-66）。「学修成果レポート」は、資格取得や留学に関する状況、学内での表彰や演習（ゼミ）での活動が明記されるとともに、ディプロマ・ポリシーに定められた学修目標の達成状況をレーダーチャートで示し、大学における 4 年間の学修成果を可視化できるものとなっている。

また、教育成果を地域社会・企業等に示すなど社会的要請が強まっていることを受け、2019（令和元）年 9 月には企業との意見交換を行い、チャートの読み方や判断基準、客観性などについてさまざまな意見の聴取を行った。特に、就職採用時に重視する点をレポートからどう読み取れるか、面接での活用の可能性などに触れた内容の意見が多くあった。

「学修成果レポート」は、経済学部のウェブサイトで確認できるほか（資料 4-67【ウェブ】）、希望者には紙媒体での発行も行っている。学生は「学修成果レポート」を活用することで自身の学びについて可視化でき、学びの振り返りが可能となっているが、現時点では活用事例は少ない。しかし、2021（令和 3）年度より学修ポートフォリオシステムの導入に向けて試行を始めている。

3. 学習成果の把握及び評価の取組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

第 2 章で説明したとおり、本学では内部質保証推進委員会の委員長である学長のリーダーシップのもと、教育の質保証を担保するための内部質保証システムを整えている。学修成果の把握及び評価の取組みとの関わりについては、「熊本学園大学における内部質保証と教学の関連図」（資料 2-10【ウェブ】）における「検証に用いる主な指標」にある学修成果の測定、教育に係る評価の部分に明示し、教育施策の検証においても活用することとしている。

点検・評価項目⑦： 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

①学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

①学習成果の測定結果の適切な活用

これまで述べてきたとおり、本学では学生の学修成果を「学生の学修成果と学修状況についてのアンケート」などの調査実施結果や、外部の客観的な試験であるアセスメント・テス

トの結果を用いて測定・可視化している。

このような取組みについては、学部長会において実施に関する検討が行われ、実施後は教育学 IR を担当する ICT 統括室を中心にアンケートやアセスメント・テストの結果について集計や分析が行われ、その結果の活用について学部長会や教育研究評議会等の会議に諮られ、教授会等を通じて各学部・学科に説明・報告が行われる（資料 4-68）。

前述のとおり、これらの取組みを実施しているが、具体的な改善へは結びついておらず、この点を課題として認識している。

大学院では、前述したとおり、会計専門職研究科においては、毎学期実施している授業評価アンケートの集計結果に基づいた FD を実施し、授業改善に活かしている。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

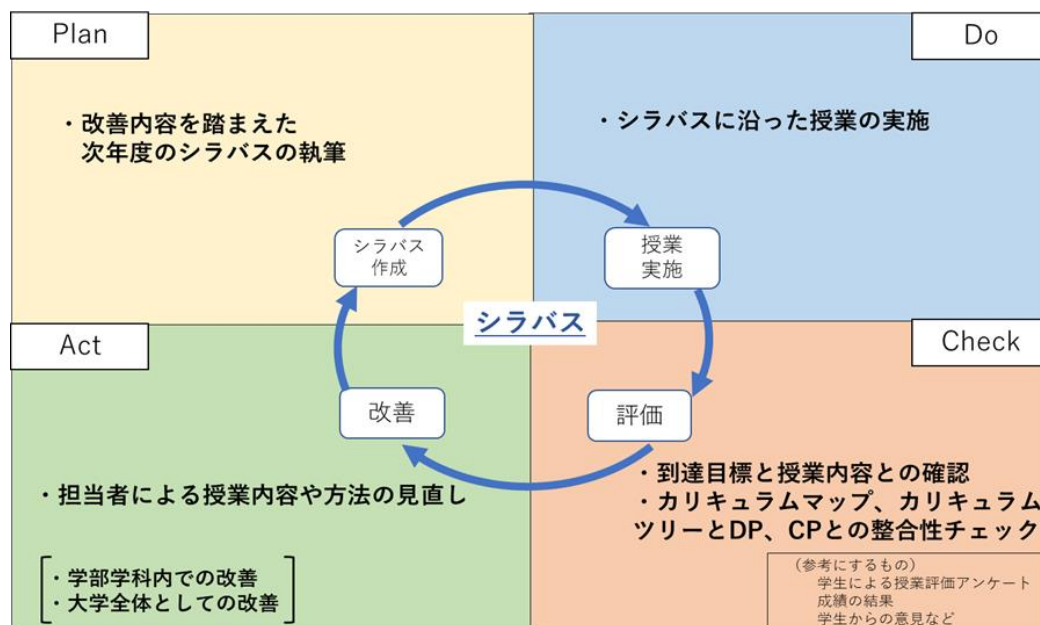
教育課程及びその内容、方法の適切性を検証する取組みにおいては、定期的かつ継続的な点検・評価を行い、そのなかで発見した課題・問題点に対して大学が組織的に対処していくことが重要となる。

以下では、これまで述べてきた内容以外で本学が取り組んでいる点検・評価に関する取組みを紹介し、今後これらの内容をどう活用していくべきかについて述べる。

① シラバスを起点とした授業内容改善の取組み

前述した通り、本学のシラバスは「シラバス作成のためのガイドライン」（資料 4-25）に沿って作成されるが、2021（令和 3）年度シラバス執筆に際し、当該ガイドラインの見直しを行い、シラバス作成を授業改善の見直しを図る起点として位置付け、次のような PDCA サイクルを構築している。

シラバスを用いて授業改善を図る PDCA サイクルのイメージ（セメスター基準）



シラバスの執筆は、科目担当者が毎年行うものであり、その際に当該科目の教授内容や授業の進め方についても検討する。よって、シラバス執筆を起点として、当該科目の到達目標

や内容が、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシー、カリキュラムマップやカリキュラムツリーと整合しているかを確認する機会と捉えることで、授業改善のPDCAサイクルが持続的に活性化すると考えている。また、シラバス執筆にあわせる形で「授業評価アンケート」の集計結果を各教員が閲覧できるようにしており、各科目担当者は「授業評価アンケート」の結果を確認し、授業改善について検討しながらシラバスを執筆することができる点も有効に機能すると考えている。

なお、本学では「授業評価アンケート」の集計結果を渡す際に「授業改善報告書」の提出を求めている（資料 4-55、資料 4-69）。「授業改善報告書」は非常勤講師も含めて全教員に提出を求めており、個人レベル、科目レベルでの教育改善の取組みである。教育内容の改善に一定の効果はあると考えるが、大学全体での改善や取組みにはつながっていない。前述した「学生による授業評価アンケートからみえるもの」のFD活動のような取組みを継続的に実施し、その内容をいかにして教育活動の改善に結び付けていくかが今後の課題である。

②地域社会や産業界の声を聴く取組み

教育内容の改善に際し、地域社会や産業界等からの声を聴く取組みとして「点検・評価のための懇談会」を実施している（資料 2-26）。この懇談会では、本学の教育の概要について説明を行い、入学者選抜や企業との連携と卒業後の進路等について最新の状況を報告し、これに対する意見を聴いている。

地域社会や産業界等からの意見には、社会が求める人材とその人材を育成するための教育に関する先駆的な示唆がある場合もある。これらを大学教育にどのような形で反映させていくか、更なる検討が必要であると考ええる。

点検・評価項目⑧：教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（大学院の専門職学位課程）

評価の視点 1：メンバー構成の適切性（【院専】）

評価の視点 2：教育課程の編成及びその改善における意見の活用（【院専】）

1. メンバー構成の適切性

専門職学位課程である会計専門職研究科においては、専門職大学院設置基準第 6 条の 2（資料 4-70）の規定に基づきアドバイザー・ボードを設置し、「熊本学園大学専門職大学院アドバイザー・ボードに関する規程」（資料 3-41）第 2 条においてメンバーの構成について規定し、適切に機能させている。

2. 教育課程の編成及びその改善における意見の活用

前述のとおり、会計専門職研究科専門職学位課程では、アドバイザー・ボードを設置し、その指摘に基づき、2021（令和 3）年度のカリキュラムについて、「統計学」を「ビジネス統計」に名称変更及び「経営科学」・「企業情報システム」を廃止し、「ICT と会計・税務」を新設し、より実務に即したカリキュラム編成、時代に合致した授業科目名及び授業内容に変更し、2021（令和 3）年度入学生から適用した（資料 4-11【ウェブ】P54）。

【2】長所・特色

第2次中期経営計画の戦略目標「地域社会と連携した実践的な教育の推進と教育方法」の一つとして、「課題解決型学習（PBL）の推進」を掲げており、各学部において課題解決型学習（PBL）やアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、学生が主体的・能動的に学ぶことができる工夫を実施している。

また、アセスメントテストによる客観的な学修成果の把握、2021（令和3）年度に取り組んだ教育効果を可視化する取組みは、本学の教育の成果を分かりやすく確認できるものである。

これらの取組みに加え、シラバスを授業改善の起点と位置づけたPDCAサイクルを構築し、そのサイクルのなかでディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーとの関連性が意識づけられるよう工夫している。

【3】問題点

学修成果を可視化する取組みとして、各種アンケートやアセスメントテストを実施し、その結果について集計は行っているが、単なる結果の集計に留まっているものがあり、分析・改善までに至っていない。

経済学部が行っている「学修成果レポート」については、利用者が少ない点や有効な活用について、さらなる検討が必要である。また2021（令和3）年度より試行している学修ポートフォリオシステムの今後の有効活用に向けても検討していく。

【4】全体のまとめ

本学では、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーを大学ウェブサイトにより適切に公表するとともに、教育課程の順次性や体系性を確認するためのカリキュラムマップやカリキュラムツリーを整備し、授与する学位に適した教育課程を体系的に編成している。

また、課題解決型学習（PBL）やアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れ、学生が主体的・能動的に学ぶことができる工夫を実施するとともに、成績評価や単位認定に際しても公平性・厳格性を確保し、適切な学位授与についての責任体制を明確にしている。

さらに、学生の学修成果を把握するため、「授業評価アンケート」をはじめとする様々なアンケートを実施するだけでなく、経済学部が実施している「学修成果レポート」の取組みやアセスメントテストによる客観的な学修成果の把握によって、学修成果を把握する取組みを複合的に行っている。

これらの取組みに加え、本学ではシラバスを授業改善の起点と位置づけたPDCAサイクルを構築し、そのサイクルのなかでディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの関連性が意識づけられるよう工夫するなど、今後も教育活動についての点検・評価を継続的に実施し、その改善に努めていく。

以上のことから、本学は当該基準を充足していると考ええる。

第5章 学生の受け入れ

【1】現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ①入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ②入学希望者に求める水準等の判定方法

1. 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえ、大学全体としての入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定め、大学ウェブサイト（資料1-5【ウェブ】）において公表している。大学全体のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

熊本学園大学は、高等学校等における学修をとおして身につけた基礎学力として「学力の3要素」を重視し、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等ならびに主体的に学ぶ態度を身につけた以下の項目に掲げる人物を求めます。そしてこのような入学者を適正に選抜するため、多様な選抜方法を実施します。

1. 熊本学園大学の卒業認定・学位授与の方針に掲げる諸能力と専門性を身につけ、新たな知の創造に取り組むことに関心と意欲がある人
2. 幅広い教養を身につけ、専門知識・技能を活用することにより地域社会を支える人物になることを目指す人
3. 多様な文化が共存する中で自由闊達に思考し、多様な人びとと協力しながら課題解決に取り組むことを目指す人
4. 地域に根ざし世界につながる知的能力の高い国際人を目指す人

以上の大学全体のアドミッション・ポリシーを基に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに定める教育を受けるために必要となる目的意識・学習意欲・能力などを学部ごとのアドミッション・ポリシーに明記している。

各学部のアドミッション・ポリシーは、大学各学部ウェブサイト（資料4-6【ウェブ】、資料4-7【ウェブ】、資料4-8【ウェブ】、資料4-9【ウェブ】）や入学者選抜募集要項（資料5-1、資料5-2、資料5-3、資料5-4、資料5-5、資料5-6、資料5-7、資料5-8）、「大学案内」（資料1-18【ウェブ】）、「入試ガイドブック」（資料1-22【ウェブ】）などで幅広く社会に公表し、本学のアドミッション・ポリシーの周知に努めている。

以下、具体例として商学部のアドミッション・ポリシーを示す。

アドミッション・ポリシー

【商学部】

入学者受入れにあたって、以下に掲げる知識・技能や能力、目的意識・意欲・態度を備えた人を求めます。また、多様な学生を受け入れるために、学力試験、書類審査、小論文、面接等のさまざまな選抜方法を実施しています。

- (1) 商学部における学修に必要な基礎的な知識・技能を修得している。
- (2) 組織や地域の課題を発見し、解決するために必要とされる基本的な思考力・判断力・表現力を修得している。
- (3) 主体性をもって多様な人々と協調・協働して学ぼうとする意欲を有している。
- (4) 流通・マーケティング分野、金融分野、組織のマネジメント分野、ホスピタリティ・マネジメント分野、簿記・会計分野、情報分野に関心を有している。
- (5) 専門知識を修得し、地域や組織のリーダーとして、積極的に社会に貢献する意欲を有している。

大学院においては、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに対応した求める学生像として、以下のとおり、研究科・専攻・課程ごとにアドミッション・ポリシーを具体的に設定し、大学ウェブサイト（資料 4-10【ウェブ】）、「大学院案内」（資料 1-19【ウェブ】）、「熊本学園大学大学院会計専門職研究科アカウンティング専攻」（資料 1-20【ウェブ】）や「熊本学園大学大学院学生募集要項」（資料 5-9）、「熊本学園大学大学院会計専門職研究科アカウンティング専攻学生募集要項」（資料 5-10）に掲載し、入学志願者及び保護者等関係者へ広く公表している。

以下、具体例として大学院商学研究科修士課程、社会福祉学研究科博士後期課程及び会計専門職研究科のアドミッション・ポリシーを示す。

アドミッション・ポリシー

【商学研究科修士課程】

本学大学院商学研究科修士課程においては、入学前に商学や経営学に関する基礎的知識（学部卒業程度）を有し、以下のいずれかに興味・関心を持つ方を受け入れます。

1. 急速に進むビジネス世界において、グローバル化に対応できる専門知識・能力をもったビジネス・パーソンを目指す方。
2. 高度化するビジネス社会において必要不可欠な現代経営学について学び、即戦力として活躍できる高度な専門知識を身につけたい方。
3. 地域社会の活性化に貢献したいと考えている方。
4. 商学や経営学について、より深く学びたい方。または商学や経営学について学び直したい方。

なお、入学者選抜については、基礎的知識（学部卒業程度）を有しているかを確認するために筆記試験や書類審査を行い、上記 1 から 4 に関する興味・関心等を確認するために面接試験を実施します。

【社会福祉学研究科博士後期課程】

本学大学院社会福祉学研究科博士後期課程においては、入学前に社会福祉学に関する専門的学識を有し、以下のいずれかの高度で専門的な研究意欲のある方を受け入れます。

1. 社会福祉に関する研究を蓄積してきた方で、更に社会福祉学のより高度で専門性の高い調査方法や政策・理論を修得する意欲のある方。
2. 研究者として、社会福祉学の近接科目を専門としつつも、社会福祉学（社会政策・ソーシャルワーク）の高度で専門的研究に意欲のある方。
3. 専門職の職業人として地域社会に寄与しているが、更に社会福祉学に関する調査・研究を究めてより専門性の高い領域で地域社会に貢献したい方。

なお、入学者選抜については、博士後期課程における研究が滞りなく遂行できるかどうかを確認するために筆記試験や修士論文の審査を行い、上記 1 から 3 に関する興味・関心等を確認するために面接試験を実施します。

【会計専門職研究科専門職学位課程】

本学大学院会計専門職研究科専門職学位課程においては、入学前に簿記・会計に関する基礎的知識（学部卒業程度）を有し、次の会計専門職業人を目指す方を受け入れます。

1. 公認会計士
2. 税理士
3. 企業・地方自治体などの組織における会計専門家

なお、入学者選抜については、簿記・会計に関する基礎的知識（学部卒業程度）を有しているかを確認するために筆記試験や書類審査を行い、上記 1 から 3 に関する興味・関心等を確認するために面接試験を実施します。

2. 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

①入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像

②入学希望者に求める水準等の判定方法

各学部において、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像についてアドミッション・ポリシーに定め、養成すべき人材像、求める人材像として明確にするとともに、入学者選抜での観点としてそれぞれ明示している。アドミッション・ポリシーに関しては、本学ウェブサイト及び「入試ガイドブック」、入学者選抜募集要項により、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の入試区分ごとに、出願資格や選考方法とともに受験生に公表している。

大学院では、前述のとおり入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像及び入学希望者に求める水準等を具体的に設定し、研究科・専攻・課程ごとにアドミッション・ポリシーとして定め公表している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な

設定
評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施
評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

1. 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

文部科学省が定める大学入学者選抜実施要項及び本学が定めるアドミッション・ポリシーに基づき、高等学校と大学教育との関連、社会人、帰国子女生徒及び外国人留学生、編入学生等、国際規模での社会的要請にも配慮し、幅広く多様な能力を持つ学生を受け入れる入学者選抜制度を設けている（資料 5-11【ウェブ】）。また、2021（令和 3）年度入学試験より、学力の 3 要素を多面的・総合的に評価する取組みとして、総合型選抜や学校推薦型選抜において、以下のような選考方法を全学科で導入している。課外活動や社会活動、資格取得などの活動歴、学ぶ目的や入学後の学習計画、基礎的な知識・技能について、書類審査、面接やグループディスカッション、基礎学力審査などを行い、学修成果や意欲を多面的・総合的に評価している。

【選抜方法】

入学者選抜制度	方 法
一般選抜	個別学力審査
共通テスト利用型選抜	共通テスト
共通テストプラス型選抜	個別学力審査＋共通テスト
総合型選抜	書類審査、基礎学力審査、 面接・自己プレゼンテーション・グループディスカッション
学校推薦型選抜（指定校）	書類審査、小論文
学校推薦型選抜 （一般公募）	書類審査、基礎学力審査、面接
学校推薦型選抜 （スポーツ）	書類審査（スポーツ競技実績）、口頭試問
特別選抜（社会人）	書類審査、小論文、面接
特別選抜（有職者）	書類審査、小論文、面接
特別選抜（帰国子女）	書類審査、小論文、面接
特別選抜（外国人留学生）	書類審査、日本語、面接
特別選抜（編入学・転入学）	書類審査、小論文、面接

大学院では、アドミッション・ポリシーに基づき、一般、社会人、外国人留学生等の幅広く多様な学生を受け入れる入学者選抜制度を設けている。特に、社会人入学試験については、高度専門職業人養成に対する社会的要請に配慮し、入学資格の弾力化を図り、職業

上必要な新しい知識・技術を求める者や優れた資質を持つ社会人の学びを支援するため、本学独自の個別出願審査を実施し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認め広く受け入れている（資料5-12【ウェブ】）。

< 修士課程 >

◆試験科目

研究科	専攻	秋季	推薦	春季	入試種別	専門科目	小論文	外国語	面接	書類審査
商学	商学	◎		◎	一般	●	●	●	●	
		◎		◎	外国人留学生	●	●		●	
		◎		◎	社会人		●		●	
		◎		◎	飛び級	●	●	●	●	
			◎	◎	推薦(本学商学部生対象)				●	●
			◎	◎	推薦 (本学会計専門職コース対象)				●	●
			◎	◎	飛び級特別推薦 (本学商学部生対象)				●	●
			◎	◎	飛び級特別推薦 (本学会計専門職コース対象)				●	●
			◎	◎	社会人特別推薦				●	●
			◎	◎	推薦(本学会計専門職研究科対象)		●		●	●
経済学	経済学	◎		◎	一般	●		●	●	
		◎		◎	外国人留学生	●			●	
		◎		◎	社会人		●		●	
		◎		◎	飛び級	●		●	●	
			◎	◎	推薦(本学経済学部生対象)				●	●
			◎	◎	社会人特別推薦				●	●
国際文化	国際文化	◎		◎	一般・外国人留学生	●		※1	●	
		◎		◎	社会人	●			●	
			◎	◎	推薦(本学外国語学部生対象)				●	●
			◎	◎	社会人特別推薦				●	●
社会福祉学	社会福祉学 福祉環境学	◎		◎	一般	●			●	
		◎		◎	外国人留学生	●			●	
		◎		◎	社会人	●			●	
			◎	◎	推薦(本学社会福祉学部生対象)				●	●

※1 専修科目に応じて指定された外国語科目より選択

◆入試概要

一般	本学・他大学を問わず、大学を卒業された方、卒業見込の方であれば受験できます。
外国人留学生	外国籍を持つ方で、大学を卒業された方、卒業見込の方を対象とした入学試験です。
社会人	社会人としての経験を2年以上有する方を対象とした入学試験です。
推薦	本学学部卒業見込者を対象とした入学試験です。
飛び級 ※1	本学3年次に在学中の方で、3年次終了までに卒業に必要な単位の80%以上を取得する見込みのある成績優秀な学生を対象とした入学試験です。
社会人特別推薦 ※2	大学を卒業した方で、中学校または高等学校の現職専任教員を対象とした入学試験です。
推薦 ※3 (本学会計専門職コース対象)	本学商学部会計専門職コース卒業見込者を対象とした入学試験です。
飛び級特別推薦 ※3 (本学商学部生対象)	本学商学部3年次に在学中の方で、3年次終了までに卒業に必要な単位の80%以上を取得見込みのある成績優秀な学生を対象とした入学試験です。
飛び級特別推薦 ※3 (本学会計専門職コース対象)	本学商学部会計専門職コース3年次に在学中の方で、3年次終了までに、卒業に必要な単位の80%以上を取得見込みのある成績優秀な学生を対象とした入学試験です。
推薦 ※3 (本学会計専門職研究科対象)	本学大学院会計専門職研究科の修了見込者を対象とした入学試験です。

※1 商学研究科・経済学研究科実施

※2 商学研究科・経済学研究科・国際文化研究科実施

※3 商学研究科実施

< 博士後期課程 >

◆入試概要

研究科	専攻	入試概要
商学	商学	本学・他大学を問わず大学院修士課程(博士前期課程)の修了者及び修了見込者であれば受験できます。
経済学	経済学	
国際文化	国際文化	
社会福祉学	社会福祉学	

◆試験科目

研究科	専攻	筆記試験	口述試験	書類審査
商学	商学	● (英語)	●	●
経済学	経済学	● (英語)	●	●
国際文化	国際文化	● (外国語) ※1	●	●
社会福祉学	社会福祉学	● (専修科目に関する論述試験)	●	●

※1 専修科目に応じて指定された外国語科目より選択

<専門職学位課程>

入試種別	出願資格	選考方法			
		書類審査	専門科目	小論文	面接
一般	大学卒業者、大学卒業見込者、またはそれと同等の資格を持つ者を対象とした入学試験です。税理士試験に科目合格しているなど、一定の条件を満たす場合、申請により専門科目が免除されることがあります。	○	○ ※1 ※2		○ ※4
社会人	大学卒業者、大学卒業見込者で、社会人としての経験を2年以上有する者を対象とした入学試験です。	○		○ ※3	○ ※4
推薦	大学卒業見込者、および本学大学院商学研究科を修了見込者を対象とする推薦入学試験です。本学教員、または所属大学教員からの推薦書を提出する必要があります。	○		○ ※3	○ ※4
推薦 (会計専門職コース 対象)	本学商学会計専門職コース卒業見込者を対象とする推薦入学試験です。本学教員からの推薦書を提出する必要があります。	○			○ ※4
企業等推薦	大学卒業者で、入学する時点で一般企業、官公庁、非営利組織又は会計士（税理士）事務所等に3年以上在籍している者を対象とする推薦入学試験です。所属する企業等の人事責任者からの推薦書および研究計画書を提出する必要があります。	○ ※5			○ ※4
飛び級	本学学部3年次に在学し、3年次終了までに所定の単位を取得する見込みのある成績優秀な者を対象とした入学試験です。税理士試験に科目合格しているなど、一定の条件を満たす場合、申請により専門科目が免除されます。	○	○ ※1 ※2		○ ※4
飛び級特別推薦 (会計専門職コース 対象)	本学商学会計専門職コースの3年次に在学し、3年次終了までに所定の単位を取得する見込みのある成績優秀な者を対象とする推薦入学試験です。 本学教員からの推薦書を提出する必要があります。	○			○ ※4

※1 専門科目は、簿記・会計学・税務会計の3分野のうち1分野を選択して解答。ただし、7月募集は簿記のみ。

※2 次のいずれかに該当する者は、申請により専門科目を免除することがあります。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ①公認会計士試験短答式試験合格者 | ④税理士試験1科目以上合格者 |
| ②日本商工会議所簿記検定試験一級合格者 | ⑤米国公認会計士資格試験合格者 |
| ③全国経理教育協会簿記能力検定試験上級合格者 | |

※3 小論文は、経済・経営についての基礎的な素養を問います。

※4 面接は、口述試験（会計に関する設問を含む）

※5 書類審査は、研究計画書の審査を含みます。

2. 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業料や実習費、奨学金等に関しては、大学ウェブサイト（資料 5-13 【ウェブ】）、「大学案内」、「入試ガイドブック」及び各種パンフレット、受験雑誌等で情報提供し、公正かつ適正な学生募集に努めている。さらに、オープンキャンパスや各種入試相談会などを通じて周知・案内している。

本学独自の入試前予約型奨学金については、別途募集要項（資料 5-14）を作成し、制度の内容や応募条件などの情報提供に努めている。また、2020（令和2）年7月豪雨により被災した志願者に対する入学検定料・授業料等減免については、大学ウェブサイトや該当地域の高等学校へ周知している。

そのほか「新入生特待生制度」として、一般選抜、共通テスト利用型選抜の成績上位者を対象に、さらには総合型選抜や学校推薦型選抜での合格者で継続して3教科の学習を続けた者の中から成績上位者についてもその成果として経済的支援を行っており、この制度

については募集要項や大学ウェブサイト等で情報提供している。

大学院についても同様に、授業料等に関しては大学院ウェブサイト、「大学院案内」、「熊本学園大学大学院生学生募集要項」（資料 5-9）、「熊本学園大学会計専門職研究科学生募集要項」（資料 5-10）で情報提供し、適正な学生募集に努めている。

3. 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

本学は、入学試験関連業務の円滑な遂行を図るために、「熊本学園大学入学試験委員会規程」（資料 5-15）を定め、入試委員会を置いている。入試委員会は、学長、担当副学長、学部長、各学科から選出された専任教員 1 名（学科長）、事務局長、入試課長で構成され、学長が委員長を務めている。当委員会では、(1) 入学試験に関する大綱の立案、(2) 学生募集についての年次計画の樹立、(3) 入試問題委員の選出、(4) その他入試に伴う重要事項に関することを業務としている。さらに入試問題の作成に関しては、教科毎で作問グループを構成し、各グループに出題責任者（主幹）を配置し、作問体制を整えている。入学試験の実施においては、入学試験要項にしたがって入学試験実施を円滑にするために、入試委員会のもとに入学試験実施本部を置き、学長を最高責任者として、入試委員会と入試課の指示のもと、各学部の教員と事務組織が連携して入学試験を実施している。入学試験監督者には事前に説明を行い、「監督者要領」（資料 5-16）に基づき統一的に監督業務を遂行することにより公正な入学試験を実施している。

大学院の入学試験では、各研究科委員会において、入試概要、入試日程及び入試の業務に関する重要な事項について審議し、最高責任者である学長が決定している。

4. 公正な入学者選抜の実施

入試委員会及び各学部教授会で決定した入学試験の大綱に基づき、入学試験を公平・公正かつ円滑に実施するため、入試課において入学者選抜募集要項（資料 5-1、資料 5-2、資料 5-3、資料 5-4、資料 5-5、資料 5-6、資料 5-7、資料 5-8）を作成している。

入学者選抜募集要項では、受験生へ試験当日の試験時間割や会場 MAP、主な注意事項等を記載し、不利益がないように、実施に関する情報を周知している。

2021（令和 3）年度の入学試験実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により特別な対応を行った。入学者選抜募集要項には「今後の新型コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、募集要項に記載されている内容について変更になる場合があります。変更になる場合には、本学 HP 上にて迅速に周知いたします。必ず、出願前及び試験日前に本学 HP をご確認ください。」との注記を記載し、受験生に対して最新の情報を確認するよう注意を促した。また、入学試験の実施については、「令和 3 年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン（文部科学省）」を遵守し、受験生が安心して受験に臨めるよう努めた。

「監督者要領」は、事前に割り当てられた入学試験監督者の教職員に配付され、この要領に基づき統一的な監督業務を遂行し、受験生が平等に受験できるように努めている。試験当日には、実施担当事務局責任者の入試課長より、入学試験監督業務の流れや不測の事態への対応等について説明を行い、円滑な試験実施の徹底を図っている。入学試験実施時においては、入学試験実施本部を置き、入試委員会の委員長である学長の指揮のもと、入試委員会と

入試課が中心となって、公正かつ厳正に入学試験を実施している。また、不測の事態に備えて、学長、学部長及び事務局長が、入学試験期間中随時対応可能な状態で待機している。

大学院では、各研究科委員会で決定した入試概要等に基づき、「熊本学園大学大学院学生募集要項」（資料 5-9）、会計専門職研究科委員会で「熊本学園大学大学院会計専門職研究科学生募集要項」（資料 5-10）を作成し、受験生への周知を図っている。また、入学試験実施では、最高責任者である学長指揮のもと、各研究科長、入学試験実施担当者及び大学院事務室が一丸となって、公正かつ厳正に入学試験を実施している。

5. 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

入学希望者において、病気、負傷、しょうがい等がある場合は、関連部局を中心に検討を重ね、受験及び就学上の配慮について必要な合理的配慮を行うこととしている。

各入学試験出願前に事前相談及び配慮申請を受け付けており、入学者選抜募集要項、「入試ガイドブック」、大学ウェブサイト等を通じて周知している。出願前に事前相談をする場合において、まず入試課及びインクルーシブ学生支援センター事務室、必要に応じて入学を希望する学部（学科）や教務課を交え、本人と面談し、受験上の配慮に加えて就学上の配慮についても希望する内容や本学として可能な措置を話し合い、配慮の内容や方法を検討するために必要な情報を把握し共有している。受験上の配慮内容の決定については、本人の状況かつ合理的な内容を入試課で検討したうえで、その結果を「特別措置（許可書）」として申請者へ通知し、連絡している。志願前の段階での事前相談において、担当部署で十分な検討を行ったうえで、合理的な配慮を決定・準備し、公平な入学者選抜を実施している。大学院においても学部と同様の対応をしており、大学院ウェブサイトや入学試験募集要項を通じて周知し、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ①入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ②編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ③収容定員に対する在籍学生数比率
- ④収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

1. 入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ①入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ②編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ③収容定員に対する在籍学生数比率
- ④収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学の学士課程の 2021（令和 3）年度収容定員は 4,830 名であり、2021（令和 3）年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 5,039 名で収容定員充足率が 1.04 倍となっている（大学基礎データ表 2）。入学定員については、2019（平成 31）年度に経済学部で入学定員充足率が 1.24 倍となったが、2020（令和 2）、2021（令和 3）年度の学士課程全体では 0.99 倍であり、入学

定員 1.0 に極めて近い比率を維持している。

定員管理については、在籍者数の状況、過去の入試結果を踏まえ、入試動向や歩留率などを鑑み、入試課による合格者案を各学部の運営委員会に提案して審議し、入試委員会において最終案をまとめる。その案について各学部教授会の審議を経て合格者数を決定している。なお、入学者数が入学定員を割り込むことが見込まれる場合には、入試委員会の了承を得て追加合格を行うこととしている。

しかし、過去 5 か年の入学定員に対する入学者数平均比率で社会福祉学部第一部福祉環境学科 0.67、社会福祉学部第二部社会福祉学科 0.29 と低くなっている。その改善策として総合型選抜の出願資格条件や学校推薦型選抜の学習成績の条件を緩和し、対象者を幅広くすることで専願の受験生確保を目指している。また一般選抜においても全学的に全日程で併願できるように入試日程や併願方法を変更し志願者増を目指している。社会福祉学部第二部社会福祉学科でも福祉課程のある高校を対象とした指定校制度を導入し、専願の受験生確保を目指すなど努力を続けている。

大学院については、前回の認証評価受審の際の改善報告書検討結果において、全ての修士課程及び経済学研究科博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数が低くなっているとの指摘を受け、大学院への進学率の減少や入学定員及び収容定員の適正化に対応するため、2021（令和 3）年度に収容定員変更（20 名から 10 名へ）を実施した（資料 3-40）。また、学長からの「大学院の改革について」（資料 3-44）の提言に基づき、さらに再編に向けて検討を開始している。

**点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性については、全学的には入試委員会で各種入学試験実施後、入学者が確定した後に検証を行っている。具体的な点検・評価内容は、入学者選抜制度、入学試験の実施・合否判定に関する適切性等である。毎年度始めに入試委員会において、前年度に実施した入学試験結果について振り返りを行い、出願資格や選考方法、入学者選抜制度別での入学者数比率等を含めた内容について包括的な検証を行っている。具体的には総合型選抜における求める人材に照らし合わせた出願資格の見直し、学校推薦型（指定校）では入試実績や入試戦略を勘案した指定校の決定、また他大学で実施されている入試方法などを参考にした新たな入試方法の検討を行っている。また、入学者選抜制度別に入学後の学業成績に関する追跡調査データ「入試別成績・進路等集計」（資料 5-17）を毎年度実施し、入学者選抜制度と入学後の学業成績状況を確認している。それに基づき選抜方法の適切性について入試課及び各学部・学科が検証し、選考方法の改善や入学者選抜制度の改廃などにも繋げている。入学定員に対する入学者数平均比率が低くなっている社会福祉学部第一部福祉環境学科と社会福祉学部第二部社会福祉学科については、総合型選

抜の出願資格条件や学校推薦型選抜の学習成績の条件を緩和、指定校拡大、一般選抜の併願方法や得意科目を活用できる判定方法を取り、受験しやすい環境を整えるなどの対応を行っている。

2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書について、内部質保証推進委員会からの改善指示の一例をあげる。各学部において、アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法との整合性について、多方面から検証を行っていく、という課題及び改善点に対して、今後どうしたら良くなるのか、いつまでに、どのように取り組むかその方法やしくみを明確に示すよう指示がなされた（資料 5-18）。これに対し、入試委員会において、アドミッションオフィサーを中心に外部の専門家と連携した入試結果や受験動向を用いた現状分析（資料 5-19、資料 5-20）、ICT 統括室がまとめた入試種別学科別単位状況や就職状況等のデータ（資料 5-21）を踏まえ入試委員会を中心に入学者の修学状況分析等を行った。

大学院では、学生受け入れの適切性について、各研究科委員会において、入試結果を基に検証を行っており（資料 5-22）、アドミッション・ポリシーに基づいた適切な選抜方法により受け入れていることを確認した。また、各研究科委員会で検討した結果、経済学研究科、国際文化研究科及び社会福祉学研究科（修士課程）では、2022（令和 4）年度入学試験（春季）においても推薦入試を実施することとした。

【2】長所・特色

大学入学者選抜改革において、各学部が設定したアドミッション・ポリシーに従い、学力の 3 要素を踏まえた多面的・総合的評価を行うため、2021（令和 3）年度入学試験より、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」では一定の学力を担保した上で、調査書等の出願書類に加えて、小論文や基礎学力試験、面接やグループディスカッションなど多様な評価方法を活用している。さらに複数の入試制度を組み合わせることで受験生一人ひとりに合った方法が選べるよう、また多様な能力の入学者を確保できるように制度設計している。

また、学習意欲の高い本学への入学を強く志望する者で経済的に困窮している場合に、入学後の経済的支援を目的とした「入試前予約型奨学金制度」を準備し、受け入れている。また一般選抜や共通テスト利用型の成績上位者、総合型選抜や学校推薦型選抜での合格者で継続して 3 教科の学習を続けた者の中から成績上位者に対して、その成果として授業料の減免などの経済的支援を行っている。

【3】問題点

前述したとおり、入学者選抜制度と入学後の学業成績の状況を可視化し、各学部の入試結果と合わせて入学者選抜制度の検証を行ってはいるが、さらに学生追跡調査等含め関係部局とも連携した検証方法を検討していく必要があると認識している。また各学部が設定したアドミッション・ポリシーと入学者選抜制度及び入学者選抜方法との関連性についても点検整備を行っていく必要がある。

大学院では、前述のとおり 2021（令和 3）年度から収容定員の変更を実施したものの、大学院全体で入学定員に対する入学者数比率と収容定員に対する在籍学生数比率が依然低くなっているため、再編に向けた検討も含めた形で対応することが今後の課題である。

【4】全体のまとめ

本学では、学生募集及び入学者選抜については、入試委員会を中心に各学科のアドミッション・ポリシーに沿って適切な入学者選抜制度・実施体制を構成し、公平・公正に入学者選抜を行っている。また入試問題作成についても、学部から選出される出題者と入試課との連携及び管理体制を徹底し、出題ミス防止等にも努めている。

入学希望者に対してもアドミッション・ポリシーや各入学者選抜制度、経済的な支援、合理的配慮への対応など、大学ウェブサイトや「入試ガイドブック」等に明記し、入学希望者に適切に公表している。

入学者数については、過年度データを基に合格者数、歩留率などの情報をもとに適正な管理を行い、入学者比率の安定を図っている。今後も、18 歳人口の減少や外部環境の変化、さらなる入学者選抜改革などさまざまな課題に入試委員会を中心に対応しつつ、適切な学生募集や入学者選抜が実施できる体制を整備し、必要に応じて改善に取り組んでいくこととしている。

また入学定員未充足の続く社会福祉学部第一部福祉環境学科と社会福祉学部第二部社会福祉学科については、学部再編に向け学内で検討が続けられているなかでも、第一部社会福祉学科との違いや学科独自の学びの特徴をステークホルダーに発信し、また出願資格や選考方法の見直しなどを行い、志願者数増、入学者数増を目指し取り組んでいる。

大学院では、各研究科委員会を中心に公正な入学者選抜及び入学希望者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。定員管理の適正化については、大学院全体で入学定員に対する入学者数比率 0.58、収容定員に対する在籍学生数比率充足率 0.68 と低くなっているが、学長からの「大学院の改革について」の提言に基づき、検討を続けているところである。

以上のことから、本学は当該基準を充足していると考ええる。

第6章 教員・教員組織

【1】現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

①各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

1. 大学として求める教員像の設定

①各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

本学は、教育理念のもと（資料 1-4【ウェブ】）、大学、学部及び研究科の教育研究上の目的を定めており（資料 1-6【ウェブ】）、これらを実現するにあたって果たすべき役割が大きい教員について、2015（平成 27）年度から「熊本学園大学が求める教員像」（資料 6-1【ウェブ】）を明確化しており、教員への周知を図るため毎年度初めの教授会にて確認されている（資料 6-2）。

2. 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針の適切な明示

本学は、学部及び研究科が掲げる人材養成の目的及び教育研究上の目的を実現するために「教員組織の編成に関する方針」（資料 2-30【ウェブ】）を定め、各学部・研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの達成のために必要な教員組織を編成している。また、教授、准教授、講師、助教ごとに求める能力・資質及び研究業績並びに教育上の識見については、「学校法人熊本学園組織運営規程」（資料 6-3）及び各学位課程の教員資格審査基準（資料 6-4、資料 6-5、資料 6-6）で明確にしている。

具体的には以下のとおりである。

2-1 学士課程

各学部の教授会細則（資料 6-7、資料 6-8、資料 6-9、資料 6-10）により、資格審査教授会を開催し、「熊本学園大学教員資格審査基準」（資料 6-4）に基づいて教員の専門分野、科目担当者としての適切性を厳正に審査し、学部の教育研究を遂行するのに十分な教員を配置し、学部教育に相応しい教員組織を編制している。

2-2 修士課程・博士後期課程

「熊本学園大学大学院担当教員資格審査規程」（資料 6-5）及び研究科ごとの内規（資料 6-11、資料 6-12、資料 6-13、資料 6-14、資料 6-15、資料 6-16、資料 6-17）を定めており、これに基づいて講義科目及び研究指導を担当する教員の資格審査が行われている。また、5年に1度、資格再審査を実施し、大学院担当者としての適性を審査することにより、教員が積極的に研究活動を行うことを求めている。

2-3 専門職学位課程

「熊本学園大学専門職大学院担当教員資格審査基準」（資料 6-6）及び「熊本学園大学専門職大学院実務家教員に関する規程」（資料 6-18）により、適正に資格審査をしたうえで、「専門職大学院設置基準」に基づいた研究者教員と実務家教員のバランスに配慮しながら、担当者を適切に配置している。

以上のように、学部・大学院双方において、それぞれの教育課程に相応しい教員組織が整備され、教育課程を遂行するために必要な教員を適切に配置している。

また、教員組織を編成する上で重要となる分野構成や各教員の役割等については、学長、人事担当理事、事務局長、人事課長を中心に連携をとりながら検討が行われている。

教育研究に係る責任所在については、学長、副学長、学部長、研究科長他、教育研究に係る役職及び教授、准教授、講師、助教の各職位の職務を「学校法人熊本学園組織運営規程」（資料 6-3）に定めている。また、各学部には教授会を、大学院の各研究科においては研究科委員会を設けており、学長が教授会及び研究科委員会の審議事項を意見として聴き、教育研究に関する重要事項について決定をすることで、全学的なマネジメント体制が構築されている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1: 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点 2: 適切な教員組織編制のための措置

- ①教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ②各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等含む）
- ③実務家教員の適正な配置（【院専】）
- ④特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ⑤教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ⑥研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ⑦教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点 3: 教養教育の運営体制

1. 大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

本学では、教育理念のもと、大学・学部・研究科の目標、教育研究上の目的（資料 1-6【ウェブ】）を定め、これらを実現するための教育を行うのに適切な教員組織を編制している。

大学全体及び各学部・学科、研究科（専攻）ごとの教員組織の編成としては、大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準にそれぞれ定められた必要専任教員数、教授の数（基準人員数の半数以上）とともに、修士課程及び博士後期課程においては研究指導教員・研究指導補助教員数を、また、専門職大学院においては実務家専任教員数の基準数を満たしている（大学基礎データ表 1）。

2. 適切な教員組織編制のための措置

①教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性

⑤教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置

本学では、「教員組織の編成に関する方針」（資料 2-30【ウェブ】）に沿って、各学部・学科の必修科目及び演習科目等教育上主要と認められる授業科目においては、専任教員が担当できるよう教員組織を編制している（大学基礎データ表 4）。「学校法人熊本学園組織運営規程」（資料 6-3）に必要な応じて各学部・研究科に特任教員、客員教授、シニア客員教授を置くことができると定めており、これにより、それぞれの教育課程に相応しい教員組織が編成され、教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されている。

専任教員一人あたりの学生数（ST 比）については、学部全体で 34.2 人（2021（令和 3）年 5 月 1 日現在）となっているが、学科ごとに差がある。

②各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等含む）

専任教員の男女比については、大学全体の教員 161 名中、男性 123 名（76.4%）、女性 38 名（23.6%）で、微増ではあるが、年々女性教員数は増え、その比率も高くなっている（資料 6-19）。また、外国人教員数は 161 名中 11 名であり、語学と英語圏の文化・社会を学び世界と地域で英語を武器に活躍する人材を養成する英米学科と、時代が求める韓国語・中国語の高度な運用能力を持つ人材を養成する東アジア学科を擁する外国語学部には、構成員の 20%にあたる 5 名の外国人教員を配置し、教育目標に応じた国際性を確保している。

③実務家教員の適正な配置（【院専】）

大学院会計専門職研究科（専門職学位課程）では、専任教員 13 名のうち実務家教員 5 名を配置している。実務家教員 5 名の内訳は、公認会計士 3 名、税理士 2 名であり、「熊本学園大学専門職大学院教員資格審査基準」（資料 6-6）により、全員が採用時に 5 年以上の実務経験を有し、かつ、それぞれの専門分野に関する高度の教育上の指導能力があることを確認している。教育課程においては、財務会計分野、管理会計分野、監査分野、租税法分野の科目担当者として配置され、高度で専門的な知識・能力を備えた会計・税務の「最先端の実務」を学ぶことができる。

④特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

学部教員の平均年齢は 53.2 歳であるが、年齢構成は 60 代以上が 35.8%、50 代が 25.7%、40 代が 25.7%、30 代以下が 12.8%である（大学基礎データ表 5）。60 代以上が占める割合が大きい要因としては、①教授の定年が 68 歳（大学院担当の場合は 70 歳）、准教授及び講師が 65 歳であること、②定年退職後の教員の活用により研究科・学部の教員組織編成を充実させることを目的として、大学院博士後期課程の演習指導教授をシニア客員教授として 73 歳まで（資料 6-20）、大学院担当以外の教授を客員教授として 70 歳までいずれも任期付きで雇用できる制度があり（資料 6-21）、教授定年退職者の大半が職種替えにより継続して在職していることによる。

今後は、定年退職者等を見据えた人事計画を立て、教授退職による欠員補充が必要な場合は、准教授もしくは講師相当者を募集・採用することで、年齢構成を配慮した教員組織編制

となるよう改善を図る必要がある。(大学基礎データ表 5)。

なお、会計専門職研究科(専門職学位課程)においては、教員 13 名の平均年齢は 53.0 歳、内訳は 60 代以上 4 人、50 代 4 人、40 代 4 人、30 代以下 1 人で、バランスのとれた年齢構成となっている(大学基礎データ表 5)。

⑥研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

大学院研究科(修士課程・博士後期課程)を担当する教員の資格は「熊本学園大学大学院担当教員資格審査規程」(資料 6-5) 及び研究科ごとの内規(資料 6-11、資料 6-12、資料 6-13、資料 6-14、資料 6-15、資料 6-16、資料 6-17) により講義担当教員、演習指導教員(博士後期課程においては研究指導教員)の基準を明確にし、これに基づいて厳正な資格審査を行い、基準を満たした教員を適正に配置している。その後も 5 年に 1 度、研究業績及び教育実績による再審査を実施することにより、教育・研究体制の強化と充実を図っている。

以下、具体例として商学研究科の事例を示す。

【商学研究科】

商学研究科では、研究科担当教員の資格を具体化し、以下の基準に基づいて資格審査をしている。

「熊本学園大学大学院担当教員資格審査規程」第 3 条の規定を商学研究科に適用した「熊本学園大学大学院商学研究科担当教員資格審査に関する内規」(資料 6-11) 及び「熊本学園大学大学院商学研究科(博士後期課程)担当教員資格審査内規」(資料 6-15) に基づいて厳正に審査されており、修士課程、博士後期課程ともに、原則として、講義担当から演習担当(論文指導)へ順を経て担当できることとなっている。

さらに、担当教員は 5 年毎に前回の審査以降、5 年間の研究業績および教育実績による再審査を受け、担当資格の更新、または、商学研究科委員会からの努力要請により 2 年後の再々審査を受審するしくみとなっている。

⑦教員の授業担当負担への適切な配慮

教員の担当授業時間については、「熊本学園大学授業担当時間に関する規程」(資料 6-22) により、専任教員の教授、准教授及び講師に関しては、職位を問わず 1 週あたりの担当授業時間数を 10 時間、助教においては研究時間の確保を目的として、本学赴任後 3 年間は 6 時間と定めている。また、副学長、学部長他の役職者は校務負担分の軽減措置として、基準担当時間数を 2 時間減じる等の対応が規定されており、過度の負担がかからないよう適切に配慮している。さらに、任期の定めのある客員教授は 7.5 時間、特任教員、シニア客員教授及び専門職大学院の実務家教員は基準時間数を 6 時間とし、職種に応じた配慮を行っている(資料 6-21、資料 6-23、資料 6-20、資料 6-18)。

3. 学部における教養教育の運営体制

本学には教養教育としての教員組織はないため、専任教員は各学部・学科に所属している。

学部横断的に開設する全学教育科目の円滑かつ適切な運営に資することを目的として全学教育科目運営委員会(資料 6-24)を置き、学長決定したカリキュラム編成に基づいて、

人文学、社会科学、自然科学、英語、初修外国語、健康科学、情報処理、キャリア関係科目及び留学生対象科目の系列ごとに科目担当者の割当等について協議をしている。各学部・学科に配置されている専任教員が中心となって、それぞれの分野を専門とする各系列の開講科目を担当しているが、科目適合性を勘案し、必要に応じて非常勤講師が担当している。

なお、科目担当者の割当、科目の改廃・人事等は全学教育科目運営委員会で協議し、その協議結果は教授会で審議され、学長が決定するしくみとなっており、教学組織として系統的な運営体制となっている。

また、教職、司書等、全学部に設置される教育課程においても全学教育科目同様に、各学部・学科に配置されている専任教員が中心となってそれぞれの開講科目を担当している。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1:教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2:規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

1. 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

本学教員の募集、選考、採用手続は、学部においては、「熊本学園大学教授会規程」（資料 6-25）、各学部の教授会規程細則（資料 6-7、資料 6-8、資料 6-9、資料 6-10）、「熊本学園大学教員採用手続に関する内規」（資料 6-26）により、また、専門職大学院においては、「熊本学園大学専門職大学院会計専門職研究科委員会規程」（資料 6-27）、「熊本学園大学専門職大学院教員選考に関する内規」（資料 6-28）により、手続が進められる。また、採用時の資格決定及び在職者の昇任手続に関しては、「熊本学園大学教員資格審査基準」（資料 6-4）、「熊本学園大学大学院担当教員資格審査規程」（資料 6-5）、「熊本学園大学専門職大学院教員資格審査基準」（資料 6-6）に基づいて、それぞれの学部及び研究科の教授会において厳正な審査が行われている。

2. 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

＜学部及び専門職大学院の専門科目の募集について＞

- (1) 常任理事会で大学全体の次年度教員採用枠を決定するため、向こう 5 か年の定年退職予定者、各学位課程の設置基準に定められた必要専任教員数などの基礎資料をもとに、学長を中心としたワーキンググループが、大学全体で次年度に何名程度の教員採用が必要かを検討する（資料 6-29）。同時に、学長が各学部長（または研究科長）に退職者補充等による人事計画書の提出を依頼する。
- (2) 学部長（または研究科長）は、学長の依頼を受けて人事計画書を提出する。計画書提出にあたっては、学部においては学部長・学科長を中心に、必修・選択必修科目、免許・資格に必要な科目、教養科目における必要性、時代の変化のなかで今後の学部教育における必要度が高いと思われる分野の科目など、カリキュラム上の重要性や学部学科の公務を担う存在としての重要性等に鑑み、専任教員の採用について優先順位を考慮して検討している。

- (3) 常任理事会は、各学部から提出された計画書をもとに、大学全体での調整を行い各学部の次年度採用枠を決定する。
- (4) 学部長等は(3)の結果を受けて、当該学部の教授会に諮り、学長に採用科目の請願書(採用が必要な理由、専門分野、担当予定科目、採用職種・職位等が記載されたもの)を提出する。当該学部の請願をもとに、常任理事会で採用科目を審議・決定している。
- (5) 各学部の教授会で採用スケジュール、募集要項を決定し、採用手続きが始まる。募集は公募を原則としており、本学ウェブサイトへの募集要項掲載やJREC-IN Portal等の外部機関の求人サイトを利用して広く人材を求めるようにしている。

<全学教育科目(学部横断で設置される科目)の募集について>

退職者の補充等で採用人事が必要な場合は、全学教育科目運営委員会の系列担当者会議から学部長に要望書が提出され(上記(1)の前段階)、これを受けた学部教授会が各学部の人事計画に組み入れることとなっている。これは、全学教育科目の担当教員が各学部の構成員であることによる。

<選考・採用手続き>

採用選考にあたっては、各学部教授会(専門職大学院においては研究科委員会)で教員人事選考委員会を構成し、委員会が応募書類の審査と面接、模擬授業等により、応募者の教育研究の資質に関する直接的な確認をし、厳正な候補者選考を行う。教授会は教員人事選考委員会の提案を受けて候補者を選出し、学部長(研究科長)が学長に候補者選出の報告をする。学長はその報告を受けて、当該教授会に候補者の資格審査を命じ、資格審査教授会が開催される。そして、同教授会による候補者の資格決定を受けて、学長が採用候補者を常任理事会に諮り、採用者を決定するという手続きで進められる。採用者は理事長が任命する。2020(令和2)年度以降の採用選考においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮して、一部オンラインによるウェブ面接を実施した。

以下、具体例として経済学部の事例を示す。

【経済学部】

採用に関する手続きは、「熊本学園大学経済学部教授会規程細則(資料6-8)」、「熊本学園大学経済学部教員資格審査規程(資料6-30)」及び「熊本学園大学教員資格審査基準(資料6-4)」に基づいて、以下のとおり行われる。

- ①常任理事会で認められた採用人事について、教授会で応募条件、採用スケジュール等を決定する。
- ②本学ウェブサイト及びJREC-IN Portalに募集要項を公開し、募集を開始する。
- ③人事教授会(「熊本学園大学教授会規程(資料6-25)」第7条に規定する、専任教員の人事並びに資格審査に関する教授会)で構成された選考委員会が、応募者の提出書類(履歴・教育歴・研究業績等)による科目適合性の確認と、面接、模擬授業等により候補者を選定する。候補者選定の経緯を教授会に報告し、教授会が正式な候補者として決定する。
- ④候補者決定後、学部長は学長に報告し、これを受けた学長は教授会にその候補者の資格

審査を命じる。

- ⑤教授のみで構成される教員資格審査教授会で、教員資格審査委員会を構成し、同委員会が候補者の資格を審査する。なお、教員資格審査委員は採用科目の専門分野により近い専門領域の教員4名で構成されるが、「熊本学園大学経済学部教員資格審査規程」（資料6-30）第3条により、「教授会が必要と認めた時は1名に限り他学部にも委員を委嘱することができる」、「教授会が必要と認めた時は適当と思われる学内の教員から意見を聴くことができる」こととなっている。
- ⑥資格審査委員会は資格審査基準に基づいて候補者の資格を厳正に審査し、その結果を資格審査教授会に報告する。同教授会は資格審査委員会の結果を正式に決定する。
- ⑦学部長が学長に結果を報告した後、学長が候補者を常任理事会に諮り、採用者が正式に決定される。

<昇任手続き>

- (1) 昇任に関しては、「熊本学園大学教員資格審査基準」（資料6-4）を満たしていると自己評価した教員が、「熊本学園大学教員資格審査申請要領」（資料6-31）に基づいて学部長に昇任申請を行う。
- (2) 学部長が資格審査教授会を開催し、資格審査委員会を構成する。なお、同委員会の構成は採用人事の時と同様である。また、委員会は、資格審査基準に基づいて申請資格を厳正に審査し、審査結果を1か月以内に資格審査教授会へ報告することとなっている。
- (3) 資格審査委員会の審査結果に基づいて、資格審査教授会が正式に申請者の昇任を決定し、学長はその報告を受け昇任発令する。

募集、選考、採用及び昇任の手続きは規程に基づき複数の機関の協議・審議を経て決定しており、公正性・透明性は担保されている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1:ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点2:教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
--

1. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学では、熊本学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下、「FD委員会」）（資料6-32）を設置し、全学及び学部・研究科単位のFD活動を組織的に実施している。

全学を対象とするFDについては、FD委員会の下部組織として、FD企画運営委員会や授業評価制度委員会を設けて、大学全体のFD活動を推進する体制を整備している。具体的には、講演会やワークショップ、研修会を毎年3回程度実施（資料6-33）し、教育方法の改善や成功事例の共有等に取り組んでいる。

各学部単位のFD活動については、全学のFD委員会と連携して計画し、全学FD委員会に実施後の報告を行っている（資料6-34）。また、大学院及び専門職大学院は個別のFD委員

会を置き（資料 6-35、資料 6-36）、FD 活動の年間計画に基づいて研究科単位の FD 研究会を毎年 2 回程度実施し、活動結果を報告書等（資料 6-37、資料 6-38）にまとめている。

2. 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

(1) 学生による授業評価アンケート

本学では、ファカルティ・ディベロップメント（FD）の活動において、学生による授業評価アンケートを行っている。

具体的には、学部、大学院及び専門職大学院において各学期末に授業評価アンケートを実施し、各授業を受講する学生からの意見等を収集して、その結果を集計している。学部においては、2019（令和元）年度はアンケート実施方法の Web 化への移行に伴い、秋学期のみの実施となった。2020（令和 2）年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて、通常の授業が実施できなかったことを鑑みて春学期の実施は見送り、秋学期のみ遠隔授業用の設問項目を作成して実施した。2021（令和 3）年度は春学期と秋学期の年 2 回アンケートを実施した（資料 6-39）。

<授業評価アンケートの対象科目>

本アンケートの対象は、学部、大学院及び専門職大学院において開講された科目のうち、アンケート実施の学期末に単位認定・成績評価が行われる全ての科目が対象である。実施にあたっては教務課が取りまとめて作業を行っている。

2016（平成 28）年度より、授業評価結果をもとに各教員が「授業改善報告書」を提出し、これを学部長が管理しているが、うまく授業改善に活かされていない。なお、授業評価結果に基づいた学生たちとの意見交換（資料 6-40）は、FD の一環として 2018（平成 30）年度から実施している。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて、2020（令和 2）年度及び 2021（令和 3）年度は実施していないが、学生と教員の双方に対して、新型コロナウイルス感染症対策として「遠隔授業についてのアンケート」を実施し（資料 6-41）、その結果を参考にして、遠隔授業に関する FD をオンデマンド形式で実施し（資料 6-42）、多くの教員が閲覧して遠隔授業改善に努めているところである。さらに、2020（令和 2）年度の授業評価の結果を活用して、2021（令和 3）年 9 月 16 日に FD を実施した（資料 4-57）。内容は、2020（令和 2）年度秋学期授業評価の学部別、学年別、分野別の集計結果に基づいて、特徴的な傾向について検討・分析し、今後の授業改善に繋げるための意見交換を行うものであった。

(2) 研究者総覧

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の状況を「研究者総覧」（資料 6-43【ウェブ】）として公表している。この情報は毎年度始めに教員各人が更新し、そのデータは学術文化課が管理している。

(3) クマガク GP

本学では、2016（平成 28）年度に教育改革及び教育の質向上を目的とした「クマガク GP（Good Practice の略）」を創設し、本学教職員の教育活動、研究活動、社会活動等の優れ

た取組みに対して実施に必要な費用を支援している。各年度の採択状況及び実績報告は本学ウェブサイト公表されており（資料 6-44【ウェブ】）、教職員の積極的な活動の推進に繋がっている。

（4）教育研究支援事業

前述のクマガク GP をさらに発展させるために、2021（令和 3）年度からは「教育研究支援事業」として、教育改革をすすめ、教育研究の一層の活性化、学生第一主義のもと学生自身が成長し実感できるような教育環境の充実に結びつく教育研究事業に対し、必要な費用を学長裁量経費から支援している。応募資格は本学の専任教員及び専任職員とし、申請書と計画書により審査が行われる。実施期間は単年度とし、原則として 1 件につき 50 万円以内を支給する（資料 6-45）。初年度の第 1 回目は、「教育における学生第一主義」（①初年次の教育と少人数教育の充実の取り組み、②地域貢献に資する教育への特色ある取り組み）の分野で 2 件、「大学・大学院における研究の活性化」（①特定分野研究推進、②国際的研究活動）の分野で 3 件が採択された（資料 6-46）。2021（令和 3）年度は第 2 回目の募集を行い、「教育における学生第一主義」の分野で 2 件、「大学・大学院における研究の活性化」の分野で 2 件が採択されている（資料 6-47）。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1:適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2:点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

各学位課程の教員組織については、教員組織を所管する教務課及び大学院事務室が「教員組織」編成表を作成し、大学設置基準、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められている必要専任教員数及び教授の数（基準人員数の半数以上）と照らし合わせて、本学の教員数等が基準を満たしていることの確認を定期的に行い、各学部長（大学院及び専門職大学院においては各研究科長）とともに教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていることを確認している。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

2019（令和元）年度の自己点検・評価報告書について、内部質保証推進委員会より行った改善指示の一例をあげる。商学部に対して、FD 年間計画策定時に FD の実施時期が他の行事と重複しないように学内での連携をさらに図る必要がある、との課題及び改善点に対して、今後どうしたら良くなるのか、いつまでに、どのように取り組むかその方法やしくみを明確に示すよう指示がなされた。学部内では定期的に FD 研究会を実施しており、分かりやすい授業のあり方等を研究会で議論し、授業改善に反映させる取組みを行っている。2020（令和 2）年 9 月 1 日に実施した研究会では、開催日について調整を行い、全教員が参加することができた。商学部では近年の環境変化を踏まえ、運営委員会を中心に、FD 研究会で取り上げるべきテーマについて引き続き検討を行っている。

【2】長所・特色

本学では2021（令和3）年度より、教育改革を進め、教育研究の一層の活性化、学生第一主義のもと学生自身が成長し実感できるような教育環境の充実に結びつく教育研究事業に必要な支援を行う「教育研究支援事業」を行っている。この取組みは学長裁量経費を活用して実施しており、教職員の学生への教育力の向上及び研究の活性化の両方に繋がる取組みとなっている。

【3】問題点

本学の教員組織は、2021（令和3）年5月1日時点において、60代以上が35.8%を占めており、やや高齢層に偏った年齢構成となっている。今後は、「教員組織の編成に関する方針」に沿って退職者数を見据え、学部・大学院の将来的な見通しも含めた中期的な採用計画を立て、教授退職による欠員補充が必要な場合は、准教授もしくは講師相当者を募集・採用するなどして、バランスのとれた年齢構成を意識しながら、国際性、男女比、教員一人当たりの学生数等にも配慮し、それぞれの教育課程に相応しい教員組織の整備に努める必要がある。

【4】全体のまとめ

本学は、教育理念に基づき、各学部及び研究科の目的を達成するために「教員組織の編成に関する方針」に沿って、専門分野等のバランスを考慮しながら教員組織を編制している。

教員の採用及び昇任手続きは、規程に則った適切な運用をしており、各教授会または各研究科委員会において厳正に選考・資格審査された教員を各学位課程のカリキュラムの主要科目、演習科目等の担当者として配置している。大学院研究科においては、さらに5年に1度、研究業績及び教育実績による再審査を実施し、教育・研究体制の強化と充実に図っている。

FD活動については、FD委員会を設置し、各事務所管部署と連携して研修会の開催、教育方法の改善や成功事例の共有、授業評価の結果を活用して意見交換を行うなど、大学全体の教育研究活動の質の向上を図るために全学及び学部・研究科単位で組織的に取り組んでいる。

以上のことから、本学は当該基準を充足していると考ええる。

第7章 学生支援

【1】現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

1. 大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学は、教育理念として、3つの教育目標を掲げている。(1) 幅広い教養を身につけ、専門知識・技能を活用することにより地域社会を支える人物を育成すること、(2) 自由闊達を尊重する学風のもとで知的関心を醸成しつつ、多様な人びとと協力しながら課題に取り組む人物を育成すること、(3) 地域に根ざし世界につながる知的能力の高い国際人を育成すること。この3つの教育目標を達成すべく、「学生支援に関する大学としての方針」として修学支援、生活支援、進路支援の3つの方針を掲げ、きめ細やかな学生支援を行い、安定した学生生活の実現に努めている。3つの方針については、以下のとおり本学ウェブサイトにて公表している（資料 2-31【ウェブ】）。

学生支援に関する大学としての方針

1. 修学支援の方針

- ① 高等学校等から大学教育へのスムーズな移行を図り、学生の能力に応じた学びの支援を行う。
- ② しょうがいのある学生、留学生等、多様な学生が安心して学習できる修学の支援を行う。
- ③ 成績不振の学生の状況把握と指導、卒業延期者及び休学者、退学希望者の状況を把握し、関係部局が連携して支援を行う。
- ④ 家計の急変等、経済的に学業継続が困難な学生に対して奨学金による支援を行う。課外活動に対して環境整備を行い、活動を促進させるために経済的支援を行う。

2. 生活支援の方針

- ① 学生のあらゆる相談に応じ、快適で充実した学生生活を送れるよう、相談体制を整備し支援を行う。
- ② 学生が快適かつ安全な学生生活を送れるよう、学生一人ひとりの人権を尊重し、ハラスメントの防止及び対策を徹底するとともに啓蒙活動に努める。
- ③ 学生の心身の健康と維持増進をはかるため、健康相談や専門的な支援を行う。

3. 進路支援の方針

- ① 社会人として自立して人生を切り開いていく力（就業力）を涵養するキャリア形成支援を展開する。

②学生一人ひとりの個性と能力を大切にしたいきめの細かい職業的進路選択の支援を体系的に実施する。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ①学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ②正課外教育
- ③留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ④障がいのある学生に対する修学支援
- ⑤成績不振の学生の状況把握と指導
- ⑥留年者及び休学者の状況把握と対応
- ⑦退学希望者の状況把握と対応
- ⑧奨学金その他の経済的支援の整備
- ⑨授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ①学生の相談に応じる体制の整備
- ②ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ③学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ①キャリア教育の実施
- ②学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ③進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1. 学生支援体制の適切な整備

本学では、修学支援、生活支援、進路支援の3つの方針に基づき、学生支援体制の整備を行っている。

修学支援体制

本学では、2008（平成20）年4月より教育センターを設置し（資料7-1、資料7-2【ウェブ】）、高等学校等から大学教育へのスムーズな移行を図るための学習支援、基礎学力の養成等、学生の能力に応じた学びの支援を行っている。また、教育センターでは、成績不振の学生についての状況を把握し、面談指導を実施しているが（資料7-3）、2020（令和2）年度に関しては新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響からこの取組みは実施できなかった。卒業延期者及び休学者、退学希望者については、教務課が状況を事前に把握し、中途退学を

食い止め、卒業に繋ぐ支援を関係部署（例えば学費や経済的支援に関する場合はなんでも相談室（資料 7-4）、学生課、経理課など、生活面に関する場合はなんでも相談室やインクルーシブ学生支援センター（資料 3-34）など）と連携しながら講じている。

しょうがい等のある学生が、授業を受ける上での合理的配慮を必要とする場合、しょうがい学生支援室（資料 7-5）で相談に応じ、対応している。

また、本学が「熊本学園大学国際化ビジョン」（資料 7-6【ウェブ】）に掲げる「地域に貢献し、世界で活躍できるグローバル人材を育成する大学」を実現するため、2017（平成 29）年 9 月に学長を議長とする国際化推進会議（資料 7-7）を設け、国際化の進捗の検証を通じ、学生への国際教育・交流の支援につながる方針の策定を行っている。加えて国際化ビジョンの実質化に向けて、国際教育・交流を担う組織として学長の指名する国際交流委員長及び各学部・大学院委員会から選出された教員、国際教育課長で構成する国際交流委員会を設置し（資料 7-8）、国際教育課を担当部署とし学生支援に取り組んでいる。

さらに、本学学生の福利厚生と学生生活の充実向上に関する事項について協議する学生部委員会（資料 7-9）を設置し、家計の急変等、経済的に学業継続が困難な学生に対して奨学金による支援や課外活動に対して環境整備を行う等、活動を促進させるための支援を学生課が担っている。

このほか、商学部、経済学部及び外国語学部では、「成績優秀学生賞」として人物・学力ともに優れた学生を毎年表彰することにより、学生本人の榮譽を称え、学業を奨励する取組みを行っている（資料 7-10、資料 7-11、資料 7-12）。表彰者の名前・学科・学年は公開し賞状を渡すことにより、学生の学業に対するモチベーションを保つことにも繋がっている。

生活支援体制

インクルーシブ学生支援センター（資料 7-13【ウェブ】）内に 3 部門の相談支援体制を整備している。なんでも相談室では、学生のあらゆる相談に応じ、関係部署とも連携し、問題解決に努めている。しょうがい学生支援室では、しょうがい等のある学生が、学生生活を送る上での合理的配慮が必要な事項について相談に応じ、対応している。保健室では、学生の心身の健康と維持促進をはかるため、健康相談や専門的支援を行っている。

また、学生一人ひとりが個人として尊重され、ハラスメントやその他人権侵害のない良好な環境で学生生活を送ることができるよう、差別と人権に関する委員会（資料 7-14）及び差別と人権に関する専門委員会（資料 7-15）を設置し、ハラスメント等の防止及び対策を徹底するとともに啓蒙活動に努めている。

進路支援体制

学長から任命された就職委員長及び各学部から選出された就職委員からなる就職委員会（資料 7-16）と就職課を中心として、低年次向けに実施するキャリア形成支援プログラムや高年次向けの就職支援プログラムを体系化し、一貫して実施することができる体制を整え、学生一人ひとりの個性と能力を大切に、きめの細かい職業的進路選択の支援を実施している。

2. 学生の修学に関する適切な支援の実施

①学生の能力に応じた補習教育、補充教育

教育センターにおける取組みとして、「一日 1 題」「コツコツ数学」「これプリ English」「コラムを読もう」が挙げられる。これらの取組みは大学で学ぶ際の基礎となる能力を身に付けさせることを目的としており、学生の能力に応じたリメディアル教育を行っている（資料 7-17）。

教育センターによる取組み以外にも、すべての学部でオフィスアワー（資料 7-18）を設けており、科目担当者に対して授業に関する質問や相談ができる体制を構築している。また、英語を学ぶ e-ラーニングシステム「スーパー英語 Academic Express 3」を導入しており、従前より本学において導入していた e-ラーニングシステム「ALC NetAcademy2」の後継として、2020（令和 2）年度に英米学科が先行する形で導入し、2021（令和 3）年度より全学部の学生が利用できるようにした。機能として「Placement Quiz（簡易テスト）」で自身の英語力を知ることができ、自分自身のレベルに応じた学びを繰り返し行える。また、パソコンやスマートフォンで利用できるため、自宅での学びや空き時間を活用した自学自習にも適している（資料 7-19）。

2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けて、取組みのなかには十分な対応ができなかったものもある。一方、履修者数の多い講義系の科目を中心に本学でも遠隔授業を実施したが、遠隔授業に不慣れな学生については、教務課によるメールでの個別相談体制（資料 7-20）や、ウェブサイトを活用した解説サイトの作成（資料 7-21【ウェブ】）などを行い、遠隔授業に関する学生支援についても丁寧に取り組んだ。

②正課外教育

就職課による「課外講座」（資料 7-22【ウェブ】）、e-キャンパスセンターによる「講習会」（資料 7-23【ウェブ】）、地域社会で活躍できる人材の育成を行う「地域中核人材育成プログラム」（資料 7-24【ウェブ】）など、多くの正課外教育が実施されており、学生の学びを支援している。以下では、特徴的な正課外教育として「地域中核人材育成プログラム」について述べる。

「地域中核人材育成プログラム」は、地域社会で中核となって活躍する有為な人材を育成するため、2016（平成 28）年度よりスタートした本学独自のプログラムである（資料 7-25）。「リーダーシップ育成プロジェクト」「課題解決型プロジェクト学習」等、課題解決型学習（PBL）を用いた授業が実施されるとともに、地域社会で活躍しているリーダーを招いた実践的な授業が行われていることも特徴である。2019（令和元）年度にはじめて当該プログラムの修了生として 18 名が、熊本県庁（行政職）や肥後銀行といった地域を代表する企業等に就職し、社会人として活躍している。2020（令和 2）年度は修了生が 2 名と少なかったが、こちらも全員が就職を果たしており、「地域中核人材育成プログラム」の修了生が社会の各層で活躍し、地域社会に浸透していくことを期待しているところである（資料 7-26）。なお、プログラムを修了した学生には修了証が発行される（資料 7-27）。

③留学生等の多様な学生に対する修学支援

現在、学部間交流協定を含め海外 15 ヶ国・地域の 33 大学と交流協定を締結し、毎年学生

の派遣と受け入れを行っている（資料 7-28【ウェブ】）。国際交流プログラムは、「交換留学（1 年間・1 学期間）」、夏期・春期休業期間を利用した「サマープログラム」「短期認定留学」、企業と連携し実施する「海外就業体験プログラム」である（資料 7-29【ウェブ】）。また、学部独自の海外派遣プログラムも、学部ごとに実施している（資料 7-30【ウェブ】）。

本学の国際交流プログラムによる派遣学生向けには、本学独自の経済支援として海外留学援助金を支給している。

また、私費外国人留学生向けの手厚い修学支援として授業料の 50%を減免する私費外国人留学生授業料減免制度を設けている（資料 7-31、資料 7-32、資料 7-33）。

留学生寮の国際交流会館を完備し、2018（平成 30）年からは「レジデント・アシスタント制度」（資料 7-34）を開始した。日本人学生が国際交流会館に留学生と共に生活しながら、日々留学生からの学びや生活の相談に応じるなど全面的な支援活動を行っている。支援や共生を通じ、多様な価値観や言語に直接触れ、異文化理解や交流を体験できる格好の機会となっている。

2020（令和 2）年度及び 2021（令和 3）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により派遣・受入れのすべてのプログラムが中止を余儀なくされ、国際交流はオンラインを活用した交流や情報発信にシフトしてきた。2020（令和 2）年 1 月から Zoom 会議を利用し、海外協定校と「オンライン留学サロン」を開始した（資料 7-35）。また、2021（令和 3）年度からは、学生がより主体的に取り組む活動となるよう「サロン・リーダー」を募集し、学生参画で運営している。サロン・リーダーは、交流の企画、参加学生への開催前後のアドバイスやサポート、留学サロン開催当日のモデレーターと多彩な役割を担っている。2021（令和 3）年度春学期には、韓国、台湾、ベトナム、ドイツの各交流校と 93 回の留学サロンを開催し、延べ参加者数は 244 名にのぼる（資料 7-36）。更に「交換留学」「サマープログラム」の実派遣に替え、「留学支援プログラム」「オンラインプログラム（夏・春コース）」を創設した。協定校の既存プログラムもしくは本学向けの特別プログラムをオンライン受講し、修了書が授与される。2021（令和 3）年度は、両プログラムに夏・春コースあわせて 16 名が参加した（資料 7-37）。

④障がいのある学生に対する修学支援

しょうがい等のある学生に対する修学支援については、本学学長を委員長とするインクルーシブ学生支援全学委員会で策定された「熊本学園大学におけるしょうがい学生支援の基本方針」（資料 7-38【ウェブ】）に従い、インクルーシブ学生支援専門委員会の決定に基づき、全学的視点からしょうがいのある学生等に必要な合理的配慮等について審議している（資料 7-39）。また、インクルーシブ学生支援センター（資料 7-13【ウェブ】）の運営を円滑にするため、各学部選出の専任教員を中心としたインクルーシブ学生支援センター運営委員会にて運営等に関する具体的事項を審議する体制をとっている（資料 3-34）。

しょうがい学生支援室では、授業を受ける上であるいは学生生活において、しょうがいなどを理由に支援や配慮が必要な学生に対して相談に応じ、必要にあわせた修学支援を行っている。

しょうがいや病気などによって修学上配慮が必要な学生から申し出があった場合、インクルーシブ学生支援センターが、授業や定期試験を受ける上での合理的配慮が必要な事項

(提出物や試験時間の延長、別室受験、座席の配慮、教材や答案用紙の拡大、薬品の持ち込み等)について把握し、配慮依頼文書を作成して授業担当教員へ配付している(資料 7-40)。加えて、配慮依頼内容については、学生からも教員へ依頼するよう指導している。(資料 7-41【ウェブ】)。

授業支援としては、しょうがい学生サポーターによる授業時間の代筆や点訳、パソコンテイクなどの情報支援や動作補助、支援機器(デジタルワイヤレス補聴システム、拡大読書器等)の貸し出し等を行っている。この学生サポーターは、しょうがい学生支援室で養成し、支援スキルなどを学んだ上でしょうがい学生の支援を行い、支援活動には大学から謝礼を支給している。

入学希望の問い合わせやオープンキャンパス参加者に対しては、入試課と連携のもと、入学試験時における必要な配慮や本学の支援体制について説明を行っている。そして、入学決定者に対しては、入学前面談を実施している(資料 7-42【ウェブ】、資料 7-43)。

その他、「障がい学生支援連絡協議会(大学コンソーシアム熊本地域創造部会)」や毎月実施される「Sun-kuma 会議(県内 4 大学の会議)」(資料 7-44)への参加を通じて、大学間のネットワークを形成し幅広い情報収集により、修学支援体制の質の向上を図っている。

⑤成績不振の学生の状況把握と指導

2020(令和 2)年度については新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響もあって、とりわけ春学期については十分な対応が取れなかったが、秋学期は、GPA と単位修得状況を基に成績不振の学生を抽出し、ポータルシステムによるアンケート調査と、教務課職員による電話連絡を行った(資料 7-45)。12 月以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大により制限はあったものの、学部・学科との連携をはかり情報共有を行うとともに、成績不振学生に対する指導を実施した(資料 7-46)。

大学院専門職学位課程では、必修科目の未修得者を把握した上で、必要に応じて面談を行っている。

⑥留年者及び休学者の状況把握と対応

留年者については、毎年 2 月及び 3 月に開催される教授会及び研究科委員会において、卒業判定又は修了判定の結果として留年者数が示され、教務課及び大学院事務室で該当する学生について把握を行っている。留年者は他の在學生と同様、在學生登校日に出席し、履修指導を受けるなど必要な対応をとっている。

休学者については、対象となる者が生じる都度、教授会及び研究科委員会において「学籍異動について」という議題のもと審議がなされ、休学の理由を含めて状況の把握を行っている。休学者については、復学時に不安を抱えているケースが少なくないことから、2019(令和元)年度より「復学に向けた説明会」を開催しており、休学中の学生や保護者に対して不安を払拭する取組みを行っている。2020(令和 2)年度に関しては新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響等もあり出席者は多くなかったが、出席者からの評判は概ね良好であった(資料 7-47)。

⑦退学希望者の状況把握と対応

退学、除籍者については、休学者と同様、対象となる者が生じる都度、教授会及び研究科委員会において審議がなされ、退学の理由を含めて状況の把握を行っている。退学を希望する学生については、必ず学級主任による面談を行うこととしており、退学する理由についての確認等、丁寧な対応を行っている（資料 7-48）。

⑧奨学金その他の経済的支援の整備

本学では、学生に対する経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金を中心に、地方自治体、民間団体及び本学独自の奨学金を活用し、学生一人ひとりの状況に合わせた支援を行っている。特に 2020（令和 2）年度より開始された国の「高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構給付奨学金）」については、本学は対象校となっており、積極的な周知により全学生の 15%が支援対象となり、学生の経済的な負担軽減に繋がっている（大学基礎データ表 7）。

本学独自の奨学金も充実させており、経済的困窮から修学が困難になった者に対しては「給費生制度」「同窓会志文会奨学金制度（1 号奨学生・2 号奨学生）」、第二部で学ぶ勤労学生で経済的に困難な者に対しては「第二部学生有職者奨学金」、2017（平成 29）年に新設した兄弟姉妹が同時に在学する場合の「兄弟姉妹減免制度」、私費外国人留学生や留学志望の学生に対しては「肥後銀行国際交流奨学基金」「田島司郎国際奨学基金」「同窓会志文会奨学金制度（3 号奨学生）」を運用し、経済的支援を実施している（資料 7-49【ウェブ】、資料 7-50【ウェブ】）。

2020（令和 2）年度は更に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う本学独自の経済的支援として、規程を整備し、家計支持者の収入減少により学業継続に影響が出ている学生を対象とした「2020 年度緊急特別授業料その他納入金等減免制度」「2020 年度緊急特別修学支援金タイプ 1」を設け、学業継続を目的とした支援を実施した。あわせて、アルバイト等の収入減少や家計支持者等による仕送り額が減少した自宅外通学の学生を対象に「2020 年度緊急特別修学支援金タイプ 2」の制度を設け、生活支援も行った（資料 7-51【ウェブ】）。

この他、令和 2 年 7 月豪雨の影響で家計が急変し、修学継続が困難になった学生を対象に「災害救助法適用による授業料その他納入金等減免規程」（資料 7-52）に則り支援を実施した。

⑨授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業その他の費用や経済的支援制度について、本学ウェブサイトや「大学案内」へ掲載することにより、受験生、入学予定者にも広く周知を行っている。

一方、在学生に対する奨学金募集案内や授業料減免制度等の案内は、本学ウェブサイトに加え、学生向けポータルサイトや学内掲示板、「学生生活ハンドブック」（資料 7-53）を用いて周知している。

特に、日本学生支援機構の奨学金を希望する在学生・新入生に対しては、定期的に説明会を開催し、状況に応じた情報提供を行っている。

2020（令和 2）年度から始まった高等教育の修学支援制度については、2019（令和元）年秋に、在学生の予約申請に向けて、掲示、学生向けポータルサイト等での周知（資料 7-54）

だけでなく、全学生の保護者へはがきによる案内（資料 7-55）を行い、制度に関する説明会も複数回実施した結果、幅広く対象となりうる学生の申請・採用に繋げることができた。

3. 学生の生活に関する適切な支援の実施

①学生の相談に応じる体制の整備

なんでも相談室では、相談室職員と臨床心理士、社会福祉士、司法書士等の専門的知識を有する相談員が相談支援にあたっている。また、相談学生の外的要因に着目し、環境を改善していくことによって問題を解決に導く支援を行うソーシャルワークも導入している（資料 7-56【ウェブ】）。

相談員は、主に非常勤職員が対応しているため、時間や期間の制限により迅速に学生へ繋げることができない、もしくは学生との深い関係を構築できないケースがある。その対応策として、新学期開始の2週間前より相談員の配置及び学内の人材を活用し、公認心理師を常駐させて年間を通して相談できる体制を2020（令和2）年4月より整えた。

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、大半の授業が対面式授業から遠隔授業へ変更されたため、なんでも相談室を利用する学生が減少した一方、メンタルの不調等による電話相談や、保健室の紹介による利用者などは増加している。

しょうがい学生支援室では、しょうがい等のある学生が、学生生活を送る上での合理的配慮が必要な事項について相談に応じ、対応している（資料 7-41【ウェブ】）。具体的には、ロッカーや備品の貸し出し、特別駐車許可証の発行等を行っている。重度のしょうがいをもつ学生については、重度訪問介護事業所と契約を結び、食事介助やトイレ介助等を行っている。

②ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

ハラスメント防止のための体制の整備については、「学校法人熊本学園人権の尊重並びにハラスメント等の防止及び対策に関する規程」（以下、「人権委員会規程」）（資料 7-14）に基づき、法人に「差別と人権に関する委員会」（以下、「人権委員会」）を設置、大学に「差別と人権に関する専門委員会」（以下、「専門委員会」）（資料 7-15）を設置している。

人権委員会では、ハラスメント等の防止及び啓蒙活動として、「人権委員会規程」及び「学校法人熊本学園ハラスメント防止ガイドライン」（資料 7-57）の整備、「ハラスメント防止リーフレット」（資料 7-58）の作成を行い、本学ウェブサイトに掲載し、周知している（資料 7-59【ウェブ】）。

ハラスメント等の相談は、教職員から選出された相談員及び大学なんでも相談室で受け付けている。相談員の氏名や連絡先は、「ハラスメント防止リーフレット」及び毎年、年度初めに学生に配付する「ダイアリー」（資料 7-60）に明記している。ハラスメント等について調整、調停、調査処分等の申立てがあった場合は、人権委員会においてその対応にあたる委員及び委員会を設置し、事情の聴取や事実確認等を行い、問題解決を図っている。また、人権委員会では、学生支援の充実を図るために、ハラスメント等について共通認識を持って対応できるよう2年に一度相談員及び人権委員会委員を対象とした研修会を行っている。2020（令和2）年12月、コロナ禍のもとであったがオンラインにて研修会を行うことができた（資料 7-61）。また、2020（令和2）年9月には、大学専任職員の研修会においてハラスメント防止研修を行い、ハラスメントの実態と対策について認識を深めた（資料 7-62）。

専門委員会では、学生及び教職員を対象に人権にかかわる諸問題について理解を深める

ための講演会を年2回開催している（資料7-63）。2019（令和元）年度はハラスメントをテーマに講演会を開催し、ハラスメントに対する意識啓発を行った（資料7-64）。今後も学生が快適かつ安全な学生生活を送れるように、ハラスメント等の防止及び啓蒙活動を継続していく。

③学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

保健室では、保健師と看護師が常駐することにより、日常的な応急処置への対応から学生の健康相談まで総合的に指導助言を行っている（資料7-65【ウェブ】）。定期健康診断の義務化（未受診の場合、最終的には除籍となる）により、学生全員の保健管理を徹底している。有所見者に対しては、事後措置等健康の保持増進についての必要な指導を行っている（資料7-66）。

学生が継続的に相談を受けられる体制として、①新入生を対象に、しょうがいや既往症の有無による健康面談の実施（状況に応じて、しょうがい学生支援室やなんでも相談室へ繋いでいる）、②飲酒に関する教育及び啓発としてアルコールパッチ検査の実施等の取組みを行っている。

新型コロナウイルス感染症への対応としては、「新型コロナウイルス感染症対応専用室」を設置し、学内感染防止対策を行った。また、実習や課外活動を行う学生にPCR検査を実施する等、検査体制の充実を図った。コロナ禍において大半の授業が対面式授業から遠隔授業へ変更されたことにより、学生の窓口対応や救急措置の件数が減少した一方で、メンタルの不調等による電話相談が急増しており、なんでも相談室と連携し対応している。

4. 学生の進路に関する適切な支援の実施

①キャリア教育の実施

正課のカリキュラムとして、全学部・全学科を対象に「キャリアデザイン論Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（各1・2・3年次対象）」を開講している。グローバル化する日本社会において、雇用を前提とした静的なキャリア理論から脱却して、自律的にキャリアをデザインする動的なキャリア理論を理解し、物事を考え抜く力とコミュニケーション能力を身に付けることを目的としている。授業の内容として、「キャリアデザイン論Ⅰ」では、熊本県経営者協会に所属する企業等の経営者や人事担当者を招いての講義を実施し、講義後には質疑応答や意見交換を行った。「キャリアデザイン論Ⅱ」では、地場企業の熊本日日新聞社とあつまるホールディングスと連携し、実際の現場での問題を課題として提供して頂き、それを学生がグループごとに課題解決するPBL（Problem-based Learning：問題解決型・産学協同就業力育成授業）を実施した。「キャリアデザイン論Ⅲ」では、学生が第一線で働く先輩社会人へのインタビューや企業見学などのフィールドワーク等を行い、その成果を発表した。このように「職業とは何か」、「なんのために働くのか」などの職業観や進路選択能力を高める取組みを行っている。2020（令和2）年度の履修者は「キャリアデザイン論Ⅰ」が329名、「キャリアデザイン論Ⅱ」が153名、「キャリアデザイン論Ⅲ」が69名いたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大への対策として、全てを遠隔授業に変更して行った。また、2021（令和3）年度は「キャリアデザイン論Ⅰ・Ⅱ」は遠隔授業、「キャリアデザイン論Ⅲ」は、「遠隔」と「対面」のハイブリッドで実施している（資料4-23）。

そのほかにも商学部ホスピタリティ・マネジメント学科の「ビジネスマナー」など、学部のカリキュラムにキャリア教育を組み込んでいるものもある。

②学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

学長から任命された就職委員長及び各学部から選出された就職委員からなる就職委員会と就職課を中心として、低年次向けに実施するキャリア形成支援プログラムや高年次向けの就職支援プログラムを体系化し、一貫して実施することができる体制を整えている。また、特に専門的な就職支援が必要な場合には、学内外の関連部署・機関等との連携も積極的に行い、より円滑な就職支援を行っている（資料 7-16）。

③進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

就職課では、学生一人ひとりの個性と能力に応じたキャリアデザイン（将来設計）の指導と支援をきめ細かく行い、学生が自らの生き方（学び・生活）を考え、将来を見据えた職業的進路選択をすることができる能力の育成に力を入れている。その方向性を示すものとして、本学オリジナルの「就業力育成 MAP」（資料 7-67【ウェブ】）を毎年新入生全員に配付している。各種講座や就職サポート、施設といった大学に用意されている強力なバックアップ体制をいかに有効活用していけばよいかを、1 学年ごとの到達目標に沿って、就業力を着実に積み上げていくナビゲーション MAP となっており、4 年間をかけて自分で考え、自分で行動し、未来の自分のビジョンを明確に描ける「就業力」を身につけるよう促している。例年であれば、保護者に対しても入学式や 6～7 月にかけて九州各県で行っている大学懇談会時に「就業力育成 MAP」を示して説明を行っているが、2020（令和 2）と 2021（令和 3）年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、対面での説明が中止となり、代わりに特設ページを本学ウェブサイト開設し、動画配信という形で説明を行った（資料 7-68）。

就職課の具体的な支援として、低学年向けキャリア・就職ガイダンスでは、1・2 年次のうちに自分自身のキャリアについて考えることで将来を意識し、学生生活を意義あるものにするための説明を行っている。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で、2020（令和 2）年度は 12 月の実施という遅い開催となったが、2021（令和 3）年度は 5 月にウェブでの開催を行い、400 名近い参加があった。

就職活動が本格化する 3 年次に対する支援として、その中心に位置付けている就職ガイダンスは例年 5 月から開催しているが、2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響のため第 1 回目は 7 月の開催となった。その後、3 年次の最終回として第 4 回目のガイダンスを 2 月にウェブのみで開催し、600 名程の参加があった。また、10～11 月にかけて 3 年生全員の個別面談会を実施した。就職ガイダンスと共に力を入れている支援策であり、コロナ禍にも関わらず 88%を上回る学生との面談が実施できた（資料 7-69）。面談形式として、2020（令和 2）年度からはウェブによる対応も行った。また、対面での実施の場合には特に注意が必要なため完全予約制として、面談室が密にならないよう対策をとった。面談は、主に学部担当の就職課スタッフが行い、進路に対する準備・進捗状況の確認や就職課の利用法、就職活動に対する相談など、一人あたり 20～30 分をかけて丁寧に対応することにより、その後のスムーズな就職相談や就職課の利用等に繋がっている。

就職活動を終えた 4 年生が、学生就職アドバイザー（GSA）（資料 7-70）として実体験に

基づいた就活のコツなどを3年生に伝える機会をGSA活動塾として、10月から実施した。また、その集大成として2日間にわたって行われる集中研修では、4年生だけではなく企業の人事担当者やキャリアカウンセラー、OB・OGの協力のもと指導が行われた。本来であれば1泊2日で実施していたものを、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から2020（令和2）年度は日帰りに変更して2日間行ったが、参加した学生の満足度はかなり高いものとなっている（資料7-71）。

マナー講座、面接対策講座、履歴書・エントリーシート対策講座、筆記試験対策講座（一般常識・ウェブテスト）等についてもWeb開催などを含め、実施に至った。近年、企業・学生からのニーズが高まっているインターンシップについての準備や参加についての説明も、2021（令和3）年度は、3年次の5月からガイダンスと別にウェブを利用して行った（資料7-72）。

学生が企業などと直接の接点をはかることを目的に行っているのが、単独もしくは合同での説明会である。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、2020（令和2）年3月実施予定分は中止とした学内合同会社説明会であったが、2021（令和3）年3月は本学でも初となるオンラインによる開催とし、3日間で事業所は約90社、学生はのべ約1,200名の参加があった。開催にあたっては全て事前予約制とし、参加した学生の中には約20社の事業所の説明を受けるなど、大きな混乱もなくスムーズに開催できた。また、2020（令和2）年度の単独会社説明会についても春先には新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け中止が相次いだ。が、授業が再開された6月以降については、ウェブでの開催を含め50社程から申し込みがあった。また、4～5社を集めてのミニ合同会社説明会を9回開催し、学生の内定獲得へのきっかけとすることが出来た（資料7-73）。

その他にも、課外講座として就職支援講座・資格取得講座を開講した。新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、2020（令和2）年度については、年度当初計画していた開講の日程繰り下げ、日程変更等の対応を行った上で講座を実施した。やむを得ず閉講となる講座もあったが、オンライン（オンデマンドを含む）での講義配信も可能とするなど、できる限りの対応を行った。対面での講義実施においては、本学独自の授業実施基準を準拠すると同時に、新たな定員制を設け、換気や消毒といった感染対策を講じた。対面での実施にあたり、新たに定員制を設けたため、受講者数を制限する講座もあったが、結果として、講座開始後は大きな混乱も無く実施できた。2021（令和3）年度は、前年度の状況を踏まえ、開講前から対面及びオンラインのどちらにも対応できるよう事前準備を進め、全ての講座を順調に開講することが出来ている（資料7-22【ウェブ】）。

以上のように、就職課では、就職相談員を含む総勢12名のスタッフで、学生の希望に沿った多種多様な進路・就職支援を行っている。企業情報の提供・職業紹介など、進路選択から就職内定に至るまで一貫した支援に加え、2020（令和2）年度からはウェブでの相談対応も行うなど、学生のニーズに沿った支援を行っている。

大学院では、大学教育の充実及び大学院生が教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供と経済的支援を目的として、ティーチング・アシスタント制度を設けており、この制度について、大学院ウェブサイト（資料7-74【ウェブ】）や「大学院学生便覧」、「会計専門職研究科学生便覧」（資料4-11【ウェブ】）にて情報提供している。

5. 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

2020（令和 2）年度の正課外活動は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、大幅に制限された。その中でも活動の方法を探りながら様々な感染対策を講じた上で、学生の安全・安心を守るために、県や市のリスクレベルに合わせて課外活動の制限をその都度学内で検討し、学生への周知を徹底してきた。結果、2020（令和 2）年度は感染状況に合わせて 15 回以上に及ぶ課外活動への対応を変更した（資料 7-75）。基本的には公式大会やコンクール、演奏会等を控えているサークルのみ活動を許可し、活動を行う際には各サークル独自の感染対策を作成させ、ルールを守ったうえでの活動を義務付けた。

体育系サークルの支援においては、体育系サークルに所属する学生の遠征費の援助や課外活動にかかる費用の一部を援助する「スポーツ奨励金制度」（資料 7-76）にて、2020（令和 2）年度は 1 団体、3 個人に奨励金を授与した。コロナ禍で試合数が減ってしまったため、例年よりも少ない授与となった（2019（令和元）年度は 10 団体、6 個人に奨励金を授与）。この制度は学生の優れたスポーツの才能を育成し、その競技力の向上と学業との両立を促すため、スポーツ競技実績により奨励金を支給するものである。

2020（令和 2）年度は、体育系サークルの大会等の中止が相次ぎ、試合結果等の学生の活躍を発信する機会が大幅に減ってしまったが、その中でも日々競技力向上に努める体育系サークルの学生の活躍を学内外に発信するために、SNS アカウント「KUMAGAKU スポーツ」をさらに強化した。新入生の入部促進のため、また、フォロワー数の裾野拡大を目指し、試合で活躍する学生だけでなく、地域の子どもたちに指導を行う学生などスポーツに携わる学生も取り上げる等、SNS を駆使し、様々な企画を行い、Twitter、Facebook、Instagram にて発信した。また、全国大会をかけた重要な試合などには職員も現地に足を運び撮影を行い、良質な素材を獲得できるよう努めた。

体育系並びに文化系サークルの指導者に対しては、日頃の感謝の意を表して、毎年サークル指導者懇談会を実施している。2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により書面での開催（資料 7-77）となったが、指導者から直接意見・要望をいただき、回答する機会を設け、課外活動の更なる発展に努めた（資料 7-78）。

また、学生主体のイベントにおいては、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響でイベントの殆どが中止となってしまったが、動画共有サービスを利用することで文化活動の推進を図った。学生にとって一大イベントである学園祭「託麻祭」の開催方法を学生自治会と共に協議し、オンライン開催に変更した。また、特設ウェブサイトも立ち上げ、参加サークルは YouTube チャンネルを開設した。学生には「熊本学園大学のサークルの魅力を発信すること」を意識付けし、演奏の様子を動画配信した。コロナ禍でも課外活動に奮闘する学生の姿を学内外に周知する良い機会となり、サークル活動の活性化を促すきっかけともなった。

ボランティアについては、2016（平成 28）年熊本地震で被災し、本学学生による熊本県内での災害ボランティア活動をきっかけに、2017（平成 29）年本学にボランティアセンターが設置された。主業務として災害復旧、復興支援を含むボランティア活動を支援することとしている。ボランティアセンターは学長をセンター長とし、センター長が副センター長を任命し、ボランティアコーディネーターと事務職員及び学生スタッフで運営している。またセンターの業務を円滑に行うためにセンター長、副センター長、学長が指名する運営委員による運営委員会が設置されている（資料 3-35）。

2020（令和 2）年度の活動及び支援状況は、特に災害ボランティアについては新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響でボランティアの開始、中断、再開の時期などを熊本県内、及び本学の感染状況を勘案して、本学における新型コロナウイルス対策本部会議の方針に

従いながら実施された。ボランティア活動の際に必要なボランティア保険加入学生数は 314 名、令和 2 年 7 月豪雨災害による熊本県内被災地、人吉・八代・芦北・球磨村へ豪雨災害ボランティアとして学生を計 21 回派遣し、延べ 250 名が参加した。主な活動内容は被災した家屋での床下、床上の泥出し、家財運び、浸水箇所の床はがし、ブラッシング、消毒などを行った（資料 7-79）。

ボランティアセンターでは派遣する学生のために、ボランティア保険加入手続き及びその保険料を負担し、長靴、手袋、ビブスを貸し出し、熱中症対策のための飲料等を提供した。また被災地へのボランティア派遣にあたっては、ボランティアセンターが被災地の社会福祉協議会と連絡を取りあい被災地のニーズを把握し、参加を希望する学生の募集、参加する学生のための交通手段の手配を行った。あわせてボランティアに必要な消耗品費、交通費などはボランティアに対して助成を行う団体（日本財団学生ボランティアセンター、朝日新聞厚生文化事業団）へ助成申請を行うなどの支援を行った。令和 2 年 7 月豪雨災害ボランティアは新型コロナウイルス感染症への対応が必要であったために、被災地 NGO 協働センターから講師を招き、学生向けに「コロナ対策セミナー」も実施した（資料 7-80）。

災害ボランティアに関する学生活動報告では、「学生ボランティア活動写真展 2020」を学内 2 か所で開催し、在学生、新入生へのボランティア活動のアピールを行った（資料 7-81）。また全国の各 5 大学、1 大学コンソーシアムとの学生ボランティア報告会でボランティアセンターから本学学生がボランティア報告を行った（資料 7-79）。

2020（令和 2）年度のボランティア活動に対しては、本学で設けられている課外活動で優れた実績をあげた個人又は団体を表彰し、その活動をより一層奨励することを目的とする「丸山賞」（資料 7-82）にボランティアセンターから特に継続的にボランティアグループ代表として功績のあった個人 2 名を推薦し、選考の結果、丸山賞授賞者として決定し授賞された（資料 7-83）。また令和 2 年 7 月豪雨災害でボランティア活動を行った学生に対して、同窓会「志文会」より表彰された（資料 7-84）。

ボランティアセンターでは学生のボランティア活動について、一般学生、地域へ広報するために SNS による発信のほか、地元メディアに対して積極的にリリースを行っている。NHK「クマロク！令和 2 年 7 月豪雨 被災地からの声」2021（令和 3）年 2 月 16 日、3 月 2 日放送では被災地での学生のボランティア活動が取り上げられた。また上記の「学生ボランティア活動写真展 2020」は熊本日日新聞（2021（令和 3）年 4 月 25 日）に掲載され、学生らが撮影した 120 点の写真についてその活動の軌跡が紹介された（資料 7-81）。

6. その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生からの意見を把握する方法として、本学では「熊本学園大学 大学生生活の充実・発展に関する運営協議会」（以下、「運営協議会」）（資料 7-85）ならびに、「熊本学園大学福利厚生運営委員会」（以下、「福利厚生運営委員会」）（資料 7-86）の開催、「しょうがいのある学生との懇談会」等が挙げられる。

運営協議会の構成員は、教員委員から 6 名、職員委員から 7 名、学生委員からは 10 名である（詳細は（資料 7-85）を参照）。学生が大学側と意見交換並びに意志疎通をはかり、大学及び学生生活に密接な関係を有する諸問題について積極的かつ建設的に協議する。2018（平成 30）年度には、学生側より「体育館に Wi-Fi を設置してほしい」という要望が提出され、検討した結果 2020（令和 2）年度に工事を実施した（資料 7-87）。

また、福利厚生運営委員会については、上述の運営協議会とほぼ同じ時期に、ほぼ同じ構成メンバー（詳細は（資料 7-86）を参照）で開催されるが、特に学生の福利厚生面にかかわる事柄について議論が行われている。こちらも、開催にあたっては、学生側から大学へ事前に要望が提出され、会議の席上で大学側が回答し、活発な意見交換が行われる。2020（令和 2）年度については、学生側から福利厚生に関する要望がなかったため開催されなかったが、2019（令和元）年度開催時、学生側より「学生食堂の椅子やスペースを増やし、混雑せずに多くの人が利用できるよう対策を講じてほしい」という要望が提出されていた。大学側はこれらの要望を受け、学生の意見をリニューアルの参考にし、2021（令和 3）年度、学生食堂の改修工事を行った。

しょうがい等のある学生については、学生の申し出を受けて、授業担当教員へ合理的配慮文書の配付や合理的配慮の提供に向けた環境調整を実施している。また、年に 1 回「しょうがいのある学生との懇談会」（資料 7-88）を開催し、学生の意見や大学側への要望を聴取する等して、施設面や修学環境調整の支援も実施している。具体的には、車椅子利用のしょうがい学生の要望を受けて、11 号館・12 号館・図書館・学生会館の多目的トイレ改修を完了させた（資料 7-89【ウェブ】）。また、トイレの介助を受けるしょうがい学生のために簡易ベッドを利用頻度の高いトイレに配置、身体に麻痺があり自らページをめくることが難しい学生の要望を受け、図書館で書籍を読むことが出来るよう「自動ページめくり機りーだぶる」を購入した等の実績がある。発達しょうがいや精神しょうがいのある学生については、学生の希望に応じて、社会福祉士や臨床心理士といった専門職の相談員との定期面談や心理相談を提供しており、修学面や心身面を含めた総合的なサポートを行っている。

このほか、学生が参加し、意見・要望を言える場として熊本学園大学西合志研修所運営委員会（資料 7-90）、熊本学園大学学生会館管理運営委員会（資料 7-91）、熊本学園大学体育施設管理運営委員会（資料 3-31）、熊本学園大学学生寮委員会（資料 7-92）があり、年に 1・2 回、または必要に応じて開催され、要望が出れば関係部署と調整し、対応を検討する体制をとっている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

毎年実施している自己点検・評価の際に、学生支援に関連する各部局が自己点検・評価実施報告書を作成し、自己点検・評価委員会に提出する。これを受け、自己点検・評価委員会が報告書を作成し、学長、副学長、事務局長、学長室長などから構成される内部質保証推進委員会に報告する。内部質保証推進委員会はこの報告書に基づく検証及び改善・向上につなげるための改善指示を行う（資料 7-93）。各部局はこの改善指示を受け、明らかになった学生支援に関連する課題について改善に向けた取り組みを行い、その結果を改善報告書として作成し、内部質保証推進委員会に報告する。毎年度実施する自己点検・評価を通して結果を検証し、改善に結び付けることにより、学生支援の改善・向上につながるしくみを整えている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上の事例>

内部質保証推進委員会より、学生ボランティアは成果があがっているが、サークル等の課外活動の成果をボランティア及び社会活動と結びつけることで、課外活動を通じた地域貢献を図るよう改善指示（資料 7-94）がなされた。これを受け、ソフトテニス部（課外活動）が 2020（令和 2）年に発足した「熊本学園ジュニアスポーツクラブ」において、小・中学生への技術指導を通じて、競技力向上や地域スポーツ発展の貢献につなげることができた。このクラブには小・中学生約 30 名が在籍しており、2020（令和 2）年度は計 50 回、延べ 260 人の学生が指導に取り組み、地域貢献の一翼を担うことができた（資料 7-95）。

【2】長所・特色

本学においては、発達しょうがい等の配慮を要する学生が増加傾向にある。そこで、2016（平成 28）年 4 月にインクルーシブ学生支援センターを立ち上げ、センター内に 3 部門（なんでも相談室、しょうがい学生支援室、保健室）の相談支援体制を整備し、専門的知識を有する相談員を配置することで強化した。加えて、関係部署とも連携しながら、しょうがい等のある学生、問題を抱える学生に対して生活面、修学面での支援等に力を注いでいる。

また、2016（平成 28）年の熊本地震をきっかけに 2017（平成 29）年、本学にボランティアセンターを設置し、本学学生による熊本県内での災害復旧、復興支援を含む災害ボランティア活動の支援を行っている。熊本地震から 5 年経った現在もこの活動は続いており、また、新たに起こった 2020（令和 2）年 7 月豪雨の際も熊本県内被災地へ学生を計 21 回派遣した。ボランティアセンターを設置したことにより、ボランティア活動をやってみたいと思いつつも行動に移せなかった学生等が参加しやすくなり、また安心・安全に活動できるよう、ハード面、ソフト面両面でのサポートが可能となった。

【3】問題点

なし。

【4】全体のまとめ

2020（令和 2）年以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、各部署での支援が例年通り行えない状況が続いているなか、大学が掲げている学生支援に関する 3 つの方針（修学支援、生活支援、進路支援）に基づき、各部署は多様な取り組みを行っている。

修学支援においては、学生の能力に応じたりメディアル教育を実施し、大学で学ぶ際の基礎となる能力を身につけさせているほか、正課外の教育にも取り組み、学生の修学に関する適切な支援を実施している。また、関係各署や学部・学科との連携を図り情報共有を行うとともに、成績不振学生に対する指導等も実施している。しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、十分な対応ができないことも多く、遠隔授業等が増えたことにより、遠隔授業に不慣れな学生等の相談も増加している。さらにきめ細かな履修指導及び学修支援等の対応が求められるため、これまで以上に関連部署との連携を強化している。

留学については、2020（令和 2）年度及び 2021（令和 3）年度と、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により派遣・受入れのすべてのプログラムが中止を余儀なくされたが、オンライン等によるプログラムで例年とは違う形ではあったが、派遣に代え、対応すること

ができた。

しょうがい等のある学生が、授業を受ける上での合理的配慮が必要な事項については、しょうがい学生支援室で相談に応じ、対応している。また、しょうがいの種別に応じた修学支援も行っている。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したことにより、支援員としょうがい学生との接点が少なくなる傾向にあり、きめ細かな対応が難しい状況となっている。

経済面では、日本学生支援機構の奨学金を中心に、地方自治体、民間団体及び本学独自の奨学金を活用し、学生一人ひとりの状況に合わせた支援を行い、経済的困窮から修学困難な学生が学業継続を諦めることのないよう、学生課で取組みを行っている。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、家計支持者の急激な収入減少等により学業継続に影響が出ている学生を対象とした新たな本学独自の給付奨学金制度等も設け、支援を実施した。2020（令和2）年度より国の高等教育の修学支援制度（日本学生支援機構給付奨学金）が開始されたことも学生の経済的な負担軽減に繋がっている。

生活支援については、インクルーシブ学生支援センター内に3部門（なんでも相談室、しょうがい学生支援室、保健室）の相談支援体制を整備し、専門的知識を有する相談員を配置し強化した。関係部署とも連携しながら、しょうがい等のある学生、問題を抱える学生に対して生活面、修学面での支援等に力を注いでいる。また、コロナ禍においてメンタルの不調等による電話相談が急増しており、センター内で情報共有し対応している。

ハラスメント等の相談は、教職員から選出された相談員及び大学なんでも相談室で受け付け、事情の聴取や事実確認等を行い、問題解決を図っている。大学に設置された専門委員会では、学生が快適かつ安全な学生生活を送れるように、ハラスメント等の防止及び啓蒙活動を継続していく。

進路支援においては、就職課を中心に1年次から4年間をかけて、学生が自分で考え、自分で行動し、将来を見据えた職業的進路選択をすることができる能力の育成に力を入れている。このコロナ禍においても手段や日程の変更等を行い、例年同様支援に取り組んだ。

学生支援の適切性については各部局が毎年度、自己点検・評価を行い、内部質保証推進委員会から検証及び改善・向上につなげるための改善指示が行われる。改善指示を受け、自己点検・評価で明らかになった課題について、各部署が改善に着手し、学生支援の改善・向上につながるしくみを整えている。

以上のことから、本学は当該基準に照らして秀でた水準にあると考える。

第8章 教育研究等環境

【1】現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

1. 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、大学の理念・目的及び各学部・研究科の目的等を踏まえ、教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針として「施設・設備等整備」、「研究活動支援」、「図書館整備」、「情報環境整備」の4項目を掲げ策定している。

教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針

1. 施設・設備等整備に関する方針

- ①教育研究環境の充実を図るため、施設設備営繕工事計画に基づいて施設、設備等の維持管理を行う。
- ②学生・教職員にとって安心・安全で、快適なキャンパスを維持する。
- ③しょうがいのある学生等が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリーに配慮した環境整備に努める。

2. 研究活動支援に関する方針

- ①本学の研究活動の高度化を進めるため、科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に向けた支援を行う。
- ②研究倫理を遵守するため、コンプライアンス教育や研究倫理教育を実施する。また研究倫理に関する諸規程に基づき、適正な研究活動を推進する。

3. 図書館整備に関する方針

本学の目的・使命を果たすために必要な学術資料を体系的に収集・整理し、利用環境を整備することにより、学術・教育・学習支援の充実に資する。

4. 情報環境整備に関する方針

- ①ICTを活用した教育研究活動を推進するため、情報通信環境を充実させ活用の促進を図る。
- ②業務にICTを活用し、情報セキュリティに十分配慮したネットワーク環境を整備する。

これら4項目の方針は、学生の成長や研究拠点としての研究の高度化、また中期経営計画で掲げる目標を達成するために毎年度の事業計画に反映されており、方針は本学ウェブサイトにて公表し（資料 2-32【ウェブ】）、学内における方針の共有を図ると共に、広く社会

への明示を行っている。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ①ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備
- ②施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ③バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ④学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

1. 施設、設備等の整備及び管理

本学における教育研究目的を実現するための校地、校舎に関しては、大学設置基準等の法令上必要な要件を満たしている（大学基礎データ表1）。

①ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備

ICT 統括室は、2018（平成 30）年に設置され近年の情報戦略の必要性・重要度の高まりを受け、IR の推進を担う ICT 統括本部の実働組織として編成されている。また、学園の情報セキュリティマネジメントの中核に位置付けられ、学内情報基盤であるコンピュータネットワークの維持管理及び安定運用を担っている。学内ネットワークを 1996（平成 8）年に構築して以来、初めて 2013（平成 25）年度よりネットワーク構成を簡素化し（資料 8-1）、ファイアウォール監視によるセキュリティ強化を目的とした安全なネットワークの再構築を行った。これにより事務室、研究棟、教室、その他の施設の円滑な連携を実現している。また、学内全体の無線 LAN の管理及び更新を行っている（資料 8-2、資料 8-3）。

学内メールサービスについては、2013（平成 25）年度よりクラウド化し、コスト削減とセキュリティの強化、管理形態の簡素化による業務の効率化を実現している。また、事務局の人事（勤怠管理）、経理（会計/資産・予算）、教務関連、就職支援、図書館システム等大学全般のシステムの予算・維持管理を行っている。

e-キャンパスセンターは、2007（平成 19）年にそれまでの情報教育センターから、本学の ICT 教育及び研究支援に主眼を置いて教員や学生をサポートする組織として再編、名称が変更された。進展著しい高度情報ネットワーク社会を見据え、デジタルとアナログが混在する VUCA 時代に対応できる人材の育成を支援する、ICT 教育・研究活動の拠点である。授業用パソコン室 9 室と自習コーナーに、約 450 台のパソコン（Windows・Macintosh）を設置し、さらにパソコン室には画面転送システムを整備し授業に活用している（資料 8-4）。すべてのパソコンは学内 LAN に接続され、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が提供する学術情報網(SINET)を経由してインターネットに接続している。センターのパソコンを利用する学生や教員は、学術情報の収集や他大学と情報交換を行うことができる。

また、2015（平成 27）年度から、遠隔授業のための動画撮影や LMS（学習管理システム：Learning Management System）「Manaba」（資料 8-5【ウェブ】）及びポータルサイトの維持管理・利用支援も行っている（資料 8-6【ウェブ】）。

特に 2020（令和 2）年以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策の柱となる遠隔授業の円滑な実施を図ることを目的に LMS「Manaba」の活用を全学部で推奨し、オンデマンドビデオの配信、授業資料や課題の配付、受講生とのコミュニケーション手段としての掲示板利用を推進した（資料 8-7、資料 8-8）。2020（令和 2）年度の遠隔授業の緊急実施にあたり、インターネット環境が脆弱な学生へのノートパソコン、モバイルルータ貸与を実施した（資料 8-9、資料 8-10）。

②施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

「教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針」の「施設・設備等の整備」は、学生・教職員にとって安心・安全で快適なキャンパスを維持する事を掲げ、学生や教職員の安全確保のため、キャンパスにおいては、正門に総合案内所、東門、14 号館入口、第 3 駐車場、第 4 駐車場の守衛室に守衛を配置し警備業務を行っている。更に、大学施設の犯罪行為や事故の抑止を目的として建物等に防犯カメラを 27 台設置し、稼働させている。

また、学生や教職員が快適に過ごせるキャンパスを維持するため、「施設改修計画」（資料 8-11）に基づいて設備等の改修・更新工事を行っており、併せて専門業者による日常清掃や電気設備等空調設備等の定期点検を実施している。

③バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

「教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針」に「しょうがいのある学生等が安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、キャンパスのバリアフリーに配慮した環境整備に努める。」ことを掲げており、身体にしょうがいを持つ学生が履修する授業については、エレベーターを含めた机等のバリアフリー設備が整った教室を割り当てるよう配慮している。また、各教室への移動に便利なスロープを設置することでキャンパスのバリアフリー環境の整備を行っている。更に、しょうがいのある学生のために、適切な補助具（車椅子、杖、FM 補聴器等）の提供を行うなど配慮をしている。

キャンパスバリアフリーマップを大学ウェブサイトに掲載しており（資料 7-89【ウェブ】）、快適な学修環境を提供できるように努めている。

④学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を推進するための環境として、教育センターの学生コモンズが挙げられる。2019（平成 31）年 3 月に竣工した「新 1 号館 みらい」1 階の教育センターエリア内に設けられた学生コモンズには、「グループ学習エリア」、「個人学習エリア」、「アクティブラーニングルーム」があり、多様な学びの形態に対応した空間として、学生の主体的かつ自律的な学びを支援している（資料 7-2【ウェブ】）。また本学の附属図書館にもラーニング・コモンズを設けており、この詳細については後述する。

他にも、キャンパスのほぼ全域で学内無線 LAN の利用が可能となっており（資料 8-12【ウェブ】）、学生にインターネット利用環境を提供している。このことは新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、遠隔授業を実施した際、学生が学内で遠隔授業を受講する際にも大いに役立った。また、図書館や e-キャンパスセンターには自習コーナーを設けており（資料 8-13【ウェブ】）、学生が自主的な学びを行ううえで重要な環境となっている。

2. 教職員及び学生の情報倫理に関する取り組み

学生に対しては、商学部において「情報倫理」を必修科目として開設し、情報倫理に関するネットワーク利用上のエチケットとなるネチケットや情報化社会とネットワークのしくみ、情報セキュリティ、情報化社会に関連性の高い法律について学ぶことができるほか、経済学部では「情報処理論Ⅰ・Ⅱ」において、外国語学部、社会福祉学部においては「情報処理入門」において大学生として必要となる情報倫理について学ぶことが可能となっており、情報倫理の確立に関する取り組みを行っている（資料 8-14）。

教職員に対しては、2020（令和 2）年度の FD・SD 企画として「情報セキュリティについて」と題した講演会を実施した。講師には香川大学創造工学部准教授の後藤田 中氏を招き、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、事前収録した動画を閲覧する形での実施となった（資料 8-15）。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ①図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ②国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ③学術情報へのアクセスに関する対応
- ④学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

1. 図書資料の整備と図書利用環境の整備

①図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

本学図書館の蔵書数は、図書 918,877 冊（うち洋書 230,185 冊）、学術雑誌 8,163 種（うち洋雑誌 3,250 種）、電子ジャーナル 6,872 種（洋雑誌のみ）を有し、学生の図書館利用の環境を整備している。（大学基礎データ表 1）。

図書は年間 11,000 冊程度受け入れている。学部の特徴にあった専門図書の受け入れに力を入れ、教員や学生の教育研究活動に資している。電子書籍の受け入れは、最初に 2014（平成 26）年度に 18 点受け入れたのち、2018（平成 30）年度までは、主に教員の要望で年に 20～30 点ほど増えるだけであったが、2019（令和元）年度は 210 点、2020（令和 2）年度は 1,099 点増と新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、学外からの閲覧ができる電子書籍の需要が高まったこともあり、増加率が高くなっている。さらに、辞書・事典、新聞、雑誌、経済及び法律関連など本学の学部の学問分野に沿ったデータベース約 40 種を整備している（資料 8-16）。なかでも、主に教員の要望により学術情報資料の充実を図るために整備しているオンライン版のデジタルアーカイブ資料などの割合が、2017（平成 29）年度以降、増加傾向にある。

蔵書数、資料費等は、熊本県の大学及び同規模私立大学と比較しても高い水準となっており（資料 8-17）、本学の教育研究に必要な蔵書数を保持している。

②国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

本学において作成された教育研究成果（紀要等）については、2013（平成 25）年度より国立情報研究所の機関リポジトリ（JAIR0 Cloud）に加入し、機関リポジトリを稼働させている。これは「熊本学園大学機関リポジトリ運用指針」に基づき、学内の知的財産を収集・蓄積・保存・公開することを目的としている（資料 8-18）。著作権者の許諾を得ているか確認したうえで、学内の紀要など 10 誌の全文を公開している。紀要のみならず、学位取得者の学位論文も全文公開し、閲覧の機会を提供している。機関リポジトリには、紀要論文が 3, 287 件、学位論文が 37 件登録されている（2021（令和 3）年 5 月 1 日現在）（資料 3-24【ウェブ】）。

他図書館とのネットワークについては、ILL システムを活用し、資料貸借や文献複写を行うことで、利用者への文献提供の迅速化を図っている（資料 8-19）。情報の収集方法は、「熊本学園大学付属図書館利用案内」に明示している（資料 8-20）。また、大学コンソーシアム熊本に参加し、入館・館内閲覧から資料の館外貸出、資料の統合検索・横断検索といった図書館サービスの相互利用や情報交換会などを行っている。

③学術情報へのアクセスに関する対応

図書館所蔵の図書、学術雑誌、新聞、視聴覚資料はすべて蔵書検索システム（OPAC）で学内外を問わず図書館ウェブサイトより検索することができる（資料 8-21【ウェブ】）。また、本学付属の研究所である産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所の資料も OPAC で検索できるようになっており、情報の共有を行っている。前述の各専門分野に対応したデータベースや電子ジャーナルの閲覧については、図書館ウェブサイトからアクセスができるようになっている。

なお、これらのデータベースについては学内からのみアクセス可能であったが、図書館が契約する電子コンテンツ（電子ジャーナル、電子書籍、データベース等）へのリモートアクセスを可能にするためのソフトウェア「EZproxy（イージープロキシ）」を 2021（令和 3）年 11 月に導入した（資料 8-22）。これにより「自宅や出張先などから時間や場所の制約を受けずに図書館の提供する電子コンテンツを利用したい」という利用者のニーズに応えることができるようになった。学外からのアクセスに関してはかねてより要望があったが、2020（令和 2）年の新型コロナウイルス感染症感染拡大により学内への入構制限が行われたことで更に要望が高まっていた。稼働が本格化すれば、教育・研究支援ツールのひとつとして活用されることが期待できる。

④学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

学生の学習に配慮した図書館の利用環境について、閲覧用の座席数は 965 席、研究個室 15 室、グループ学習室 5 室を有しており、学生数に対して十分な数を備えている（資料 8-23）。

また、2013（平成 25）年に設置された 90 席を有するラーニング・コモンズ（資料 8-24【ウェブ】）は、電子ホワイトボードなどの学習設備を備え、グループワークやディスカッションなど、アクティブラーニング型のスタイルに寄り添った「開放的な学習空間」として活用されている。ラーニング・コモンズにはサポートデスクを常設し、学生コンシェルジュ

(資料 8-25【ウェブ】)による文献探索やパソコン利用等のサポートを行っており、“同じ学生の立場”ならではの視点で学習を支援する役割を果たしている。

ICT 機器に関しては、学生が自由に利用できるパソコンをノートパソコンも含めて 1 階から 3 階まで約 150 台備えており、持ち込みのパソコンにも対応できるよう無線 LAN 環境を整え、学生の主体的な学習を促している (資料 8-23)。

通常授業期間中の図書館の開館時間は、平日午前 9 時から午後 10 時まで、土曜日午後 10 時まで、日曜も午前 10 時から午後 5 時まで開館しており、授業終了後も利用できる長期滞在型図書館の役割を担い「学びの拠点」として、学生の学習や研究を支援している (資料 8-19)。

なおコロナ禍においては、ソーシャルディスタンスを確保し、換気、消毒の徹底等の感染拡大防止対策を講じる一方、定期試験及びレポート・卒業論文のための事前予約制による資料の貸出を行い、学生の要望に応えるよう資料提供の利便性を図った。また、遠隔授業への対応として図書館内のパソコンを開放し、自宅等でインターネット環境が整っていない学生への支援を行った。また、図書館では新入生全員に対してゼミや必修科目の 1 コマを利用して「新入生図書館ガイダンス」を開催しているが、2020 (令和 2) 年度は開催できなかったため、図書館利用案内の動画を作成し希望する教員に配付した。今後は前述の学外からの電子資料へのアクセス、用途に応じた動画作成など“ウィズコロナ”に応じた非対面型図書館サービスも学習・研究環境の一環として整えていきたい。

2. 図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

図書館の職員数は、2021 (令和 3) 年 5 月 1 日現在、専任職員 5 名 (うち司書有資格者 2 名)、嘱託職員 6 名 (すべて司書有資格者)、臨時職員 5 名 (うち司書有資格者 1 名) の合計 16 名である。委託業務としている目録業務担当者の 4 名も全員司書有資格者である (資料 8-26)。図書館に配属された職員は、国立情報学研究所の目録講習会、文化庁の著作権講習会、私立大学図書館協会主催の各種研究会などに積極的に参加し、適切な学術情報サービスを提供するための研鑽に努めている (資料 8-27)。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ①大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ②研究費の適切な支給
- ③外部資金獲得のための支援
- ④研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ⑤ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

1. 研究活動を促進させるための条件の整備

①大学としての研究に対する基本的な考えの明示

「教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針」の一つとして「2 研究活動

支援に関する方針」を以下の通り掲げている。

①本学の研究活動の高度化を進めるため、科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に向けた支援を行う。

②研究倫理を遵守するため、コンプライアンス教育や研究倫理教育を実施する。また研究倫理に関する諸規程に基づき、適正な研究活動を推進する。

また、「熊本学園大学研究倫理綱領」（資料 8-28）において、研究活動を行う上での研究者の基本的姿勢として第 3 条に「研究者は、真理探究を真摯に遂行し、自らの専門知識の発展に努めるとともに、良心に従い自立的に研究を遂行し、他からの不当な圧力によって研究を歪めることがあってはならない」としている。ならびに社会的責任として第 4 条に「研究者は、自らの専門知識の研究成果を定期的に社会に公表し、社会に還元しなければならない」としている。

②研究費の適切な支給

研究費については、個人研究費が職位に応じて本学に在籍する教員に毎年度支給されている。専任教員については一人あたり年間 687,000 円（初年度 10 万円加算）を上限に支出している。使途の内訳及び金額は研究図書費 350,000 円（初年度 450,000 円）、学会旅費 312,000 円、コンピュータソフト購入費 25,000 円である。ただし、年度途中に 2 回他の用途へ金額を転用可能とすることで、各人の研究計画に合わせて支出できるようにしている（資料 8-29）。

また、個人研究費とは別に、研究手当として月 10,000 円を支給している。使途は限定せず、個人研究費で支出できない研究に係る費用を補うことを可能にしている（資料 8-30）。

個人研究費の他に「熊本学園大学学術研究助成に関する規程」（資料 8-31）による学術研究助成と「熊本学園大学出版会規程」（資料 8-32）による出版助成がある。学術研究助成は、科学研究費助成事業に応募し不採択となった者が申請対象となり、複数の審査による厳しい選考プロセスを経て決定される（資料 8-33）。毎年総額 250 万円の予算がつき、2020（令和 2）年度は申請も少なくグループ研究 1 件への助成にとどまったが、2019（令和元）年度はグループ研究 2 件・個人研究 1 件、2018（平成 30）年度はグループ研究 2 件・個人研究 3 件、2017（平成 29）年度はグループ研究 1 件・個人研究 3 件が採択され助成を受けている。出版助成の制度は 1984（昭和 59）年に始まり、これまで 102 点の図書が出版されている。1 件につき 130 万円を上限とする出版物の買取助成で、毎年 3 件（総額 390 万円）の募集を行っており、2019（令和元）年、2020（令和 2）年ともに 3 件の出版物が刊行された。

その他、本学では 3 つの付属研究所（産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所）を設けており、それぞれにおいて、研究所員に対する研究助成と出版助成を有し、毎年募集を行い助成している（資料 8-34、資料 8-35、資料 8-36）。

③外部資金獲得のための支援

外部資金獲得のための支援としては、研究支援の担当部署である学術文化課が窓口となり、募集情報を大学学術文化部学術文化課のウェブサイト上で公開している。科研費については、毎年公募説明会を開催し、本学の採択経験者が獲得に向けたポイントなどを説明して

いたが、2020（令和2）年度は、初めて研究支援のコンサルタントに講師を依頼し、違う視点からのアドバイスをもらう機会を設けた。また、提出された申請書については学術文化課でも確認を行うなど、科研費獲得に向けた支援を行っている。採択された研究代表者、研究分担者にはそれぞれ説明会を開催し（資料8-37、資料8-38）「熊本学園大学公的研究費の取扱い要領」（資料8-39）に基づく研究費の受入や運用などを行う体制を整えている。

④研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

専任教員には個人研究室を供しており、総務部総務課がその割当や管理などを行っている。執務環境については、総務部管財課が担当となり適切に整備し、専任教員は教育・研究のために専用で利用できる。

日々の研究時間の確保については、個人研究室は午前6時から翌午前0時まで利用することが可能である。さらに、研究の都合でやむを得ず利用時間帯以外に研究室を利用する場合は、所定の手続きを取ることで利用できるよう柔軟に対応している。併せて、公務に差し支えない限りは自宅でも研究に専念できるよう「自宅研修」を認めている（資料8-40）。

また、一定期間学内の公務から離れ、研究に専念できるよう学外研修制度を設けている。本制度は学外で研究・調査を行い、学術・教育に関する識見を深め、本学の発展に寄与し、広く社会の将来に資することを目的とした制度で、年1回希望者を募り、選考の上決定している。希望者は「海外長期留学（10か月以上12か月以内）」、「海外短期留学（4か月以上6か月以内）」、「海外出張（2か月以内）」、「国内長期留学（10か月以上12か月以内）」、「国内短期留学（4か月以上6か月以内）」、「自宅研修（1年）」の6種類の中から各人の研究計画や授業カリキュラムを考慮し、コースを選択して申し込みができる。海外出張（若干名）を除くと最大年7名に学外研修の機会を与えることができるよう「熊本学園大学教員学外研修規程」（資料8-41）で定めている。

⑤ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

学術研究の充実・強化ならびに若手研究者の養成・確保を推進するため、研究プロジェクト等でのリサーチ・アシスタント（RA）の雇用制度（資料8-42）、及び大学教育の充実及び大学院学生が教員・研究者になるためのトレーニングの機会の提供と経済的支援を目的としたティーチング・アシスタント（TA）制度（資料8-43）を設け、教育研究活動を支援する体制を整えている。RAについては、2016（平成28）年度～2020（令和2）年度まで水俣学研究センターの研究プロジェクト遂行のため1名を雇用し、TAについては毎年度10名前後が従事している（資料8-44）。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

①規程の整備

②教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）

1. 研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

①規程の整備

本学では、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究や学問が適正に行われ、社会的信頼を確保するために、研究者が遵守すべきことを定めた「熊本学園大学研究倫理綱領」（資料 8-28）、研究活動の公正性を確保するため、研究上の不正行為の有無に係る調査等について必要な事項を定めた「熊本学園大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則」（資料 8-45）などの規程を整備している。学長宣言である「熊本学園大学研究倫理について」（資料 8-46【ウェブ】）及び関連規程をまとめた冊子「公的研究費等不正防止のために」（資料 8-47）を全教員に配付し、研究倫理の遵守と適正な研究活動を推進している。

②教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）

教員には、日本学術振興会「研究倫理 e-ラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)[eL CoRE]」を全員受講するよう義務付けている（資料 8-48）。また、全教員を対象に、毎年研究活動適正化委員会主催による不正防止に関する講演会を開催しており（資料 8-49）、公的研究費に携わる教員には出席を義務付け、欠席者には動画視聴後のレポート提出を課している。科研費が採択された研究代表者、研究分担者向けの説明会の中でも、不正防止に関する取り組みについての話をするなど啓発を行っている。

大学院では、論文を執筆する院生全員に、日本学術振興会「研究倫理 e-ラーニングコース」の受講を義務付けている（資料 8-48）。社会福祉学研究科では、「研究倫理 e-ラーニングコース」または、修士課程「社会福祉学・福祉環境学方法論専門研究」の研究倫理に関する回を受講することのいずれかを義務付けている。会計専門職研究科では「研究倫理 e-ラーニングコース」の受講に加え、「論文指導Ⅰ」の初回に研究倫理に関する講義を実施している。

学部生には、研究倫理教育の一環として、チラシ「研究倫理知っていますか？」（資料 8-50）を新入生オリエンテーション時に配付し、啓発を行っている。

③研究倫理に関する学内審査機関の整備

「熊本学園大学における人を対象とする研究倫理指針」（資料 8-51）により、特に「人を対象とする研究」を遂行するうえで求められる研究者の行動、態度について倫理的指針及び研究計画の審査に関する事項を定めている。研究活動適正化委員会のもとに「人を対象とする研究」に関する倫理委員会を置き（資料 8-52）、研究者が申請した際、研究計画などの審査を行っている。また、経費の不正使用が発生しないように会計監査（公認会計士監査を含む）、内部監査室による内部監査を実施している。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

本学では、教育研究活動等の状況について毎年自己点検・評価を行い、その結果を検証して改善に結び付けることにより、本学の教育研究の質が保証されるしくみを整えている。教育研究等環境に関しては、関連部局である管財課、教務課、情報教育課、ICT 統括室、学術文化課、図書情報課に対して、2019（令和元）年度自己点検・評価報告書を基に、内部質保証推進委員会より改善指示がなされた。各部局は改善の指示を受け、当該事項について改善報告書を作成し、内部質保証推進委員会に提出している。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

前述した内部質保証推進委員会からの改善指示に基づき、改善・向上に取り組んだ実例を3つ挙げる。

教務課に対して改善指示がなされた「プロジェクター機器老朽化」については「教室映像・音響機器更新」として中期的な更新計画を立てており（資料8-53）、その計画に基づいて予算を要求し対応している。また「パソコン教室の不足」に関しては、2021（令和3）年度に11号館2階にある1125教室（第5LL教室）、1126教室（第6LL教室）を更新し、パソコン教室としても活用可能なLL・CALL教室に改修した（資料8-54）。

図書情報課では、点検評価項目「図書館・学術情報サービスを提供するための体制を整えているか。また、それらは適切に機能しているか。」に対して、「機関リポジトリの利用頻度向上」及び「学生コンシェルジュの活用」について内部質保証推進委員会より改善指示がなされた。

機関リポジトリについては、前述したとおり2013（平成25）年から稼働しているが、更に利用頻度の高い価値あるものに整備できないか検討することが改善点として求められた。機関リポジトリの登録数は年々増加しており（資料8-55）、これは、学内の知的財産を収集・蓄積・保存・公開するというリポジトリの目的への理解が深まったと考えられると同時に、大学の教育研究成果物の保存と発信ができることは社会貢献責務のある大学にとっても有意義なシステムであることの認識も浸透していると考えられる。また、図書館ウェブサイトの「熊本学園大学機関リポジトリ」のページに大学ウェブサイトの「研究者総覧」のリンクを貼ることによって、リポジトリ登録者の最新情報を知ることができ、教育研究成果の公開と連動して、関連する論文の閲覧を促している。

「学生コンシェルジュ」は、図書館でアルバイトをして経験を積んだ学生による、利用案内、利用支援を行う、主に3～4年生を中心に任とした学生アルバイトである（資料8-25【ウェブ】）。学生目線による図書館運営の一役を担っているが、授業や就職活動で不在の日が多かったので、コンシェルジュ活動の工夫が改善点として求められた。これについては、できる限り不在の日を作らないよう、授業の合間の短い時間でもコンシェルジュ活動を行うことができるようシフト時間の工夫を行った。また、コンシェルジュのスキルアップを目指す

取組みとして、平成 30（2018）年より大学図書館学生協働交流シンポジウムに参加させ、他大学の学生との交流を持つことで情報収集を行い、コンシェルジュ活動に生かしている（資料 8-56、資料 8-57）。

【長所・特色】

本学では、教育センターのチューデントコモンズ、図書館のラーニング・コモンズのよ
うに、学生の自主的な学習であるアクティブラーニングを支援するための施設整備を整
えている。ラーニング・コモンズの学生コンシェルジュは、自発的・自律的に学習支援に関与
し、図書館スタッフ一員としての働きをすることで、学習活動の活発化に寄与するとともに、
学生自身の成長にも繋がる機会となっている。

【問題点】

研究部門の強化に関して、組織的な支援体制の整備が必須であり、課題となっている。

教員の研究成果を公開し、社会へ還元することは大学の使命であり、本学が発行する研究
紀要は機関リポジトリに登録し、全文の閲覧を可能としている。また本学ウェブサイト上に
「研究者総覧」データベースを作成し教員業績を公表しているが、入力については任意であ
るため、情報量に差が生じている。今後「研究者総覧」も充実させていく。

【全体のまとめ】

本学は教育研究目的を実現するための校地、校舎に関しては、大学設置基準等の法令上必
要な要件を十分に満たしている。また教育研究活動を支援するための施設、設備等の整備及
び管理についても適切に行っている。

そのなかで、研究活動を支援する上で、組織的な体制の整備をさらに進める必要がある。
今後は研究の一層の活性化を図り、国際的な観点も視野に入れ、研究分野においても本学の
存在感を高めていくことを目標としている。

以上のことから、本学は当該基準を充足していると考ええる。

第9章 社会連携・社会貢献

【1】現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

1. 大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、「学則」第1条においてその目的及び使命を「広く知識を授けるとともに、経済、商業、経営、外国語、社会福祉に関する専門学術の理論を深く教授研究することを目的とし、特に熊本県の海外発展国際的活動の伝統と私学特有の自由闊達の学風を堅持して、知的応用能力高く、教養深き人物を育成して世界文化の進運に寄与することを使命とする。」と定めている（資料1-1【ウェブ】）。本学の前身、熊本短期大学は、県市当局から補助金の確約を得て設立した経緯があり、当時の佐藤眞佐男熊本市長は、開学式祝辞で「この大学を永久に市民のための大学として運営して行かれる決意であると信じています」と述べている。

こうした目的及び使命を受けて、本学では「社会連携・社会貢献に関する方針」を次のように定めている（資料2-33【ウェブ】）。

社会連携・社会貢献に関する方針

1. 本学の教育・研究資源を活用し、地域との交流・連携事業を企画・運営することにより、地域社会のニーズにあった社会貢献の推進に積極的に取り組む。
 - ① 本学の持つ教育・研究の成果・知見を、公開講座や研究会等の開催を通して、広く社会に還元する。また、大学の施設を開放することにより、地域の社会的活動を支援し、社会貢献を図る。
 - ② 産業界、各種団体、自治体、地域社会等の要請に応じ、各々が抱える諸課題についての調査研究、課題解決への支援を積極的に行うことで、地域社会の発展に寄与する。
2. グローバル人材を育成し、地域の国際化及び多文化共生社会実現へ貢献する。
 - ① 海外協定校の拡充に努め、学生の海外留学を促進して、グローバル人材を育成する。
 - ② 学内の国際化を推進するとともに、地域住民と外国人留学生との交流や相互理解を推進する。
 - ③ グローバル人材の育成に寄与するために、小・中・高校の国際理解教育等に外国人留学生や海外留学経験を持つ日本人学生を派遣し、多文化共生社会実現へ貢献する。

さらに、学校法人熊本学園が総合教育機関としての個性を高め特色を示していくとともに、熊本とともに発展してきた伝統をいかして地域社会に貢献するための経営戦略として、

2016（平成 28）年に「学校法人熊本学園第 1 次中期経営計画（2016～2020）」を策定した（資料 1-9）。

第 1 次中期経営計画では、地域との連携についてあるべき姿として将来像（Vision）を設定し、それを実現するための戦略および行動計画を次の通り明確にした。

〔将来像〕

Vision3. 地域と連携し、永続的に発展進化する未来志向の学園

（学園の発展と地域連携に関するビジョン）

幼稚園・中学校・高等学校・大学をもつ総合教育機関として、熊本の社会とともに発展してきた熊本学園の伝統を継承しつつ、これまで以上に地域との連携を強めていきます。生涯にわたる教育の提供と独創的な教育研究活動を通じて地域の人々の現在と未来に貢献することで、地域から常に信頼され愛される魅力ある学園を創りあげていきます。また、キャンパスを地域に開放し、人の集う学びの場を創出します。このように地域との連携をさらに強化しながら、未来に向かって永続的に発展進化していきます。

〔基本戦略〕

地域貢献・教育のための研究活動

地域の産官学と連携し、社会のニーズに対応した教育・研究活動を通じた多様な取り組みにより、地域に貢献する。

〔行動計画〕

知的資源の還元

- 地域社会との連携・地域貢献の促進（実施体制の整備）
- 地元自治体との包括的連携協定とそれに基づく地域貢献の推進体制の整備（定期的協議）
- 地域の課題解決に向けた関連機関等とのネットワークづくりと継続的な協議
- 地域課題の解決を目的とした研究の推進
- 公開講座の実施
- 地域における教育支援や子育て支援の実施、地域のニーズにあった社会人学生への教育プログラム（社会人受講者、高齢者の学び直し、生涯教育）の提供

また、本学の教育・研究機能の活用と、地域との交流・連携事業を企画、運営することにより、地域への貢献を推進し、社会の発展に寄与することを目的として、2017（平成 29）年 4 月に地域連携センターを設置した。センターでは、前述の目的を達成するため以下の業務を行うことを規程に定めている（資料 9-1、資料 9-2【ウェブ】）。

- (1) 地域社会との交流・連携事業に関すること
- (2) 地方公共団体等との交流・連携事業に関すること
- (3) 民間企業・団体等との交流・連携事業に関すること
- (4) 生涯学習事業に関すること

- (5) 地域連携に係る情報の収集、整理及び発信に関すること
- (6) 地域連携に係る関係機関、部局等との連絡調整に関すること
- (7) その他地域連携に関する業務

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

1. 学外組織との適切な連携体制

本学は地域社会のニーズにあった社会貢献の推進に積極的に取り組むことを目的として、自治体、各種団体、企業等と連携協定を結んでいる。自治体との連携協定は2008（平成20）年8月の熊本市との協定締結をはじめとし、その後、2021（令和3）年4月1日現在で自治体12件、企業・団体5件、他大学との個別協定2件、計19件の連携協定を結んでいる。

【包括的連携協定 提携先】

No.	協定締結日	自治体・団体		No.	協定締結日	自治体・団体	
1	2008年8月19日	熊本市	自治体	11	2017年3月13日	高森町	自治体
2	2011年8月10日	人吉市	自治体	12	2017年4月17日	熊本県中小企業家同友会	団体
3	2011年12月15日	合志市	自治体	13	2017年11月10日	益城町	自治体
4	2012年12月13日	菊陽町	自治体	14	2018年3月30日	崇城大学	大学
5	2013年2月26日	山鹿市	自治体	15	2018年11月19日	熊本県産業教育振興会	高校
6	2014年3月6日	大津町	自治体	16	2019年3月27日	熊本保健科学大学	大学
7	2014年6月9日	菊池市	自治体	17	2020年2月27日	宮崎県（商工観光労働部）	自治体
8	2015年3月5日	熊本県工業連合会	団体	18	2020年6月25日	㈱アスリートクラブ熊本	企業
9	2015年3月25日	山都町	自治体	19	2021年1月22日	㈱熊本日日新聞社	企業
10	2015年8月31日	美里町	自治体				

また、本学は熊本県内の高等教育機関、地方公共団体等で構成される「大学コンソーシアム熊本」に加盟しているが、同じ加盟校である崇城大学と2018（平成30）年3月に、熊本保健科学大学と2019（平成31）年3月に、それぞれ個別に協定を結び、大学間の連携強化を図っている（資料9-3）。また、直近の事例としては2021（令和3）年1月に㈱熊本日日新聞社と包括的連携協定を締結した（資料9-4）。同社とは従前から一般市民向け公開講座「DO がくもん」の共催などで協力体制をとってきたが、今回の協定締結により一層の関係強化が図られる。また同社が熊本市中心市街地に所有するコワーキングスペース「びぶれすイノベーションスタジオ」を学内者が利用する際の手続きが簡素化され、少人数の講義や、講演会、公開講座等に頻繁に利用されるようになった。新規の利用申請も順調に増加してお

り、今後も利用者の増加が見込まれる（資料 9-5）。この施設を本学のサテライトキャンパス的に利用することで、今後の新たな地域社会との交流が期待される。

2. 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

本学は、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するため、「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、様々な活動を推進している。その活動は、学外組織との連携体制を構築して取り組むもの、または大学が持つさまざまな資源を活用しながら本学独自で取り組むものなど、多様な形態があり次の4つに分類される。

①地域連携活動

前述した自治体・団体との連携協定に基づく活動

②生涯学習事業

地域に根ざす大学として教育研究活動による「知の集積」を地域へ還元する活動

③地域における教育活動

学生が地域で学ぶ環境を整え、自治体や企業との関わりのなかで行う教育活動

④地域貢献活動

地域のニーズに応じて大学の保有する知的・物的資産や人材を活用する活動

①地域連携活動

熊本市と共催する「肥後創成塾」は、地域経済の発展と中小企業を支える人材の育成を図り、ひいては中小企業の活性化や成長に寄与するための経営者を育成するための塾として2012（平成24）年度から開講している。実施に際しては、熊本市と本学の構成員による「肥後創成塾実行委員会」（資料 9-6）を組織し、熊本市経済における課題や受講生の要望等を反映することで、毎年実施内容の改善が図られている。2020（令和2）年度は、若者の創業機運の活性化を促すことから、雇用の拡大・地域経済の活性化を図ることを事業効果として設定し、地域の大学生・専門学生を中心とした29歳以下を対象とする起業スクール形式で開講した（資料 9-7、資料 9-8）。

人吉市、中小企業大学校人吉校との共催による「ひとよし花まる学園大学」は、人吉市と近郊の市町村在住者を受講対象に、地域特性を生かしたオリジナル性のある深い学びの提供を目的として開講するもので、本学の教員をはじめ、人吉市関係者、同市をフィールドとする研究者などが講師を務める。実施に際しては、人吉市、中小企業大学校人吉校、本学の構成員から成る「ひとよし花まる学園大学実行委員会」を組織し、事業内容が適正かを精査するとともに、実施年度ごとのテーマ設定や講師選定を行っている。2019（令和元）年度は、「とことん歴史学」、「『現代』を読み解く」の2テーマで開講し、本学は「『現代』を読み解く」の全4回の講座に講師を派遣した（資料 9-9）。

美里町が主催する「ICT人材育成事業」においては、同町との包括連携協定に基づき事業の実施に関する業務委託契約を締結し、2017（平成29）年度から「みさと情報案内人講座」の実施を受託している。同講座は、同町の地域住民の情報化を推進するとともに情報発信力を高め、地域の活力向上を図ること等を目的とするものである。同町の高齢者を対象に、スマートフォンやタブレット端末の使い方、セキュリティ対策、防災・減災情報の入手方法な

どを教える講座として、経済学部経済学科 境章教授（専門 情報科学）及びそのゼミ生が講師を務めている（資料 9-10）。

2019（令和元）年度にスタートした商学部の「くまもと未来創造科目」は、地域の企業が抱える課題解決や、業績向上につながる新製品・サービスの開発を「商学」の視点から考えるカリキュラムとして、県内の複数の企業・団体と連携してゲスト講義やフィールドワーク、課題解決型学習（Project Based Learning：PBL）を展開している（後述〔③地域における教育活動〕で詳細を紹介）。このうち、包括連携協定を締結している熊本県工業連合会とは、「くまもと未来創造科目」における科目「ものづくり経営学」において、ものづくり企業の経営について理解を深めるとともに、社会における役割や提供する価値の重要性について気づきを得てもらうことを狙いとした加盟企業によるゲスト講義を実施している（資料 9-11、資料 9-12）。また、同じく連携協定を結んでいる株式会社アスリートクラブ熊本は、Jリーグ3部「ロアッソ熊本」を運営しており、「くまもと未来創造科目」における「地域とスポーツビジネス」の授業へのゲスト講師派遣やチームの課題解決を学生とともに考えるPBL等を実施している。2019（令和元）年に取り組んだ「ロアッソホーム戦集客イベント」では、年代別客層の中で動員の少ない20代前後の若者をターゲットとして集客を図るという課題に対し、学生がVR体験やフォトブースの設置、チームメンバーの人気投票や学生限定チケットの販売などを企画・実施した。以降も、チーム幹部と観客動員数増に向けた意見交換などを継続し、連携体制をもとにした活発な活動を行っている（資料 9-13）。

また、同社が地域の子ども達を対象に開く「ロアッソ熊本サッカースクール」の実施に際して、大学グラウンドを会場として提供するなどの連携も行っている。

熊本県中小企業家同友会と本学付属産業経営研究所は、地域の産業発展に寄与することを目的として四半期ごとに同友会会員（約800社）を対象とした景況調査を実施し、結果を公表している。また、2017（平成29）年度以降は、2016（平成28）年に発生した熊本地震からの復興状況を把握するため、事業継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の策定状況や保険加入状況についての「震災アンケート調査」を継続して実施しており、報道機関等を通じて地域への情報提供を行っている（資料 9-14）。さらに、商学部の「くまもと未来創造科目」における科目「事業承継論」で同会会員企業の経営者によるゲスト講義を行うなどの活動も実施している（資料 9-15）。

自治体や団体、その他機関と締結した広範囲の事業を対象とする包括的な連携協定は前述の「包括的連携協定提携先」に記載しているが、その他にも特定の事業のために学外の機関と協定を結び、取り組んでいる活動もある。その直近の事例として、2021（令和3）年10月に熊本市都市政策研究所と本学の産業経営研究所が締結した「地域間産業連関分析に係る共同研究」についての連携協定がある。両研究所間の連携を図り、地域間産業連関表の作成とその応用分析など、産業間の相互依存関係を踏まえた地域経済に資する研究に取り組むこととなった。この研究成果は学会や研究会で報告するとともに産業経営研究所のウェブサイトでも公開する予定である（資料 9-16）。

②生涯学習事業

本学が主催する生涯学習事業としては、公開講座のほか、本学付属の研究所が主催する市民講座やセミナー、連携先の団体からの受託事業等がある。

公開講座「DO がくもん」は、本学と熊本日日新聞社の共催で「広く地域社会に生涯学習の機会を提供すること」を目的として1992（平成4）年から開講している。社会の第一線で活躍する各界のエキスパートや著名人を講師に迎えた講演会を年間3回開催しており、これまでの参加者は延べ13,000人を超える。地元紙と共催であることの強みを生かし、幅広い層からの参加を促すとともに、同紙の紙面で講演内容の再録記事を掲載することで、さらに多くの地域住民に学習の機会を提供している（資料9-17）。

「春期・秋期公開講座」は、社会の情報化や国際化が進むなか、個人の生涯にわたる学習が時代のニーズとして顕著に現れてきたことを受け、開かれた大学として社会とのつながりを強めることを目的として1991（平成3）年に「熊本商大公開講座」としてスタートした。1994（平成6）年以降は「春期・秋期公開講座」の名称で開催しており、一般の方を対象に政治・経済から文化、芸術、教育、歴史まで毎回タイムリーなテーマを設定し、本学の教員が中心となって講師を務めている（資料9-18）。

2017（平成29）年には、本学の知の財産を地域に還元し、社会一般の教養の啓発を目的とした「クマガク公開講座WEEK」を新設した。教養系・語学系・ビジネス系など、多種多様な講座を開講した。講座は1コマ60分で一人何講座でも受講できる形式とし、10代から90代まで幅広い年齢層から参加を得ている（資料9-19）。

本学付属の産業経営研究所、海外事情研究所、社会福祉研究所においては、定例の研究会やシンポジウムを一般市民も参加可能な形式で開催しており、地域に向けた研究成果の還元の機会となっている（資料9-20、資料9-21、資料9-22）。

産業経営研究所では、2018（平成30）年より熊本県からの受託事業として「熊本イノベーションスクール次代舎」を開講している。企業の次代を担う若手経営者や幹部候補を対象に、気鋭の講師陣による講義と演習を通じてイノベーションの基礎力を養う事業創造の学びの場となっており、地域の創業機運の醸成に寄与している（資料9-23）。

水俣学研究センターでは、社会福祉学部で開設する「水俣学講義」を一般参加者に開放するとともにライブ配信を実施している（資料9-24）。水俣病の患者自身はもちろん、さまざまな形で水俣病と関わった研究者、行政関係者、支援者、市民、写真家、作家など多岐にわたる顔ぶれを講師に招き、水俣病事件をさまざまな視点から捉える学びの機会として提供している。このほか、地域住民を対象とした公開講座やセミナー、シンポジウムも年間を通して開催している（資料9-25）。

また、生涯学習を推進するにあたっては、社会人の多様な学習のニーズに対応していくことが不可欠である。学部・大学院では科目等履修生制度を設け、社会人を積極的に受け入れている。また仕事を持ちながら夜間に学ぶ学生の受け皿として社会福祉学部第二部があり、学びを支援する制度として社会人・有職者特別入試、有職者奨学金や実習免除制度を設けている。さらに大学院では、長期履修生制度、夜間・週末授業の導入により、院生の経済的負担の軽減や仕事と学業の両立を支援している。そのほか、一般訓練給付制度の認定を受けており、修士課程および専門職学位課程がその指定講座であることをパンフレットや入試説明会で案内するなど周知に努めている（資料1-19【ウェブ】）。

③地域における教育活動

本学では、地域連携を大学の教育研究活動と連動させ、地域社会に貢献する人材の育成に

取り組んでいる。なかでも、学生が企業や自治体に足を運び、現場での体験を通じて新たな気づきや着想を得るフィールドワークを重視している。各学部・学科においてさまざまな形で実施しているが、以下に代表的なものを記述する。

商学部の「くまもと未来創造科目」では、各科目で県内の企業・団体の協力を受け、ビジネスに直結した学びが得られるようカリキュラムを設計している。「地域とスポーツビジネス」では県内を拠点にプロリーグで活動するサッカークラブやバスケットボールクラブ、「地域とフードビジネス」では熊本の農産物をブランド化し、海外展開している外食産業（資料 9-26）、「地域と金融」では地元銀行・信用協会（資料 9-27）、「地域と流通」では百貨店（資料 9-28）と連携し、ゲスト講義やフィールドワーク、課題解決型学習（PBL）等を通して、地域特性を踏まえた企業活動・経済活動をマーケティングやマネジメントの視点から学ぶことができる。

商学部ホスピタリティ・マネジメント学科では、熊本市や企業などで組織する TGC 熊本推進委員会に協力し、全国規模のファッションイベント「TGC in KUMAMOTO 2019 by 東京ガールズコレクション」において、ファッションモデルなどの出演者にふるまうケータリングメニューの開発を行った。熊本県の PR 促進を狙いとして、企業とともに検討を重ね、熊本県産の農水産物を使ったオリジナルメニューを完成させた。2020（令和 2）年にも熊本で開催が予定されていた同イベントでケータリングメニューの提供を予定していたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大により中止となったため、時期を変更して「くまもと復興映画祭 2021」の出演者・関係者向けに提供を行うことで成果発表の場とした（資料 9-29）。

経済学部経済学科の境章教授（専門 情報科学）のゼミでは、熊本市西区池上校区の地域おこしグループ「味生池（あじうのいけ）周辺エリア振興協議会」とともに、2019（令和元）年から地域活性化をめざすプロジェクトをスタートした（資料 9-30）。ゼミ生が同区に赴き、地元の農家などから地域の魅力についてヒアリングを重ねた。同区では鳥獣被害が課題となっていたことから、境ゼミでは野生鳥獣肉をジビエとして活用することを提言し、特産品のネーブルを使用し、ジビエを美味しく味わえる商品（焼き肉のたれ『味生池 龍伝説のたれ』）の開発を行った。製造は、熊本市の調味料製造会社（株式会社クマショク産業）に委託し、2020（令和 2）年 2 月に一般向け販売を開始し、産学官連携による事業が実現した（資料 9-31）。

社会福祉学部第一部社会福祉学科では、主に初年次の学生を対象とした「社会福祉入門」の授業で、美里町におけるフィールドワークを取り入れている。地域で暮らす人たちの生活に触れ、生活課題・地域問題など社会福祉の現状や課題について学ぶことを目的とするもので、毎年 100 名程度の学生が参加している。美里町社会福祉協議会、同町民生委員・食生活改善委員の協力を得て、高齢者が暮らす世帯をグループに分かれて訪問し、生活環境や健康に関わることなどについて聞き取り調査を行っている。後日、学修成果を地域住民に向けて報告する機会を設けるなど、継続した関わりの中からさまざまな気づきを得る機会となっている（資料 9-32、資料 9-33）。

社会福祉学部子ども家庭福祉学科では、「保育表現研究」の授業の一環として、独自イベント「げんきっずフェスティバル」を開催している（資料 9-34）。子ども達との関わり方を研究する中で、人形劇やあそびの空間、親子体操などを含む催しとして企画し、地域の子ども達や子育て家庭などを招いて学びの成果を披露している。地域の幼稚園・保育所などにも

参加を呼びかけ、例年 1,000 名程度の参加を得ている。

④地域貢献活動

本学は創立以来、地域の要請を受けて、大学の有する知的・物的資産や人材の活用を積極的に行ってきたが、第 1 次中期経営計画及び第 2 次中期経営計画に掲げた将来像をめざして、今後もより一層人の集う学びの場としてキャンパスを地域に開放する取組みに力を入れていく。

2016（平成 28）年に発生した熊本地震では、発生直後から避難所を開設し、ピーク時には約 760 名の地域住民をキャンパスに受け入れた。なかでもバリアフリー完備の 14 号館高橋守雄記念ホールでは、一般の地域住民とともにしょうがい者や高齢者など「災害弱者」とされる方を多数受け入れ、インクルーシブ（包括的）な支援を行った。学生ボランティア、教職員、学内外から集まった介護・医療の専門家らが一体となり 24 時間体制の避難所を維持した独自の取り組みは「熊本学園モデル」として、これからの避難所運営の在り方を示すひとつの指標として多くのメディアにも取り上げられ注目を集めた。この一連の取組みは、当時の対応日誌や記録、市民の声などを収録した『平成 28 年熊本地震 大学避難所 45 日 障がい者を受け入れた熊本学園大学震災避難所運営の記録』（発行 熊本日新聞社）として一冊の本にまとめられている（資料 9-35、資料 9-36）。

災害復旧及び復興支援については、学生ボランティアや教職員がさまざまな形で活動に取り組んでおり、その活動を継続して支援することを目的として、2017（平成 29）年にボランティアセンターを設置した（資料 9-37【ウェブ】）。学生によるボランティア活動は以降も活発に続いており、センターでは地域からの要請に応じてボランティアの派遣等のコーディネートを行っている（資料 3-35）。また、2020（令和 2）年に熊本県人吉・球磨地方が甚大な被害を受けた令和 2 年 7 月豪雨災害では、多くの学生ボランティアが復旧作業に当たったほか（資料 9-38、資料 9-39）、社会福祉学部第一部社会福祉学科の高林秀明教授（専門 地域福祉論）のゼミ生を中心とする「社会福祉災害学生ボランティアグループ」などをつくる実行委員会が、被災地のみなし仮設住宅で暮らす被災者のための交流会「つながる広場」を企画・実施した（資料 9-40、資料 9-41）。このほか、子どもの居場所づくりや学習支援、被災者同士の交流など様々な活動趣旨を持って設立された学生有志のボランティア団体が各地で支援活動を続けている。

商学部経営学科の堤豊教授（専門 情報工学）のゼミを中心に県内 4 大学の学生でつくるサイバー防犯ボランティア「KC3（熊本サイバースリー）」は、一般社団法人熊本県サイバーセキュリティ推進協議会・熊本県警察本部サイバー犯罪対策課と連携し、インターネット上の犯罪行為を発見・通報する「サイバーパトロール」や、小中学生等を対象とした防犯啓発の講話、シニア向けスマホ講座などの活動を行っている。2020（令和 2）年には、薬物や児童ポルノなどの違法有害情報、地震などの大規模災害時のデマ情報の通報等、サイバー空間における犯罪被害防止に大きく貢献したことが評価され「令和 2 年安全安心なまちづくり関係功労者表彰」で内閣総理大臣賞を受賞した（資料 9-42）。

2020（令和 2）年には、スポーツを通じて地域創造に貢献し、地域の子どものためのスポーツ活動を支援することを目的として「熊本学園ジュニアスポーツクラブ」を開設した（資料 9-43）。「ソフトテニス」と「新体操」の 2 競技で開設し（資料 9-44、資料 9-45）、対象をソ

フトテニスは小学生から中学生まで、新体操は園児から小学生までとしている。指導には競技経験者の教職員および学外指導者があたっている。両競技とも、初年度から定員を超える入会希望者が集まり、子どものスポーツ活動に対するニーズの高さが伺える。異なる年代の子ども達がスポーツを通して触れ合い、互いに高め合う機会となることが期待されている。

このほか、自治体や団体からの委嘱による各種委員会等への委員就任、市民講座等への講師派遣の要請に応じるなど、各専門分野における教職員の知見を活かした地域貢献にも積極的に取り組んでいる。

3. 地域交流、国際交流事業への参加

地域交流事業については前述したとおり、教育研究活動の推進の具体例として記載したものもあるが、これまで地域交流事業として「大学コンソーシアム熊本」の活動を通じて参加してきたものもある。特に熊本市の夏祭り「火の国まつり おてもやん総おどり」への参加、熊本市民の憩いの場である江津湖の清掃作業「夏の江津湖湧水清掃」への参加が挙げられる（資料 9-46）。また秋には大学の学園祭「託麻祭」を開催し、老若男女たくさんの来訪者を迎えることで、地域との交流を図ってきた。

また、国際交流事業では、社会連携・社会貢献の方針のひとつを「グローバル人材を育成し、地域の国際化及び多文化共生社会実現へ貢献する。」と定めており、この具体的な取り組みとして、「外国人留学生弁論大会」の開催がある。本学に在籍する外国人留学生の日本語運用能力の向上を図るとともに日本人との相互理解を深めることを目的として、1991（平成 3）年から実施している。30 余年続く本事業は、今日まで熊本県内唯一の日本語による弁論大会である。地域社会に公開するなかで、来場した聴衆者の投票で選ばれるオーディエンス賞を設けるなど、学内の国際化を推進するとともに、地域住民と外国人留学生との交流や相互理解を推進するうえで大きな役割を果たしている。また、弁論大会開催の新聞報道を通じ、民間団体より留学生の成果に対し、表彰を以って支援したいとの申し出があるなど、これも社会からの評価のひとつといえる（資料 9-47）。

その他の具体的な取り組みとして、2018（平成 30）年から熊本県球磨郡山江村の小学校・中学校への本学在籍の外国人留学生の派遣がある。同村からの要請によるもので、児童、生徒らが外国人留学生との交流を通じて、多様な文化や言葉を知り、国際的な視野や価値観を広げることを目的としたものである。このほか、本学の付属幼稚園でのクリスマスイベントへの参加、付属中学校の総合学習での講義・交流、大学近隣の熊本市立託麻原小学校国際交流クラブとの交流会、宮崎県五ヶ瀬町立小学校（3 校）訪問団児童との交流、訪日外国人を受け入れる地元商店街会議や企業・団体からの講師依頼など、地域の要請に応じて外国人留学生を派遣し、多文化共生社会実現を目指した活動と位置付けている（資料 9-48）。

さらに外務省のキズナ強化プロジェクト（KIZUNA）や対日理解促進交流プログラム（JENESYS）を積極的に受け入れることで、海外留学経験の如何を問わず本学学生にとっては、キャンパスに居ながらにして実現できる国際交流としての機会を創出し、大学としては、国際交流、異文化理解への社会貢献の一助となる役割を果たすことができたと認識している。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

本学では、毎年自己点検・評価を行っており、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質が保証されるしくみを構築している。

地域連携関連では、地域との連携活動について、より計画的、組織的な取り組みの実施が指摘されているが、自治体や地域社会との連携事業、講座開講や新規事業への対応等については、地域連携センター運営委員会で協議を行い、活動に反映させている。ここ数年のコロナウイルス感染症感染拡大の影響もあり、対外的な活動は自粛せざるを得ないが、感染予防を図りながら改善指示に従う活動の展開を模索している。

国際交流関連では、年2回開催する国際化推進会議（資料7-7、資料9-49）において、「熊本学園大学国際化ビジョン」実現のためのプロジェクトの実施状況及び目標達成の進捗状況を把握し、確認を行っている。また、国際交流委員会及び国際教育課では国際交流プログラムにおける地域連携・社会貢献活動の充実について毎年検討し、改善を行っている（資料7-8、資料9-50）。

2. 点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価に基づく取り組みの改善・向上を図るなかで、地域連携関係では従来から個々の教員レベルや学部・学科単位で、地域やNPO、市民団体と連携し地域のさまざまな課題に取り組んできた地域貢献活動を集約するとともに、地域社会からのニーズに迅速に対応できるよう、2017（平成29）年4月に地域連携センターを創設した。地域連携活動に関する相談の受付窓口を一本化し、スムーズな実施体制の整備やコーディネート、より一層の活動の効率化、活性化を目的として運営を行っている。

また国際交流関連では2017（平成29）年、大学に要請される国際化の高度化に対応するため、学長を議長とし、担当副学長、教務部長、各学部長、国際交流委員長などで構成し、全学的事項を協議する機関として国際化推進会議を設立した。国際化推進会議において方針を策定し、国際交流委員会が実現に向け具体的に検討・実施することで、本学の国際化推進の体制をより強固なものとした。

本学は国際化ビジョンにおいて「地域に貢献し、世界で活躍できるグローバル人材を育成する大学」と設定し、3つの目標に①学内の国際化、②学生の海外留学の促進、③海外大学等との連携を掲げ、それぞれの数値目標を定め、ウェブサイトにて公表している（資料7-6【ウェブ】）。

このほか、国際化ビジョンに基づき、本学ウェブサイトにおいて英語、中国語、韓国語の多言語サイトを展開している。英語や中国語のサイトを設けている大学は一般的だが、さらに韓国語を加えた3カ国・地域の言語で発信している大学は多くない（資料9-51【ウェブ】）。多言語による情報発信は、世界に開かれた大学として、外国人留学生の受け入れ拡大につな

げることができ、学内の国際化に寄与するとともに地域に貢献できるグローバル人材の育成・輩出につながることが期待される。

【2】 長所・特色

生涯学習事業として実施している公開講座「D0 がくもん」講演会や「春期・秋期公開講座」などは、30 年以上の長期にわたり広く地域に学びの機会を提供してきた実績がある。参加者を対象としたアンケートでは、8 割以上が講演会の内容に「満足」と回答しており、今後、講演を聴講したい講師の要望が多く寄せられるなど、地域住民からの満足度、期待度が高く、地域に開かれた大学として存在感を示すうえで大きな役割を果たしている（資料 9-52）。

熊本県内の企業・団体と連携して実施する「くまもと未来創造科目」、熊本県水俣市で公式確認された水俣病の負の遺産（失敗の経験）に学ぶ「水俣学」など、地域との深い関わりの中から得たネットワークや研究成果をいかして展開する本学ならではの教育活動を行っている。

平成 28 年の熊本地震被災後に「熊本学園モデル」として社会から高い注目を集めた避難所運営から、継続的に展開している教職員、学生ボランティアによる災害復旧支援活動や自治体等からの要請に応じた国際交流事業など、地域のニーズに応じた貢献活動に積極的に取り組んでいる。

【3】 問題点

従前からの課題でもあるが、社会連携、社会貢献活動の主体が教員個人、各学部、各ゼミ単位など個々に行われているため、活動の全容が把握できていない面がある。学外への情報発信を効果的に、より強化していくためにも、今後は各々の取組みに関する情報を収集、集約し、共有のうえ、全学的に活動を把握する必要がある。そのためには特に学部（教員）や広報室との連携強化を図る必要がある。

【4】 全体のまとめ

本学は、「地域と連携し、永続的に発展進化する未来志向の学園」を将来像に掲げ、熊本の社会とともに発展してきた熊本学園の伝統を継承しつつ、これまで以上に地域との連携を強めていくことを目指している。地域での存在感を維持、発展させるために、今後も教育研究、その成果の社会への還元を積極的に進めていくことが第一義である。それには連携先の各組織との接点を増やすことにより、関係性を深め、より積極的かつ発展的な活動を行うことが必要である。また、教員、学生、事務職員など、本学の構成員が教育研究活動によるフィールドワークや生涯学習の実施、地域支援のボランティア活動等によるさまざまな形で社会との連携、社会貢献、地域交流の活性化を図り推進することで、本学の存在感がより一層大きなものとなるよう取組みを強化したい。

大学の存立基盤の一つである地域社会との連携関係をより強固なものとするためにも、学内の地域貢献活動を把握・一元化し、対外的にアピールし、地域の新たなニーズに対応できる体制を構築する必要がある。地域連携センター事務室から業務を継承した学術文化課地域連携係の役割は極めて重要である。

大学の存在が地域に及ぼす影響、効果は大きい。教育・研究機関としての知財の還元、施設の開放、学生の集積による地域の活性化、消費活動による経済効果などさまざまな事情を考えた時に、大学を将来的に存続、充実させることが最大の地域貢献であることは疑いようのないところである。

以上のことから、本学は当該基準に照らして秀でた水準にあると考える。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

【1】現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

大学運営に関する方針

1. 少子化、グローバル化等による外部環境の変化に応じて機動的かつ効率的に対応するために、学長のリーダーシップのもと適切な大学運営に努める。
2. 大学の理念及び目的を具現化するために中期の経営計画を策定し、教育の充実と向上を図る。

熊本学園大学は、学校法人熊本学園が設置する4つの設置学校の一つとして、建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」に基づき、「学則」第1条の使命・目的（資料1-1【ウェブ】）を達成するため、上記の「大学運営に関する方針」（資料2-34【ウェブ】）を定めている。また、2020（令和2）年度に、2021～2025年度（令和3～7年度）の5ヵ年度間を対象期間とした「学校法人熊本学園 第2次中期経営計画（2021～2025年度）」を策定し、熊本学園が2025（令和7）年度にあるべき姿として、大学及び他の設置学校が共有する将来像を明示している（資料1-10）。

第2次中期経営計画においては、将来像を達成するために、本学園及び教職員が経営や業務遂行にあたり取るべき姿勢を「行動指針」として示した上で、各設置学校共通の戦略・戦略目標を定めた「中期計画」を置いた。それらを踏まえ、本学において具体的な行動の目標となる「設置校目標」を立てた上で「行動計画」を策定し、明示している（資料1-10）。

2. 学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

「大学運営に関する方針」については、本学ウェブサイトにて公表（資料2-34【ウェブ】）しており、また、第2次中期経営計画において学園の各設置学校が共有する「将来像」「行動指針」「中期計画」及び大学が策定する「行動計画」においては、教員に対しては教授会（資料10-1-1）、また、事務職員に対しては部課長会を通じて周知、説明を行っている（資料10-1-2）。特に、大学行動計画については、その作成過程において、教授会及び職員向け説明会を通じて原案作成依頼を行った。

2021（令和3）年2月末の理事会・評議員会において承認された後、「第2次中期経営計画に関する説明会」を実施し、説明会後に欠席者向けに説明動画を配信するなど、学内構成員への周知を図った（資料10-1-3）。さらに、大学ウェブサイトの教職員専用ページにおい

て、説明会資料、大学行動計画等、関係資料の共有を図っている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ①学長の選任方法と権限の明示
- ②役職者の選任方法と権限の明示
- ③学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ④教授会の役割の明確化
- ⑤学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ⑥教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ⑦学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

1. 適切な大学運営のための組織の整備

①学長の選任方法と権限の明示

学長候補者の資格は、「熊本学園大学学長選考規程」（資料 10-1-4）第 2 条に定められている。同規程に基づいて、学長候補推薦委員会が推薦した候補者から選挙により選出され、「熊本学園大学学長選任規程」（資料 10-1-5）により、理事会の決議を経て選任される。候補者推薦は、有権者である専任教員（教授会構成員）、専任事務職員の課長補佐以上及びその他専任事務職員から互選された 15 名の投票によるものであり、10 票以上の得票者が学長候補者名簿に登載される。この候補者の中から同じ有権者による選挙を行い、有効投票の過半数を得た者が学長候補者として選出される。学長の任期は 4 年、再選された場合の任期は 2 年で、引き続き通算 8 年を超えて在任することはできない。

学長の役割と権限については、「学校法人熊本学園組織運営規程」（資料 6-3）第 23 条に「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督し、大学を代表する。」と定めてあり、学長が大学の包括的責任者としての職務と権限を有しており、本学ではこれに則り権限を行使している。学長は、円滑な大学運営を行うために、教育研究評議会（資料 2-12）、学部長会（資料 10-1-6）、大学院委員会（資料 10-1-7）、教授会（資料 6-25）、研究科委員会（資料 10-1-8、資料 10-1-9、資料 10-1-10、資料 10-1-11、資料 6-27）に審議や意見の集約を求め、適切な意思決定に結び付けている。

人事に関わる学長の権限としては、副学長は学長が推薦し常任理事会が承認する（資料 10-1-12）他、研究科長、学部長他、教学役職員の任命権（資料 10-1-13）、教員の採用決定権が委ねられている（資料 6-26）。

②役職者の選任方法と権限の明示

学長の職務執行を支える体制として、副学長、学長室長を置き、学長のリーダーシップのもと、役割を分担しながら大学運営が行われている。

副学長の役割は、「学校法人熊本学園組織運営規程」第 26 条に「副学長は、学長を助け、

命を受けて校務をつかさどる。」と定められている。副学長の選考については、「熊本学園大学副学長に関する規程」(資料 10-1-12)により、学長が適任者を理事長に推薦し、常任理事会の承認を得て理事長が任命する。任期は原則として2年であり、再任を妨げない。現在は副学長3名体制で、学長裁定「副学長の職務の範囲について」(資料 10-1-14)により、それぞれの職務を担っている。

学長室長は、「熊本学園大学役職員選任規程」(資料 10-1-13)第12条により、学長が、教育研究評議会の意見を聴いたうえで、専任の教職員のうちから指名し、学長室長が専任教員の場合は学長が任命する。任期は副学長と同様に原則として2年であり、再任を妨げない。学長室長の役割は「学校法人熊本学園組織運営規程」第39条の5に「学長室長は、学長の諮問を受け、教育研究に関する調査分析および企画立案業務を掌理する。」と規定されており、学長のビジョンを具体化し、大学の将来構想を実現すべく、学長室企画会議において、適切な情報を提供し企画立案を行っている。

その他の役職者については、教務部長、学生部長の選出は、「熊本学園大学教務部長および学生部長選出規程」(資料 10-1-15)による全学部教授会構成員の選挙、研究科長は「熊本学園大学大学院研究科長の選出に関する内規」(資料 10-1-16)、「熊本学園大学専門職大学院研究科長の選出に関する内規」(資料 10-1-17)による各研究科委員会構成員による選出、学部長は各学部の教授会規程細則(資料 6-7、資料 6-8、資料 6-10)及び「熊本学園大学外国語学部役職選考に関する内規」(資料 10-1-18)によって、各学部教授会構成員による選出が行われており、いずれも構成員の意向を反映する適切な選考方法となっている。

③学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

学長の役割と権限については、「学校法人熊本学園組織運営規程」第23条に「学長は、校務をつかさどり、所属組織を統督し、大学を代表する。」と定めている。

学長の職務執行を支える体制として、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる副学長、学長の諮問を受け、教育研究に関する調査分析及び企画立案業務を掌理する学長室長を置き、学長の指示のもと役割を分担しながら大学運営が行われている。また、大学の教育研究に関する重要な事項を審議し、学長の意思決定を補佐する教育研究評議会、大学の教育研究の充実をはかり、大学の円滑な運営を推進するために学長の決定を補佐する学部長会、大学院の教育研究に関する重要事項について審議する大学院委員会、教育研究に関する事項を審議する教授会、大学院各研究科の教育研究に関する事項を審議する研究科委員会等を設け、学長の職務執行を支える体制を整備している(資料 6-3)。

④教授会の役割の明確化

教授会については、「学則(資料 1-1【ウェブ】)」第10条において、「学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。」として、「(1)学生の入学、編入学、転入学、再入学及び卒業、(2)学位の授与、(3)前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの、としているほか、教授会の権限及び運営については、「熊本学園大学教授会規程」(資料 6-25)や各学部の教授会規程細則(資料 6-7、資料 6-8、資料 6-9、資料 6-10)を設けて必要な事項を定めている。

大学院に関しても、「大学院学則（資料 1-2【ウェブ】）」第 46 条及び「専門職大学院学則（資料 1-3【ウェブ】）」第 42 条第 2 項において同様に定めており、教授会や研究科委員会（資料 10-1-8、資料 10-1-9、資料 10-1-10、資料 10-1-11、資料 6-27）の役割は明確となっている。

⑤学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

2015（平成 27）年 4 月の学校教育法の一部改正をふまえ、本学では「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものについて」を定める形で「学則」第 10 条を補完、強化しており、これをもって教授会は学長に対して意見を述べる役割であり、最終的な意思決定権者は学長であることが明確化されている（資料 10-1-19）。

⑥教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

法人組織は、理事会が予算、借入金及び基本財産の処分、事業計画、寄附行為等の主要規程の制定、改廃等を行うことに加え、学園の経営企画、人事、財務、管財、広報、ICT 環境の整備、収益事業等の業務を担う事務組織を配置している（資料 10-1-20）。

本学園の理事会は、理事長を代表とし、理事 17 名、監事 3 名（資料 1-17【ウェブ】）で構成され、その役割を「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」としている。法人本部には常任理事会を置き、理事会に提出する議案の審議並びに日常業務執行に必要な事項を審議する（資料 10-1-21）。併せて、大学の運営に関する重要な事項については、大学運営審議会を置き、理事長の諮問に応じる体制としている（資料 10-1-22）。

教学組織は、大学が行う教育、研究及び地域貢献に関する諸組織を配置し業務を遂行しており、常任理事会が掌る「学校法人熊本学園組織運営規程」（資料 6-3）に、学長・学部長等役職者や教授会等、大学の業務を遂行するにあたり必要な決定を行う諸機関の役割及び権限について、各規程を統括して表記している。

教授会は、「学則」第 10 条、教授会規程及び各学部の教授会規程細則に則り運営されている。同様に、研究科委員会は、「大学院学則」第 46 条、「専門職大学院学則」第 42 条及び各研究科委員会規程に則り運営される。

「学則」では、第 7 条において学長の役割を「大学の全ての校務をつかさどり、教職員を統督する。」とし、大学の代表として教学運営に関して責任を有することを明確にしている。同第 7 条の 3 では、学部長について「学部に関する校務をつかさどる。」と定め、教授会を招集し、教育課程の編成及び教員組織に関する事項などの学部運営に関して責任を有することを明確にしている。同様に、「大学院学則」第 41 条の 2 及び「専門職大学院学則」第 39 条において、研究科長は「研究科に関する校務をつかさどる。」と定め、研究科委員会を招集し、研究科の教学運営に関して審議し決定するとともに、責任を有することを明確にしている。

なお、「寄附行為」（資料 1-17【ウェブ】）第 8 条第 1 項第 1 号により、学長は学校法人の理事に選任され、同第 2 号により学長の推薦する教職員 2 名以上 3 名以内が理事に選任される。理事会と教学組織との十分な意思疎通を図るため、役員構成は大学の意向が適切に反映されるよう配慮している。これにより、理事会と教学の各々のガバナンスの両立を担保している。

⑦学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見を把握する方法として、本学では熊本学園大学大学生活の充実・発展に関する運営協議会（資料 7-85）（以下、「運営協議会」）ならびに、熊本学園大学福利厚生運営委員会（資料 7-86）（以下、「福利厚生運営委員会」）の開催、「しょうがいのある学生との懇談会」、「学生生活実態調査」（資料 10-1-23）の実施等が挙げられる。

運営協議会は、例年 3 月ごろに開催され、大学及び学生生活に密接な関係を有する諸問題について協議することによって、本学及び学生生活の充実発展に資することを目的としている。構成メンバーは、学生 14 名、専任教員 6 名、専任職員 7 名である。開催にあたっては、事前に学生側が大学側へ要望を提出し、要望を受けた大学側は、要望に関連する部署と情報共有を行い、回答を作成する。会議では学生部長や事務局長などが回答を行い、学生側と大学側との意見交換が行われる。これまで学内の無線 LAN 環境の拡充や、トイレ施設改修など多くの要望が出され、キャンパス環境の改善に役立ってきた（資料 7-87）。

また、福利厚生運営委員会については、前述の運営協議会とほぼ同じ時期にほぼ同じ構成メンバーで開催されるが、福利厚生施設の管理運営及び厚生事業について協議し、その充実発展に寄与する事、特に学生食堂など学生の福利厚生にかかわる事柄について議論がなされている。こちら、開催にあたっては、学生側から大学へ事前に要望が提出され、会議の席上で大学側から回答がなされ、活発な意見交換がなされている。

しょうがいのある学生との懇談会とは、年 1 回、しょうがい等のある学生（10 名程度）が大学側（学長をはじめとする大学関係者（25 名程度））の前で、直接、大学生活を送る上で改善・要望等、意見を言える場である。しょうがいの有無に関わらず、教育の機会を均等に保障していくことを目的とした取組みの 1 つである。懇談会開催にあたっては、事前にしょうがい等のある学生の意見や要望を聴取し、関連部署等へ情報提供の上、懇談会で意見交換を行う。しょうがい等のある学生からのより具体的な意見や要望を受けて、施設等の物理的環境の整備や充実した修学支援の提供に繋がっている。懇談会での意見交換の内容については、教授会においても報告され、全学的なしょうがい学生支援体制の構築に向けた情報共有を行っている（資料 7-88）。

学生生活実態調査については、5 年に 1 回の頻度で全学生を対象に実施しており、直近では 2019（令和元）年度に実施した。調査項目は、学生の生活状況や学習環境の調査などの他に、大学への意見や要望が含まれており、在学生約 5,000 名のうち、半数近い約 2,500 名から回答を得た。アンケート結果は冊子にまとめられ、学生部委員会、学部長会に報告され、情報の共有がなされた（資料 10-1-23）。今回の調査では、学生食堂の改善について多くの意見・要望が出されており、福利厚生運営委員会でも学生食堂について度々要望が出されていたため、それに応える形で 2021（令和 3）年度に学生食堂の改修工事を実施した。

このほか、学生が参加し、意見・要望を言える場として熊本学園大学西合志研修所運営委員会（資料 7-90）、熊本学園大学学生会館管理運営委員会（資料 7-91）、熊本学園大学体育施設管理運営委員会（資料 3-31）、熊本学園大学学生寮委員会（資料 7-92）があり、年に 1～2 回、または必要に応じて開催され、各委員会で要望等が出れば、関係部署と調整し、対応を検討する体制をとっている。

教職員からの意見については、「寄附行為」第 17 条第 3 項(1)に、「この法人の教職員のうちから選任された者 6 名以上 11 名以内」による評議員として、8 名の大学教員、2 名の職員を選出しており、これら評議員は、同「寄附行為」第 22 条に基づき、評議員会において、事業計画、予算の決定、事業に関する中期的な計画等についての意見を述べることができる。

さらに、事務職員については、定期的実施している課員面談の際に面談シートの提出を

求めているが、そのなかで所属部署に関わる課題、改善案を自由記述として意見を述べることができるようにしている。提出された意見は、課員と所属長との面談、所属長と事務局長の面談を通して共有するとともに、課題解決や改善につながるように努めている。

2. 適切な危機管理対策の実施

本学は発生する危機に迅速かつ的確に対応するため、危機管理体制及びその他基本事項を定め、本学の学生、教職員の安全確保を図り、社会的責任を果たすことを目的として、危機管理委員会（資料 2-11）を置いている。委員長を学長とし、自然災害、火災、重大な事件・事故、重篤な感染症等を扱い重要事項の審議を行い、迅速に対応できる体制を整えている。

2016（平成 28）年の熊本地震では、前震が起きた 4 月 14 日翌朝に第 1 回危機管理委員会を開催した。本震が発生した 16 日には第 2 回の同委員会を開催し、4 月 21 日に「熊本学園大学危機管理規程（資料 2-11）」第 8 条第 2 項に基づき対策本部を設置して、安否確認、施設復旧、学生支援、授業再開準備などの対応を行った（資料 10-1-24）。また、帰宅困難者を受け入れる避難所を自主的に開設し、多くのしょうがい者や高齢者、ペット同伴者など断ることなく受け入れ、この活動はのちに「熊本学園モデル」と呼ばれる（資料 10-1-25）。このような避難所運営の経験から、地震後に備蓄倉庫を設置し、帰宅困難者への対応のため非常食、飲料水、生活必需品等を備えている（資料 10-1-26）。

教育環境面では、一部の校舎（1・2・3 号館）は熊本地震により解体せざるを得なくなり、その跡地に新築した校舎の「新 1 号館 みらい」には、車椅子のまま避難できるスロープを設置し、しょうがいを持つ学生への配慮を行っている（資料 10-1-27）。

熊本地震を教訓に、2016（平成 28）年 5 月に災害時の危機管理態勢を強化するために全学態勢で避難訓練を実施し、その後も年に 1 度、学生、教職員全員が参加するかたちで避難訓練実施をしている（資料 10-1-28）。

新型コロナウイルス感染症への本学の対応については、「熊本学園大学危機管理委員会規程」第 8 条第 2 項に基づき対策本部を設置して、第 1 回会議を 2020（令和 2）年 3 月 23 日に開催し、これまで通算 164 回（令和 4 年 2 月 25 日現在・毎週水曜日）開催しており、学生教職員等の安心・安全を第一に感染対策に努めている（資料 10-1-29）。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

①内部統制等

②予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

1. 予算執行プロセスの明確性及び透明性

①内部統制等

②予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成は、中期経営計画に基づき、収支見通し、施設設備計画、ICT 計画、入試状況など踏まえ、常任理事会で基本方針（資料 10-1-30）を策定し、その基本方針に基づき予算大綱を定める。その後、予算単位の長である研究科長、学部長、研究所長、事務局の管理職な

どに対して、基本方針、予算大綱の説明を行うことにより学内に周知している。予算単位ごとに基本方針に基づいて予算原案を作成し、経理課に提出する。予算原案を経理課で整理し、学園内理事を中心としたメンバーでヒアリングを実施し、必要性、重要性、適切性などを検証し、常任理事会で審議した後、評議員会の意見を聞き、理事会で最終決定している。決定した予算は、予算単位ごとに決定通知の配付とシステムに反映することにより周知している。

予算執行は、「学校法人熊本学園経理規程」（資料 10-1-31）の予算執行手続きに基づいて行われている。執行金額により決裁権者を定めており、稟議決裁により執行している。また、「学校法人熊本学園経理規程」において、案件が 100 万円以上であれば 3 社以上の見積合わせが必要であることを定めている。予算執行はシステム化しているため、起票時点で予算残高のチェックができるようになっている。伝票は予算単位の長が承認のうえ最終的に経理課へ提出し、伝票及び証憑書類の内容が適正であるか、勘定科目、金額等を確認し支払いを行っている。予算単位の長は、執行状況を把握するとともに、予算と実績との比較検討を行い、予算の範囲内で最も経済的かつ効率的な執行となっているか確認をしている。

このような予算執行をはじめとする内部統制を確かなものとするため、理事長のもとに内部監査室を置き、学園の業務全般についての執行状況を自律的に検証し、不正・誤謬の防止や適正な業務執行を促している。その他、監査法人と監事とも連携して監査を実施している。

予算執行に伴う効果を分析し検証するしくみとして、予算編成時に、経理課、総務部長及び事務局長等を中心に前年度の予算執行状況を確認し査定を行ったうえで予算原案を作成し、常任理事会において審議することになっている。新規の案件であれば「事業評価シート（資料 10-1-32）」の提出を義務化し、予算執行後の評価を確認している。その他、必要に応じて予算単位ごとにヒアリングを実施することで、予算執行に係る PDCA サイクルを稼働させている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ①職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ②業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ③教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ④人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

1. 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

①職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

学校運営を取り巻く環境の変化の中、指揮系統を明確にして情報と経験を共有し、的確かつ迅速に諸課題に取り組めるよう、本学の事務組織は、総務部（企画課、総務課、秘書室、人事課、経理課、管財課）、教学部（教務課、大学院事務室、情報教育課、国際教育課）、学生部（学生課、インクルーシブ学生支援センター事務室、就職課）、学術文化部（学術文化

課、図書情報課)の4部体制と事務局長直轄のICT統括室、広報室、入試課、また事務組織に属さない独立の内部監査室で構成されている(資料10-1-33)。すべての事務組織は「学校法人熊本学園事務分掌規程」(資料10-1-20)及び「熊本学園大学事務組織分掌規程」(資料10-1-34)によって定められた事務分掌により、その事務機能を分担しており、付属施設(図書館、研究所、センター等)の事務についても、関連部署が担当している。各部署の業務内容や、その業務に必要とされる人材の適性やスキルとを照らし合わせながら、定期的な人事異動を通して適正な人員構成と配置を行い、すべての部署には課長以上の管理職を配置し、これを事務局長が統括している。さらに、事務局長は、理事として理事会での議決権を有し本学園の経営に参画している。

職員の採用は、退職予定者数と組織構成に基づいて、常任理事会で採用枠の承認を経た後、「熊本学園大学部課長会規程」(資料10-1-35)により、部課長会で採用スケジュール・選考方法を決定し公募している。応募者の選考は部課長会の構成員である管理職者が中心に行い、応募書類、小論文等の筆記試験、面接、適正検査等の評価を総合的に判定し、採用候補者を部課長会で選定後、常任理事会において採用内定者として決定している。

業務の多様化に対応するため、近年は、専門的な知識や他業種勤務経験を有し、即戦力となる中途採用者の割合が増えたが、職員の年齢構成を考慮しながら、適宜、新卒採用を行っている。

昇格に関しては、経験年数、在級期間等の人事データをもとに勤務実績等を総合的に評価し、常任理事会の審議を経て決定している。事務職員を対象とした人事評価制度の導入は急務であり、その推進に向けて具体的な取組みを始めている。

②業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

業務内容の多様化と専門化に対応する職員体制とするために、教学部門においては教育センター(教育・学習支援室)、学生部門においては就職相談室に元高等学校長や一般企業の定年退職者等の経験豊富な人材を嘱託職員として採用し、学生の修学・就職支援の強化を図っている。

2016(平成28)年4月に設置したインクルーシブ学生支援センターには、しょうがい学生支援室、なんでも相談室、保健室を置き、キャンパスソーシャルワーカー、臨床心理士、司法書士、保健師、看護師等、専門知識を持った職員(専任・非常勤)が、しょうがいのある学生等の修学支援、学生相談、学生の保健管理に関する専門的業務を行い、連携して支援をしている。また、ボランティアセンターには、学生等によるボランティア活動を推進するため、専門的知識を有するボランティアコーディネーターを配置している。

その他の部署においても人材の育成並びに専門職員を活用しながら、最適な職員体制、人員配置を行っている。

③教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)

本学においては、学長をはじめ、教員から選出される副学長、教務部長や学生部長、各研究科長、学部長、センター長等と各事務担当部署とが連携して、教学運営及び大学運営の方針のもと、課題を共有し具体的な取組みに向けた方策の検討を行っている。

教学運営に関しては、「学校法人熊本学園組織運営規程」(資料6-3)第53条に定める学

部長会、国際交流委員会、学生部委員会等の協議・審議機関や、大学院の重要事項を審議する大学院委員会等の各会議及び委員会に事務職員の管理職者が参画しており、本学における意思決定プロセスの一端を担っている。

また、専任の事務職員で構成される事務職員会は、職員の資質の向上、円滑な事務の遂行、管理運営への協力を通じて本学の発展に寄与することを目的に組織されており、「熊本学園大学事務職員会規程」（資料 10-1-36）第 4 条第 1 項第 3 号において、「本学の管理運営に必要な事項の調査、研究」をその事業の一つに挙げている。運営の主体である常任委員会を中心に、全事務職員が情報を共有し、学内の教学、管理を問わず課題の解決のための検討にあたるしくみとなっている。

④人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善に向けては、2019（令和元）年度から新しい人事制度の検討を行っているが、制度導入には至っていない。第 2 次中期経営計画の法人部門の行動計画の取組みのひとつに「職員の能力を向上させる仕組みの構築」を掲げており、その中で人事評価制度についても検討するとしている。

現在は人事評価を行っていないものの、所属長は課員の育成を目的とした面談を年に 2 回程度行い、半期の振り返りを含めた自己点検・評価、個人のキャリアデザイン等を確認し、個人及び所属部署の目標設定や業務改善について所属長とともに考えることにより、課員の意欲・資質の向上につなげられるよう取り組んでいる（資料 10-1-37）。また、事務局長は所属長との面談を行い、各部署の業務計画の進捗状況や課題、目標及び課員との面談結果等をヒアリングするとともに、管理職としての役割や事務局が定める目標を確認し、事務局が一体となって学園・大学運営に取り組むべく体制を整えている。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

2017（平成 29）年度の大学設置基準の改正による SD 義務化以降、学長を委員長とする「熊本学園大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」（資料 6-32）が、「教職員に求める能力（資料 10-1-38【ウェブ】）」に基づき、全教職員向けの FD・SD 企画として各種研究会・講演会の企画を行い、大学全体として組織的に取り組んでいる（資料 10-1-39）。2017（平成 29）年度は「高等教育機関における障害学生支援と合理的配慮」、2018（平成 30）年度は「求められる内部質保証とその実践（第 3 期認証評価の視点から）」、2019（令和元）年度は「第 3 期の大学評価と点検・評価のポイント」として、第 3 期大学評価で重視される内部質保証システムの有効性について教職員の共通認識を形成した。

これ以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための各種対策を講じたことに関連し、2020（令和 2）年度は遠隔授業の実施に関し、情報セキュリティの重要性の再認識を目的とした「情報セキュリティについて」、2021（令和 3）年度は、新型コロナウイルス感染症に関する最新の正しい知識の習得と学内でクラスターを発生させないための感染予防対策について理解を深め、学生支援能力をさらに向上させることを目的とした「新型コロナウイ

ルス感染症の対策」を実施した。なお、2020（令和2）年度と2021（令和3）年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事前収録動画のオンライン視聴の形式の開催とした。

事務職員のSDに関しては、「教職員に求める能力」（資料10-1-38【ウェブ】）を明示したうえで、「熊本学園大学一般職員研修規程」（資料10-1-40）及び毎年度の「SD実施方針」（資料10-1-41）に基づき各種研修を実施している。

これらの研修後は報告書の提出を求め、報告書は事務局ネットワーク上で閲覧できるようにしている。また、後述の事務職員会で研修報告の場を設けることにより、研修受講者への総括の機会の提供とあわせて事務局全体への研修成果の還元と情報の共有を図っている。

「熊本学園大学一般職員研修規程」で定めている階層別研修の一つである新入職員研修では、就任前の3月に全体的な研修を行い、就任後はテーマごとに就任2～3年目の職員を交えた形で継続的に実施している。

管理職研修では、取組みを始めている業務評価、処遇への反映を見据えた人事評価者の育成と管理職のマネジメント能力の向上、ひいては事務局の強化を目的に、2019（令和元）年度に6回に渡ってマネジメント研修を実施した（資料10-1-42）。

部外研修では、担当業務の専門知識・技能を習得させ、業務遂行能力の向上を図るため、文部科学省、私立大学協会等の私学団体の他、各種機関が主催する研修会、各部署が加盟している他大学との研修交流会に年間1人1回以上参加できるようにしている。このほか、一般社団法人大学コンソーシアム熊本が県内加盟大学と合同で行う「新入職員研修」、「中堅職員向け研修」、「中堅職員フォローアップ研修」、「主任・管理職研修」に経験年数に応じた職員を順次参加させている。必要な知識やスキルの習得とともに、各大学が抱える悩み・課題の解決に向けて参加者が活発に意見・情報交換することで、本学においても課題解決の手がかりを得ることができ、以後の業務遂行・向上に有用に働いている。

海外視察研修は、毎年2名を派遣出来るようになっているが、2018（平成30）年度以降は希望者が出ておらず、派遣できていない。海外研修の利用はなかったものの、学内で開催される交換教員による教職員向け語学講座（中国語講座・韓国語講座）には語学習得に意欲ある職員が参加している。

全職員研修は、一般職員全員が参加し、毎年度テーマに沿った内容で研修を行っている。経営・教学の方針、入試広報・就職支援他、各部署の具体的な取組みや成果を共有することで、職員全体の共通認識の形成や一体感の醸成に役立てている。

さらには「スキルアップ研修」を設け、個々人の担当業務にかかわらず、大学職員として必要な資質向上と自己啓発を促し、自己研鑽を支援することを目的として予算措置を行い、職員全体の資質向上を図っている。「スキルアップ研修」においては、毎年度1名以上の利用があり、職員の意欲向上に繋がっている。

一般事務職員で構成する事務職員会は、職員の資質の向上、円滑な事務の遂行、管理運営への協力を通じて本学の発展に寄与することを目的に組織されており、「熊本学園大学事務職員会規程」（資料10-1-36）第4条第1項第3号において「本学の管理運営に必要な事項の調査、研究」をその事業の一つに挙げている。運営の主体である常任委員会を中心に、全職員に情報を共有し、学内の管理・教学を問わず課題解決のための検討にあたるしくみとなっている。3ヶ月に1回開催される定例の職員総会においては、事務局長より法人・大学事

務の運営の方針や現状等が報告され、職員一同が方針・目的を明確にして取り組むための共通認識を形成する場となっている。また経営及び教学にかかる問題等を提議、検討できる場としての役割も担っている。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

1. 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価の実施

大学運営の適切性に関する点検・評価及びそれらに基づく改善・向上に関して、熊本学園大学では、5年間の大学運営の道標として中期経営計画を策定（「学校法人熊本学園中期経営計画」として策定）しており、計画達成のために取り組むべき各施策を大学行動計画として具体化している。中期経営計画の推進にあたっては、2016（平成28）年度の第1次計画の策定以降、毎年度、主要数値目標の達成状況を確認・分析するとともに、大学行動計画に掲げた各施策への取り組み状況、成果、目標達成度等について確認と検証を行っている。また、大学行動計画の達成状況は、大学の教育研究に関する重要な事項を審議することを目的として設置している教育研究評議会を経て、教授会、事務局部課長会に報告し、教職員への周知と浸透を図っている（資料 10-1-43）。さらに、計画の進捗の管理と確実な実施のための組織として、設置学校長、事務局長他により構成される中期経営計画推進管理本部を設置し、推進管理本部のもとに計画の策定・推進・進捗管理を行うなど、各施策を機動的かつ効率的に推進する態勢を構築している（資料 1-14）。

本学における自己点検・評価は、自己点検・評価委員会が示した方針に基づき毎年行っており、自己点検・評価報告書は大学ウェブサイトで公表している。

また毎年度の自己点検・評価報告書は、「熊本学園大学内部質保証推進規程」（資料 2-3【ウェブ】）に基づき、学長、副学長、事務局長、学長室長等で構成される熊本学園大学内部質保証推進委員会に報告し、内部質保証推進委員会において改善が必要と判断された場合は、期限を定めたうえで担当部局に対して改善の指示を行っている。このように、定期的な自己点検・評価を通じ、課題の検証、改善を継続し、課題の解決を推進している。

2. 監査プロセスの適切性

本学では、監事、監査法人及び内部監査室がそれぞれ独立した立場から大学運営の適切性を確認する三様監査の体制が整備され（資料 10-1-44）、各々が策定した監査計画に基づき監査を実施し、結果を共有する監査プロセスが確立されている。

監事は、私立学校法の定めに従い、「学校法人熊本学園大学監事監査規程」（資料 10-1-45）及び「学校法人熊本学園監事監査マニュアル」（資料 10-1-46）に基づき、中長期及び年次の「監事監査計画」（資料 10-1-47、資料 10-1-48）を策定し、学校法人の意思決定や業務執行の適切性、財政の健全性及び教育研究の質の向上等を、理事会等の主要会議への出席や重要な決裁書類の閲覧等を通して監査し、監査報告書を理事会及び評議員会に提出している。

(資料 10-1-49)。

また、私立学校振興助成法に基づく監査法人による会計監査についても適切に実施している。そこでは、「会計監査計画」(資料 10-1-50)に基づき、期中・期末監査及び理事長等へのヒアリング等の監査が実施されている(資料 10-1-51)。

上記の法定監査に加えて、さらに本学では内部監査室を設置し、「学校法人熊本学園内部監査規程」(資料 10-1-52、資料 10-1-53)に基づき、学校法人各部署での実地監査により、各部署での内部統制及びリスク管理の有効性を監査して、その結果を理事長に報告する(資料 10-1-54)と共に、被監査部署にフィードバックして業務改善を促している(資料 10-1-55)。

それぞれの監査結果は、年に 2 回開催される意見交換会において情報を共有することにより三者の連携を保っている(資料 10-1-56)。

3. 点検・評価結果に基づく改善・向上

第 1 次中期経営計画(2016～2020)においては、「熊本学園の使命を達成するための経営基盤の強化」を掲げた。経営基盤強化のためには学園の運営・経営を支える事務局の強化が必要不可欠であることから、2017(平成 29)年 9 月に最優先課題として、「事務局の強化」を掲げ、以後、常任理事会のもと、大学運営、学園の経営を主体的に担える事務局を目指し、意識改革、業務改善に取り組んでいる(資料 10-1-57)。

具体的な改善の事例としては、事務局の円滑な業務遂行に資するため、各課で日常的に必要なと思われる書類を一覧にまとめた「業務必携一覧」の作成を各部署に義務付け、適切な文書管理を図るとともに、効率化できと思われる業務がないか専任職員全員に提案書提出を求めた。また、改善推進のためのプロジェクトチームには職員全員が関わり検討を行った。改革の途上ではあるが、職員の意識の向上とともに、起案文書等の管理の一元化(資料 10-1-58)、決裁権限の明確化と簡素化のための経理規程の改正、水光熱費の可視化・共有化による経費削減などの成果もあがっている(資料 10-1-59)。

また、事務局の現状や課題を踏まえて事務組織の改編についても検討を行い、2021(令和 3)年 4 月に秘書室の設置、地域連携センター事務室の学術文化課への統合、ボランティアセンターを学生部の配下にするなどの改編を行った(資料 10-1-60)。

監査プロセスの中での改善への取り組みの事例としては、監事監査結果の報告を受け、常任理事会で審議し、改善を図っていることが挙げられる。2020(令和 2)年度には、一部理事の選出方法に関する内規と寄附行為の不整合が検出され、改善を要する旨の提案を受けた。その改善提案に従い、当該内規を 2020(令和 2)年度末までに改正し、現在は当該内規と寄附行為との不整合は解消されている(資料 10-1-61)。2021(令和 3)年度は同様に、監事から 9 項目の改善についての提言があり、常任理事会審議、監事との意見交換会を行い対応することになっている。

【2】長所・特色

本学の運営について学生からの意見を聴取する機会として、学生、教職員が委員となって構成される大学生活の充実・発展に関する運営協議会、福利厚生委員会が設置されている。学生からの要望を受け、その要望を運営に反映させキャンパス環境の改善につなげてきた。

これらの制度は1974（昭和49）年に策定され、既に50年近い歴史があり、本学の建学の精神である「師弟同行」「自由闊達」「全学一家」を体現し、大学運営を学生、教職員が協働で運営する特徴的な制度となっている。

【3】問題点

大学運営を支える事務職員の人事制度について、業務の多様化、高度化に対応し、職員一人ひとりが成長し続け、その特性や能力を最大限に発揮できるようなしくみが必要であるが、現状では、職員個々の業務を評価するしくみが整っておらず、年功的な処遇となっている。事務職員を対象とした人事評価制度の導入は急務であり、中期経営計画の法人行動計画において、職位ごとの役割と責任を明確化し、職位や求められる職員像に応じた職務の提供ができるようなしくみを作ることに取り組んでいくことにしている。

【4】全体のまとめ

本学では、前述したように「学校法人熊本学園中期経営計画」を策定し、大学運営に関する方針について明示したうえで、具体的な取組みを「大学行動計画」により明確にすることで教職員への浸透を図っている。その運営を適切に推進するため、学長及び役職者の選任方法と権限を学内諸規程で明確に定めることにより、学長を中心とする大学の運営にかかわる意思決定体制を整備し、副学長、学長室長をはじめとする学長の職務執行を支える体制を構築している。また、危機管理対策については、学長の指示で迅速に対策本部を設置できるしくみとなっており、予算編成は、常任理事会で確認した方針に基づき編成され、予算執行は関連規程に基づき適切に処理されている。

一方で、法人及び大学運営に必要な組織構成と人員配置については、事務組織分掌規程において明確にしており、必要に応じて適切に事務組織の改編を行い機能的な事務組織を編成している。また、毎年度規程及び方針に基づいたSDを実施することで、効率的効果的な大学運営に繋げている。しかしながら、適正な業務評価と処遇改善が十分でないことを課題として認識しており、人事制度の整備及び事務組織の強化について第2次中期経営計画を推進するなかで取り組むこととしている。

以上のことから、本学は当該基準を充足していると考ええる。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

【1】現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
評価の視点2：大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

1. 大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

本学の「大学運営に関する方針」（資料2-34【ウェブ】）の中に、「2 大学の理念及び目的を具現化するために中期の経営計画を策定し、教育の充実と向上を図る。」ことを掲げている。

第1次中期経営計画（2016～2020年度）では、熊本学園の使命を達成するための経営基盤の確立を戦略目標とし、行動計画策定方針を①経営の安定を図るための収入の確保（各設置学校の定員確保）、②財政健全化三ヵ年計画の継続（経費削減など）、③中期経営計画への連動とし、取組みを実施した（資料1-9）。

数値目標は、法人全体としては、教育活動収支差額を2018（平成30）年度に収入超過、基本金組入前当年度収支差額を2019（令和元）年度に収入超過にするものであった。

数値目標の達成状況について、法人全体としては、教育活動収支差額を2018（平成30）年度に収入超過を達成、基本金組入前当年度収支差額を2019（令和元）年度に収入超過（平成28年熊本地震の災害復旧費を除く）を達成した。これにより経営の安定を図るための収入確保ができ、合わせて経費削減にも取り組むことができたため、第1次中期経営計画で掲げた経営基盤の確立の戦略目標は達成できた。

その後、第2次中期経営計画（2021～2025年度）を2020（令和2）年度末に策定し、この中では、「財務基盤の向上」を掲げ、安定した収入確保と支出削減を実現するため、①教育活動収入の安定的な確保、②収益事業収入の確保と事業拡大の検討、③コスト構造の再構築による支出削減、に取り組む、経常収支差額比率の改善を目指すとしている。財務計画は、授業料収入予測、人件費予測、施設設備計画、借入金計画などをもとに財務のシミュレーションを行い策定している（資料1-10）。

2. 大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

第2次中期経営計画では、重要目標達成指標（KGI）及び重要業績評価指標（KPI）の数値目標を設け、その実現に向け2025（令和7）年度までの事業活動収支計算書の見通しを作成している。重要目標達成指標（KGI）として、法人全体としては、経常収支差額比率5.0%、重要業績評価指標（KPI）として、人件費比率56%、学生生徒等納付金収入5,051百万円、付随事業収入117百万円、教育活動外収入40百万円を目標としている。法人本部及び大学でみた場合、経常収支差額比率5.0%、人件費比率54.5%、学生生徒等納付金収入4,208百万円、付随事業収入77百万円を目標としている。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

1. 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

2. 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤について、2020（令和2）年度事業活動収支計算書でみると、法人全体の教育活動収支差額は452,956,273円の収入超過、経常収支差額は453,236,096円の収入超過、基本金組入前当年度収支差額は309,704,981円の収入超過であった（資料10-2-1）。

収入については、2018（平成30）年度より、学生の大部分を占める大学第一部は入学定員を満たし、更に2019（令和元）年度より収容定員も満たしたことにより、安定した学生生徒等納付金収入を確保することができている。しかし、学生生徒等納付金比率が80%を超えているため（大学基礎データ表10）、2017（平成29）年度より不動産賃貸業等の収益事業を行い、新たな収入源を獲得している。

法人全体の財務比率をみると、経常収支差額比率が、2016（平成28）年熊本地震からの復旧復興のため、2016（平成28）年度はマイナスになったが、2017（平成29）年度以降は6.2%、5.7%、0.3%、6.5%とプラスで推移し、2020（令和2）年度は日本私立学校振興共済事業団が発行している令和2年度版「今日の私学財政」の医歯系法人を除く全国平均4.2%を上回っている。人件費比率については、50%後半で全国平均53.2%を上回っている。教育研究経費比率は、2016（平成28）年熊本地震からの復旧復興のため、2016（平成28）年度は45.2%と高くなったが、その他の年度は20%後半で全国平均33.5%を下回っている。（大学基礎データ表9、表10）。このように2016（平成28）年熊本地震の影響を大きく受けたが、その後は安定した収入の確保ができており財務基盤を保持できている。これにより教育研究活動を安定して遂行するために、必要かつ十分な財務基盤を確立している。

第2次中期経営計画では、学生第一主義を徹底し、学生が自ら成長を実感できるよう、教育内容の充実・教育環境の向上を図り、学生の満足度を最大化する。また、国内外で評価される研究や突出した地域研究による研究成果の高度化、そして、研究成果を積極的に還元し社会の発展を支えることで存在感を発揮するという目標を掲げている。安定した財務基盤のもと、このような教育研究活動の遂行ができるよう計画している。

3. 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

科学研究費補助金及び受託研究費等は、学術文化課が担当している。獲得した研究費は、2018（平成30）年度は49,685,886円、2019（令和元）年度は29,168,497円、2020（令和

2) 年度は 38,730,297 円であった。

科学研究費助成事業については、申請者及び採択者を増やすための取組みとして学内者が行う獲得に向けた公募要領等説明会を行っているが、これに加えて 2020（令和 2）年度より更なる採択者数を増やすため外部講師を招き獲得に向けた説明会を実施した。次年度以降も継続して行い科学研究費に留まらず、受託研究費、共同研究費等の獲得を推進し、採択に向けた取組みを行う（大学基礎データ表 8）。

寄付金については、創立記念事業の際に卒業生を中心に募金活動をするところがあるが、そのような事業がない場合は、積極的な活動を行っておらず、寄付金比率は 1%程度に留まっている（大学基礎データ表 9）。しかし、ここ数年、寄付講座、課外活動及び海外留学のための寄付金を毎年いただいている（資料 10-2-2）。

資産運用は定期預金の利息収入だけだが、収益事業として 2017（平成 29）年度より不動産賃貸業を行っており、その利益を収益事業収入として学校法人へ繰り入れている（資料 10-2-1）。

【2】長所・特色

2016（平成 28）年熊本地震の影響を大きく受けたが、復旧復興を成し遂げ、大学第一部の学生については、入学定員及び収容定員を満たし、安定した収入を確保できている。

【3】問題点

学生生徒等納付金比率が 80%を超えているので、学生生徒等納付金に大きく依存しており、外部資金の割合が低くなっている。寄付金は、創立記念事業時など臨時的なものが多く、今後は恒常的な寄付金獲得が必要となる。

2016（平成 28）年熊本地震からの復旧復興のため、借入金が増加し、総負債比率が高くなっている。長期間になるが約款どおり償還していくので、少しずつではあるが改善に向けて進めていく。

【4】全体のまとめ

第 1 次中期経営計画（2016～2020 年度）が終了し、2021（令和 3）年度より第 2 次中期経営計画（2021～2025 年度）がスタートした。第 2 次中期経営計画（2021～2025 年度）では、重要目標達成指標（KPI）及び重要業績評価指標（KGI）の数値目標を設け、その実現に向け、2025（令和 7）年度までの事業活動収支計算書の見通しを作成している。

2016（平成 28）年熊本地震の影響を大きく受けたが、復旧復興を成し遂げ、大学第一部の学生については、入学定員及び収容定員を満たしているため、事業活動収支計算書の経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額は収入超過になっており、安定した財務基盤となっている。今後は、第 2 次中期経営計画に則り事業活動を行うことにより、さらなる財務基盤の向上を目指す。

以上のことから、本学は当該基準を充足していると考えられる。

終 章

本学では、2015（平成 27）年度に 5 カ年間の第 1 次中期経営計画（2016-2020 年度）、その後 2020（令和 2）年度には第 2 次中期経営計画（2021-2025 年度）を策定した。まず第 1 次計画では、建学の精神の再確認と現代的解釈を行い熊本学園の使命を明確にし、熊本地震に被災しながらも、計画を遂行した。また第 2 次計画では、その使命を引き継ぐとともに、認証評価の結果を踏まえて主要な目標を明示し、教育の質向上、情報発信、地域との連携、研究支援、組織・制度改革などの課題に取り組むとした。

現在、大学運営を取り巻く環境として、Society5.0 などの社会環境の変化、教育改革、東京一極集中是正政策による人口動態の変化が進む一方で、少子化及び人口減少、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした経済状況の悪化がみられる。こうした社会の変化に迅速な対応をすべく、本学では、歴史と伝統により培ってきた熊本県内におけるブランド力、社会で活躍する多くの卒業生、充実した学生等支援制度、地域との強い連携、大学教員の幅広い研究力等、これらの諸資源を活用し、機会を活かすことで、研究機関としての存在感の向上を目指している。

この度の第 3 期認証評価を受審することで、こうした本学の方針を再確認するとともに、これまでの取り組みやその成果、さらには問題点・課題を見出すことができた。ここでは、本学の教学マネジメントを中心に主要な成果とこれから取り組むべき課題について、以下記述する。

<主要な成果>

1. 熊本学園大学「行動計画」と「グランドデザイン」

第 2 次中期経営計画に基づく熊本学園大学の行動計画の目標は、①学生第一主義に基づく教育を実践する大学、②社会の発展を支える知と地の拠点大学である。具体的には、まず学生が自らの成果を実感できるよう教育内容の充実・教育環境の向上を図り学生の満足度を最大化すること、次に研究成果の高度化そして研究成果を積極的に還元し社会の発展を支えるとしている。そして、「創立 100 周年の礎の構築」という観点から、本学の今後取り組むべき 5 つの方向を提示した。具体的には、①入学者の裾野の拡大、②教育の質の向上を通じた学生の満足度を高め大学の魅力を一層増すこと、③社会のニーズを取り込んだ学部編成の積極的な改革の推進、④より充実した研究を通じた社会貢献、⑤確固とした経営的基礎のもとでこれらの取り組みを推進することである。本学は、こうしたビジョンを基礎に、教育力の向上、研究活動の充実、教育プログラム・教育編成の果敢な改善と改革を図り、大学の活性化とブランド向上を推進している。

2. 内部質保証の体制としくみの見直しと整備

2016（平成 28）年度に改訂された新大学基準とともに、大学運営マネジメントに関しては学長のリーダーシップによる機動的かつ効率的に対応できる適切な運営能力が求められることとなった。本学では、2020（令和 2）年 4 月に「熊本学園大学内部質保証推進規程」を策定し、内部質保証の組織体制を構築した。この組織の運営母体として設置された内部質保証推進委員会は内部質保証の基本方針を策定するとともに自己点検・評価委員会に自己

点検・評価の実施を指示し、作成された自己点検・評価報告を受けて、必要な部署に改善指示を行う体制を整えた。こうして、本学における PDCA サイクルによる内部質保証システムは整備された。

しかし、2020（令和 2）年度に前年度の自己点検・評価報告を受けて改善指示を実施したものの、その成果は必ずしも十分なものとはならなかった。その要因について検討が行われ、内部質保証に関する教職員の理解が十分に周知徹底されなかったことが理由のひとつとしてあげられた。内部質保証システムに関する体系図、PDCA サイクル概念図、教学の関連図がわかりにくいものになっていたのではないか。この課題が内部質保証推進委員会で提起され、その見直しの検討が進められた。その結果、学長を中心とした教学マネジメント体制を新たな図に明示し、全学レベル、部局レベル、構成員レベルの 3 層構造でそれぞれ PDCA サイクルを可視化した。内部質保証体制は、新たな 3 種類の図に表現され、2022（令和 4）年 2 月の全学の教授会で報告され周知徹底をされるとともに、内部質保証の機能を実働的に機能させているところである。

3. 熊本地震の経験を活かした本学の危機管理体制

本学は発生する危機に迅速かつ的確に対応するために危機管理体制及びその他基本事項を定め、危機管理委員会を設置している。学長はこの委員長として自然災害、火災、重大な事件・事故、重篤な感染症等を扱う重要事項の審議を行い、迅速に対応し、本学の学生と職員の安全確保をはかり、社会的責任を果たすこととしている。

本学のこの対応は 2016（平成 28）年の熊本地震時での経験を基礎にしている。当時、前震が起きた 4 月 14 日翌朝に第 1 回危機管理委員会を開催し、本震が発生した 16 日には第 2 回目の危機管理委員会を開催し、21 日には「熊本学園大学危機管理規程」第 8 条第 2 項に基づき対策本部を設置した。学生、教職員の安否確認、施設復興、学生支援、授業再開準備などの対応だけでなく、しょうがい者や高齢者をはじめ被災者に対しても避難所の自主的開設による地域住民への支援を実施した。

こうした経験を基に、本学は新型コロナウイルス感染症への対応を実施した。新型コロナウイルスの感染が広がりだした 2020（平成 2）年 3 月 23 日に第 1 回対策本部会議を開催し、これまでに通算 140 回（毎週水曜日）の会議を開催した。学生、教職員等の安心・安全を第一に感染対策に務め、2020（平成 2）年度では新型コロナウイルス感染症感染拡大によって授業開始日を 4 月 8 日から 5 月 7 日に変更するとともに、学習支援システム「manaba（マナバ）」を全学的に活用することで遠隔授業を実施し、学修機会の確保と安全・安心な授業の実施を両立させた。

4. 教育改革の推進

2020（令和 2）年 10 月、本学では学生第一主義のもとで学生が成長できる教育環境（教育内容、教育プログラム、教学マネジメント他）を充実させるために、学長を中心とした専門部会として教育改革会議を創設した。そのなかでは、7 つの主要なテーマ（①授業改善の実質化、②少人数教育（初年次教育）、③教学マネジメントの教務上の取組み、④地域貢献関連、⑤全学教育関連の教育プログラム、⑥大学間の教育プログラム、⑦教育センターによる学習支援）を提起した。そのなかで、①と⑦では従来の取組み内容を充実化・実質化させ

る取組みとして進めてきた。また、④と⑤に関する教育プログラムは既存の地域中核人材育成プログラム、他学部・他学科受講制度を活用してより充実した教育プログラムへと再編するものである。2021（令和3）年度での各種会議や教授会などで内容協議を進め、実現に向けた取組みを続けている。

<優先的に取り組むべき課題>

1. 大学の教育方針の周知徹底

今回、認証評価を受審するにあたって、学長を中心とした教学マネジメント、自己点検・評価における PDCA サイクルによる教育改善について、学内の各部局間また構成員の間で認識や理解で様々な違いやレベルの差があった。現在、大学の教育方針などは大学ウェブサイトに公開されているが、これとは別の形で「建学の精神」、「目的及び使命」、「教育目標」から構成される本学の「教育理念」を、また各部局による目標と方針を、さらには全学の内部質保証システムによる着実な教育改善・改革の方針（概念図関連を含む）を初年次教育、FD、SD など多様な取組みのなかで周知徹底させる必要がある。その一つの事例として、簡潔にまとめた冊子の作成・配布とその活用が考えられる。それを今後の自己点検・評価を行う際にも活用することによって、学内全体の取組みを構成員全員にさらに周知徹底することができ、同時に学外に対しても本学の紹介として積極的に役立てられることが可能になる。こうしたなかで、地域に存在感のある大学としての方向性を学内外に明確にしていく。

2. 教学マネジメントの確立、内部質保証体制のさらなる整備

内部質保証の体制としくみは、2021（令和3）年度の見直しを通じてわかりやすく理解しやすくなり、今後の活用が期待されるところである。しかし他方、学長を中心とした教学マネジメントを推進していく上で組織的な課題が明確になっている。それは、大学の教育研究に関する審議の場としての教育研究評議会、大学院の教育研究に関する審議の場としての大学院委員会、大学の学部教育研究に関する協議機関としての学部長会は整備されているものの、学長による大学全体の教育方針・計画・実施に係わる部局が学長室企画会議という協議機関しか持っていないという問題である。教学全般にわたる方針・計画は、旧来の事務局組織（総務部のなかの企画課等）に位置づけられたままで、2016（平成28）年度に改訂された新大学基準（大学運営マネジメントに関しては学長のリーダーシップによる機動的かつ効率的に対応できる運営）にふさわしい組織として対応していない。学長のリーダーシップのもとに教学の方針・計画を実施するための事務局の組織が内部質保証体制に組み込まれ組織化される必要がある。そこでは、自己点検・評価のための事務分野、内部質保証を実施・検証するための事務分野、IR データを集積・分析する事務分野、これらを併せ持った教学組織体制が望まれる。さらには、有識者による外部評価体制の充実化を行うことで、大学の内部質保証体制をより実りあるものにしていく。

3. 教育・研究の制度のさらなる改善

今回の自己点検・評価を通じて、内部質保証システムのしくみと PDCA サイクルによる教育改革・改善の方針がより明瞭にされた。それを踏まえて、本学が掲げる教育の目的・目標、方針に沿った教育の取組みを安定的・継続的に実施していく必要がある。教育改革会議で設

定されたテーマのさらなる内容の充実化や、あるいは教学マネジメントの教務上の取組み（学修成果の可視化など）をさらに進めていく。加えて、学長を中心とした教学マネジメントを支える事務組織の整備による内部質保証体制の充実化を図りながら、大学院、学部、学科さらには各部局の機動的で効果的な改善策を、学園と連携協力しながら確実に実施していく。また、研究の一層の高度化と活性化を図るため、研究環境の充実とあわせて、研究の自己点検・評価を進めていく。

<今後の展望>

「熊本学園創立 100 周年に向けてのグランドデザイン」でも示されているように、大学は、少子化社会の大きな波の渦中であって、研究活動の充実、一層の地域貢献とともに、学生の成長が実感されるような教育力の向上を図り、教育プログラム・教育編成の果敢な改善と革新を目指している。内部質保証体制をより充実化させることによって、学校法人熊本学園の創立 100 周年に向けた礎は確固としたものにすることができる。この自己点検・評価による認証評価受審の機会を、さらなる大学の改革・改善に向けた取組みとして活かしていきたい。

（本報告書は、基本的に文部科学省が使用している表現に従っている。）